

コスモポリス

NO.20 2026

【論文】

観光業による越境民族の国民国家アイデンティティの再構築 柯 燁佳

ハワイとロサンゼルスにおける沖縄文化実践の継承
—琉球舞踊に関する個人の語りから— 白山 彩

軍事組織の機能分化・廃止をもたらすものは何か
—米英ソ海兵隊の変遷を例に— 山田雄一郎

【研究ノート】

非自由主義体制下の司法による抵抗をもたらす条件と戦略
—比較政治学と司法政治学をつなぐ— 久永 優吾

【書評】

若林正文著『台湾の半世紀：民主化と台湾化の現場』
筑摩書房、2023年、334頁 中田 実花

上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻
Graduate Program in International Relations, Sophia University
March 2026

COSMOPOLIS

目 次

【論文】

観光業による越境民族の………	柯 燁佳 ……………	1
国民国家アイデンティティの再構築	KE Yeja	
Reconstructing Nation-State Identity of Cross-Border Ethnic Groups through Tourism		

ハワイとロサンゼルスにおける沖縄文化実践の継承………	白山 彩 ……………	13
—琉球舞踊に関する個人の語りから—	SHIRAYAMA Aya	
Transmission of Okinawan Cultural Practices in Hawai'i and Los Angeles: Individual Narratives on Ryukyuan Dance		

軍事組織の機能分化・廃止をもたらすものは何か………	山田雄一郎 ……………	23
—米英ソ海兵隊の変遷を例に—	YAMADA Yuichiro	
The Causes of Functional Differentiation and Abolition of Military Organizations: Study of U.S. Marines, Royal Marines and Soviet Naval Infantry		

【研究ノート】

非自由主義体制下の司法による抵抗をもたらす条件と戦略………	久永 優吾 ……………	39
—比較政治学と司法政治学をつなぐ—	HISANAGA Yugo	
Factors and Strategies for Judicial Resistance under Illiberal Regimes : Bridging Comparative Politics and Judicial Politics		

【書評】

若林正丈著『台湾の半世紀：民主化と台湾化の現場』………	中田 実花 ……………	49
筑摩書房、2023年、334頁	NAKATA Mika	
Taiwan's Half Century: The Frontlines of Democratization and Taiwanization		

『コスモポリス』投稿規定 ……………		55
--------------------	--	----

執筆者紹介

編集後記

[論文]

観光業による越境民族の国民国家アイデンティティの再構築

Reconstructing Nation-State Identity of Cross-Border Ethnic Groups through Tourism

柯 燁佳 KE Yeja

(上智大学グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻博士後期課程)
International Relations of Graduate School of Global Studies, Sophia University

本研究は、中国とベトナムの国境地帯に位置する中国広西チワン族自治区大村（仮称）をフィールドとし、越境民族であるチワン族を研究対象とする。国家が辺境地域において展開する「辺境観光」という地政学的装置を通じて、越境少数民族が歴史的に維持してきた民族的紐帯に対し、いかにして「自己」と「他者」という区分を画定していくのかを明らかにすることを目的とする。具体的には、国家が「異国情緒」を意図的に演出することによって、民族共同体の内部における「他者化」のメカニズムを作動させ、結果的に国民国家への忠誠と向心力を強化するのである。

This article takes Da Village (a pseudonym) in the Guangxi Zhuang Autonomous Region along the China–Vietnam border as its field site and examines the Zhuang people as a cross-border ethnic group. It aims to clarify how the state delineates boundaries between “self” and “other” within historically maintained ethnic ties through the geopolitical apparatus of “border tourism” implemented in frontier regions.

Specifically, the article analyzes how the state deliberately stages “exoticism” in border areas, thereby activating mechanisms of internal othering within ethnic communities. Through this process, cross-border ethnic relations are reconfigured, and loyalty and centripetal orientation toward the nation-state are strengthened. By examining these dynamics, this research reveals how border tourism functions not merely as an economic strategy but as a political technology through which the nation-state reshapes ethnic belonging and territorial imagination in borderland societies.

キーワード：境界地域、移民、少数民族、観光政治、ジェンダー

Keywords : border areas, migration, ethnic minorities, politics of tourism, gender

1. 先行研究の検討

現代国家は観光を通じて経済発展を促すだけでなく、国家アイデンティティの構築を実現している。具体的には、観光は、政治的権威、空間的領土、および国家像の形成という三つのメカニズムを通じて国家アイデンティティの構築に寄与している。

第一に、政治的権威の顕示と正統化である。国家は観光を通じてその政治的権威を明示的に提示する。Fayard (2023) が指摘するように、観光客は国境、警察といった国家のインフラや、パスポート、ビザ、ワクチン接種証明といった主権を象徴する書類の提示を求められることで、国家の存在と権威を直接的に経験する。第二に、空間的領土の明確化と領土化である。観光は、国家の抽象的な領土概念を具体的な空間として再構築する。Ruowen (2016) は、観光客の身体的な移動と地理的境界への接触が、抽象的

な領土境界と国家単位を明確かつ具体的に認識させるプロセスに寄与すると論じる。第三に、観光は国家の文化的輪郭を規定する役割を果たす。すなわち、国家が望む「国家像」を国際社会に提示するために、観光資源として取り上げる文化を戦略的に構築・選択し、その展示を通じて「国家文化」の輪郭を規定しているのである（韓, 1996）。

一方で、観光は共同体、領土、歴史、さらには栄光ある英雄といった要素を包含し、国家を構築する有効な手段であると指摘されている（Smith, 2010）。言い換えれば、国家は観光を通じて国民統合を強化し、民族主義を構築することができる。

中国では、1978年に鄧小平が改革開放政策を打ち出し、観光業を経済振興の手段の一つとして位置づけたことを契機に（Sofield & Li, 1998）、観光産業は急速に発展し始めた。従来より、中国が各種の観光形態を通じて中華民族としてのアイデンティティ

を強化することに関する研究は数多く蓄積されてきた。その大枠は以下の三類型に整理できる。第一に、民族的英雄や始祖を観光資源化することで「中華民族の根」を可視化し、歴史的・文化的な起源を共有する共同体としての「中華民族」意識を構築するものである。第二に、中国共産党の革命を題材とする「レッド・ツーリズム（紅色旅游）」や、集合的災厄を想起させる「ダーク・ツーリズム」を通じて、民衆に国家との一体感を促し、同時に「中華民族」としての集合的記憶を共有させるアプローチである。第三に、少数民族を対象とした「民族観光」である。これは各地の少数民族の文化や生活様式を観光的に表象することで、それらを「中華民族」という包括的なナショナル・アイデンティティの有機的構成要素として位置づけ、国民統合を志向するものである。

国家は、民族の始祖や民族的英雄にゆかりのある地を「聖地化」することで、歴史的叙事と文化的根源を具象化し、統一的な民族の想像を構築する。この過程は、国内における国民統合を促進すると同時に、海外華人をも巻き込みながら、「中華民族」としての一体的なアイデンティティを強化する役割を果たしている。たとえば中華民族のアイデンティティ構築において、黄帝と炎帝の陵墓は極めて重要な役割を担っている。松村嘉久（2000）が指摘するように、中華民族の始祖とされる黄帝陵（陝西省黄陵県）と炎帝陵（湖南省陵県）への参拝は、1990年代半ばより中国国民のみならず、香港、マカオ、台湾を含む中国系同胞の間でも盛んになっていった。これらの陵墓は、「中華民族の団結の象徴」としての意味を付与されると同時に、人々が中華民族の一員としてのアイデンティティを構築する場所としてスペクタクル化され、国民や中国系同胞の参拝客誘致が行われた。もう一方の典型例が龍舟競技である。龍舟競技は「国家級非物質文化遺産」に指定され、中国の伝統的祝祭である端午節における屈原¹⁾追悼儀礼に起源をもつ。端午節の龍舟競技や粽（ちまき）を食べる習俗は、屈原を悼む民間儀礼として起源をもち、華人社会にも広がり、「炎黄子孫」（黄帝と炎帝の子孫）を結びつける象徴的文化実践として定着している。したがって、端午節の龍舟競技は、民族共同体における「共通の歴史物語」を再生産する役割を果たしている。この文化的記憶は観光実践においても積極的に利用されており、とりわけ発祥の地で

ある湖南省岳陽市では1991年以降「世界華人龍舟祭」が毎年開催されている。これにより、国内外の華僑・華人が一堂に会うことによって、中華文化の共有と「中華民族」ナショナリズムの統合が視覚的に演出されてきた（韓, 1997）。

また、1990年代末にレッド・ツーリズムが台頭した（Wang et al., 2023）。レッド・ツーリズムは、中国共産党指導下の革命期における業績を記念し（韓, 1997）、その歴史を情緒的に経験するためのテーマ観光、教育、記念活動として組織されている（李, 2019）。この戦略は、国民国家アイデンティティを強化し、民族意識の醸成を促進する役割を担っている（鄭, 2016）。これは、ダーク・ツーリズムの概念とも共通する。集合的な犠牲を中心に構築されたダーク・ツーリズムは、災難の遺跡などを観光資源とし、観光客は、これらの場所を訪れ、身体的な体験（視覚など）を通して抽象的な国家の歴史を具体的に経験する。この戦略は、集合的な記憶を喚起することによって、国民の愛国主義的意識を達成することを目的としている（Qian et al., 2018; Sun, 2025）。このように、国家はレッド・ツーリズムとダーク・ツーリズムという制度的枠組みを通じて、共同体の犠牲と集合の歴史を国民の身体に深く刻み込むことで、国家体制への政治的忠誠心と中華民族としてのアイデンティティの強化を図っているとされる。

さらに、1990年代に入り、中国政府は「民俗風情遊」を提起し、少数民族や漢族の地域性をテーマとした観光ルートや祭りを観光商品として積極的に推進するようになった。こうした民族観光の主たる目的は、国民形成の強化にある（松村嘉久, 2000）。曾（2001）が指摘するように、民族観光では、少数民族の文化は展示やパフォーマンスを通じて「中華民族」の構成要素として表象される。この表象は、多様な民族を一つの大きな傘である「中華民族」の下に包摂・統合することを意図しており、観光体験を通じて国民的アイデンティティを喚起することを目的としている。また、少数民族観光は、対外的な国家イメージを向上させることを意図した政策決定でもあった。これは、中国文化が多様でありながら、各少数民族が調和して統合されていることを世界に示すためのものであった（Matthews & Richter, 1991）。中国の国家旅遊局は1992年までに、「シルクロードの旅」や「西北少数民族文化の旅」など、海外からの観光客向けに6つの少数民族観光ルートを整備した（Sofield & Li, 1998）。また、民族スポーツ競技観光も重要な手段として機能し、例えば1995年に雲南で開催された第5回民族運動会は、55の少数民族の文化遺産を披露し、国内外から多くの観客

1) 屈原は「为国殉難」の象徴として受容され、その記憶は中華民族における民族精神の核を形成してきた。

を集めた。これらのイベントは、「各少数民族が中華民族という大家族の一員として調和して暮らしている」ことを世界に示すためのものである (Sofield & Li, 1998)。総じて、中国政府は民族観光を通じて、国内に向けては「中華民族共同体意識」への国民統合を、国際的には「多民族国家としての安定した良好な国家イメージ」を構築する。

このように、国家が観光を通じて強化してきた国民統合と民族主義の観光形態には、歴史文化観光、レット・ツーリズムとダーク・ツーリズム、民族観光、などが挙げられる。これらはいずれも「中華民族」という想像の共同体を提示し、国民の統合を促す機能を担ってきた。すなわち、国家は観光を媒介として用いることで、国内の少数民族やディアスポラの華僑・華人をも包摂し、統合的な中華民族アイデンティティを構築してきたのである。

従来の観光政治学研究は、国家が観光を通じて国民統合、中華民族としてのナショナリズム統合・凝集させるメカニズムに焦点を当ててきた。しかし、このような「共通性」を強調する論理は、中国西南の国境地帯の現実に合致するものではない。

中国の少数民族人口は960万人に上り、その多くが辺境地帯に居住している。特に、中国西南部と接する東南アジア山岳地帯の辺境地帯は、歴史的に「ゾミア」とも呼ばれ、中央権力の統制が及びにくい脱国家的な地域と言える。この地域に居住する少数民族は、数世代にわたって国境を越えて居住し、共通の言語、文化、祖先を基盤とした強固な民族共同体意識を持っている。

そのため、国家が観光を通じて提示する「統合的な中華民族」ナラティブは、必ずしもそのまま浸透するわけではない。むしろ、国民国家の建設過程において、こうした越境的つながりと、国家の「統合」戦略の間に摩擦が生じるのである。

本研究は、従来の観光と国民形成に関する研究が依拠してきた「民族主義の統合」の論理を相対化し、「他者化」という対照的な視点を提示する。国家アイデンティティの構築は、内部の統合だけでなく、外部の「他者」を明確に画定することによっても達成されるという理論的視座を提案する。

本研究では、John Urry (1990) が提唱する「観光のまなざし (Tourist Gaze)」を、国家による境界統治の分析に援用する。Urry が観光客が差異を消費することで価値を見出す「まなざし」という社会的実践を論じたのに対し、本研究は、国家がこの「まなざし」を意図的に利用し、国境地帯に政治的差異を作り出し、民族共同体を「他者化」するメカニズムを解明する。

辺境観光 (ボーダー・ツーリズム) は、国境を持つ「政治・経済制度の差異の交差点」といった価値を観光資源化する戦略である (Dallen, 1995)。中国は、中朝国境の図們江における検問所の観光化 (松村公明, 2009) や、広西チワン族自治区における辺境観光の推進を通じて、この政治的・文化的な差異を積極的に活用している。

本研究は、特に中国広西チワン族自治区崇左市大新県の大村 (仮称) で実践される辺境観光が、国民国家意識を植え付けるための新たな制度的装置として機能している点に着目する。大村では、「ベトナム人風情」という異国情緒が構築され、世代を超えて同一文化を共有してきた民族共同体が、「中国人」と「ベトナム人という他者」へと意図的に切り分けられた。

大村には、国境を越える民族的慣習によって、ベトナム側のチワン族女性が中国側のチワン族コミュニティに結婚移住してきた歴史がある。彼女たちは、民族的共通性により、ベトナム人と中国の国境線を物理的のみならず、アイデンティティ上も容易に越境し、日常生活を営んできた。しかし、大村で「ベトナム人風情」を売りにした観光が発展するにつれて、彼女たちは観光客の「まなざし」を利用し、「ベトナム性」を演じることで経済的利益を得るようになる。この過程で、彼女たちの国民国家属性 (ベトナム人であること) が強化される一方で、民族的共通性は相対的に弱くなっていく。

この「他者」イメージの構築は、観光客とベトナム人チワン族移民女性の間のみで起こるのではない。それは、地元の中国人チワン族住民にも深く作用し、かれらが自身の国民国家アイデンティティを再検討し、定義する契機となる。なぜかというところ、大村で展開される観光業は、両者の国境を越えた民族的共通性ではなく、国家レベルで見た時の「差異」に焦点を当てる。観光宣伝や文化的芸能の公演は、「中国とベトナムの異なる風情」を強調する。このように、同民族であるベトナム人チワン族の「ベトナム性」が観光によって具体的に提示されることは、中国人チワン族住民にとって自己を映し出す鏡となり、国民意識を反射的に浮かび上がらせる契機となる。かれらが日常的にこの「差異化」された物語に参加し、消費する中で、同民族の仲間との間に国民国家的なアイデンティティの区切りが生まれる。この辺境観光の過程で、かれらの国家への求心力が強固になる。

しかし、従来の中国における辺境観光研究は、観光を通じた国民統合の構築や強化という観点からの分析はほとんど見られなかった。既存の研究の多く

は、クロスボーダー観光²⁾を通じて観光客の国家帰属意識がいかに醸成されるかに焦点を当ててきた(松村嘉久, 2000; Chan, 2012)。これに対し、本研究は、「他者化の過程」が越境少数民族自身の国民意識に与える影響に注目することで、従来研究が看過してきた辺境地帯の住民への作用を明らかにするものである。さらに、この「他者化」のメカニズムは、本研究のフィールドである中国広西チワン族自治区崇左市の大村、ベトナムカオバン省ジュンケイ県のトゥイ村の国境地帯にとどまらず、雲南省の河口市や東興市など、複数の中国西南辺境都市においても観察されることを確認している。

本研究は、2019年7月から2023年12月まで中国の広西チワン族自治区崇左市大新県の大村(仮称)と周囲の村落、さらに2023年10月と12月にベトナムのカオバン省チュンカイン県のトゥイ村(仮称)で実施したフィールドワークによるデータの一部を利用する。中国側では、6回調査を行い、1回あたり7日から20日間滞在した。2022年2月以降は、4~7日間にわたって調査で知り合ったベトナム人移民女性宅に宿泊し、残りの期間は他のベトナム人移民女性が経営または勤務するホテルに滞在した。ベトナム側では、2023年10月に10日間、12月に4日間滞在して調査を行った。なお、本章における分析および記述は、主に筆者が中国側(中国広西チワン族自治区)で実施したフィールドワークおよび聞き取り調査に基づくものである。

インタビューは対象者の同意を得て録音し、同意を得られなかった場合には、筆記により記録した。本稿で引用したインタビューは可能な限り対象者が語ったまま再現しているが、一部重複する表現は削除した。括弧内は、筆者による補足である。下線部は、筆者が特に注目した発言である。

調査方法として、参与観察と非構造化インタビューを主に用いた。参与観察は、現地住民と生活を共にしながら、大村におけるベトナム人移民女性の家庭内、村内の地位、生活に関する状況、ベトナム貿易街における店の経営状況を明らかにすることを目的として実施した。参与観察を実施する場所はベトナム人移民女性の家、彼女たちが勤務するホテル、レストラン、ベトナム土産物店で行った。また、大村役場職員を含め大村村民への非構造化インタ

ビュー調査を実施した。

2. 辺境地域広西チワン族自治区

2.1 広西チワン族自治区の概要

広西チワン族自治区は東南アジアに接する中国の西南辺境地域に位置している。広西チワン族自治区はベトナムと隣接しており、その中の防城港市、崇左市、百色市はベトナムのクアンニン省、ランソン省、カオバン省、ハザン省と接している。広西チワン族自治区とベトナムとの陸上の国境線は1020キロメートルに及ぶ。さらに、広西チワン族自治区は中国からベトナムを含む東南アジア諸国に行く際最も便利な通路であり、「一带一路」政策の重要な都市である。

2020年の中国第七次国勢調査によれば、少数民族の総人口は全国総人口の8.9%に過ぎないものの、その数は1.25億人に達している。このうち、大多数の少数民族が西南辺境地域に居住している。広西チワン族自治区の少数民族人口は1959万人である。チワン族は広西チワン族自治区内で最も人口の多い少数民族であり、その人口は1572万人である。チワン族の他に、広西チワン族自治区にはヤオ族、ミャオ族、トン族、ムラオ族、マオナン族、ムスリム、キン族、イ族、スイ族、コーラオ族など、計12の定住少数民族が存在する。

2.2 越境民族共同体の形成

一方で、本研究が分析の対象とする中国西南部(広西チワン族自治区と雲南省)、そして「タイ、カンボジア、ミャンマー、ラオス、ベトナム」は、Willem van Schendel や James C. Scott の言う「ゾミア」として理論化されてきた(Van Schendel, 2002; Scott, 2009)。この地域では、近代的な国民国家が確立される以前、当時の国家(王朝)の統治権が及びにくい「非国家空間」として長らく存続してきた地域である(Michaud, 1997; Michaud, 2010)。

この地域で生活している少数民族は宗教儀礼、交易、親族ネットワークなどの民族的さらに地域的なネットワークを通じて、国境を超える独自の空間秩序が構築されていた。

広西チワン族自治区とベトナム国境地域でも同様に顕著に見られる。中国とベトナムの間の国境線は、1886年から1897年にかけて、中仏間で締結された「中仏会訂越南条約」に基づいて画定された(Bonin et al., 2015)。しかし、行政的な境界が設けられた後も、この地域に暮らす人々が世代を超えて構築してきた民族的・社会的交流ネットワークが分断されること

2) クロスボーダーツーリズムの概念は“国境を越えて入国通過すること”である。観光客は一方で、国を境にして2カ国の文化を見ること、もう一方は、国境そのものの動き(入国手続きなど)を見ることである(三原, 2000)。

はなかった。これらの国境地帯に住む多くの民族は、隣国の民族と同一の言語や文化を共有し、血縁や社会的なつながり、さらには経済共同体としての関係を保持している (Lattimore, 1962)。現代国家の視点から見ると、このような強固な同系民族ネットワークは遠心的傾向を助長し、国家統合の妨げとなるリスクを高める要因となっていた。したがって、このような地理的および社会文化的背景の下、辺境地帯の少数民族に対する求心力の増大は、中国建国後の主要な政治課題の一つとなった³⁾。

3. 辺境村大村

3.1 大村の概要

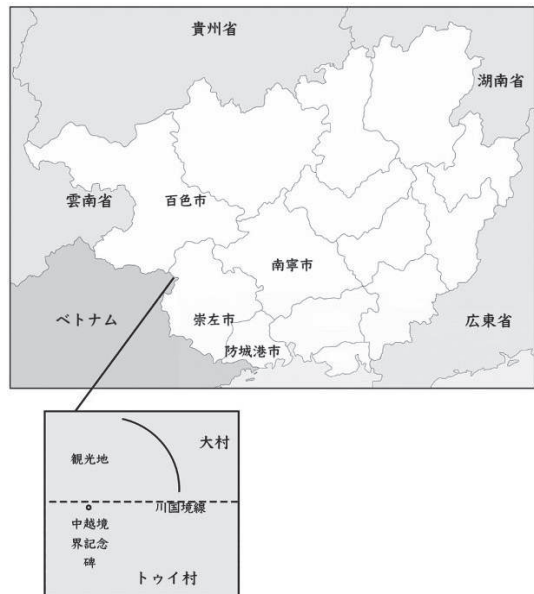
中国広西チワン族自治区崇左市大新県の大村は中国とベトナム国境に位置する辺境村で、国境である川を挟んでベトナム・カオバン省チュンカイン県のトゥイ村に隣接している。

大村の住民は全員がチワン族であり、トゥイ村の住民とは同じ言語と文化を共有する同系の民族である (伊藤, 2003; 申・劉, 1988)。両村の住民は日常生活においてチワン語を使用している。かれらの信仰は道教と祖先崇拝であり、冠婚葬祭では、土地を護るとされる「土地公」を祭る。両国の村民が国境を越えて互いの村の親戚や友人を訪問し、祭りを祝うなどの民族間の交流は、中国とベトナムの建国以前から存在している。

大村は年間訪問者数 100 万人を超える中国国内有数の観光地である。観光による年間収入は 1.57 億人民元に達し、村の収入の 90.5% は観光によるものである⁴⁾。多数の観光客の訪問に対応して、村内にはベトナム土産物店が 12 軒、ホテルやレストランが 10 軒以上 (一部ホテルとレストランが併設されている) 存在している。自然の景観に加えて、ベトナムの「エキゾチックな」雰囲気も観光資源となっている。村内にはベトナム土産の専門店街があり、レストランではベトナム料理が名物となっている。大村

から車で 10 分の距離にある大型宿泊施設も観光の拠点となっている。大村の人口は約 500 人で、若者の多くは他省で出稼ぎをしている。大村における観光業を担う労働力は、周辺の村と川向こうのベトナムのトゥイ村が提供している。トゥイ村の役場職員によると、ほとんどの村民は大村を訪れたことがあり、大村で働いたことがある人も多い。

ベトナム人が中国側の村に移動する方法は、主に以下の 4 つに分類される。第一に、鎮所在地にある国境検問所にてパスポートを提示し、ビザの有効期限内に指定された範囲内で移動するという方法である。第二に、パスポートの代替として「出入国通行証」(通称「辺民証」) を提示する方法がある。これは中国とベトナムの国境に隣接する県(市)の行政区域内に居住する住民が申請可能な身分証明書であり、通行証の提示により、一日に限って所属鎮の範囲内での移動が認められる。以上の二つは公式な越境手段であるが、手続きには時間と費用を要する。第三に、図 1 のように、トゥイ村と大村は国境をなす川によって隔てられているが、村民たちは竹筏やゴムボートを用いてこの川を渡り、わずか 5 分ほどで対岸に到達することができる。第四に、ベトナム側に位置する中国とベトナム境界記念碑を通り抜け、大村とトゥイ村の陸続きの境界線を徒歩で越え、中国領内に到着する方法である。これらの方法のうち、後者の 2 つは法的には非正規の越境手段に該当するが、実際には多くのベトナム人が利用している。



3) 中華人民共和国教育部 2005 年 10 月 28 日「教育部关于贯彻落实《中共中央国务院关于进一步加强民族工作加快少数民族和民族地区经济社会发展的决定》做好民族教育工作的通知」(http://www.moe.gov.cn/s78/A09/s7046/201006/t20100609_171611.html) (2025 年 8 月 25 日閲覧)

4) 大村 (仮称) の観光データに関する報告書から引用したが、村が特定されないように、報告書のタイトルおよび URL は掲載しない。

(図 1 受け入れ社会大村と送り出し社会トゥイ村の位置関係 筆者作成)

大村に越境するベトナムチワン族は以下の3つの集団に大別されている。1つ目は養子のパターンである。大村では、男女問わず養子縁組が行われている。主にベトナム出身の子どもたちが大村の村民に養子として迎えられている。ベトナム人の養子、お祭りなどの場合には越境して大村にいる養親を訪れることもある。2つ目は出稼ぎ者である。3つ目は結婚（慣習婚）移住者である。大村に出稼ぎ、結婚をするベトナム人の多数は女性である。

3.2 越境民族間の国民国家境界の曖昧さ

大村を含め、中国とベトナムの国境地域において、同系の少数民族は長い歴史の中で国境をまたいで生活してきた。これらの同系の民族は言語、習慣、信仰、親族関係を共有し、親族訪問、婚姻、出稼ぎ、商売など、国境を越える活動は日常の一部として営まれてきた。

チワン族は祖先崇拜を信仰する民族である。中元節（陰暦7月15日）はチワン族文化において、春節に次ぐ最も重要な祭りの一つであり、家族が集まり祖先を祭る大切な時間である。この祭りは通常、2～3日間にわたり行われ、道士が家に招かれて経文を読み上げ、故人を祭る。大村とツイ村は家族が国境を越えて生活しているため、中元節の期間には両村の住民が多数越境して祖先を祭るために行き来する。さらに、中元節以外にも、チワン族には親戚と共に祝い、祖先を祭る伝統的な祭りがいくつか存在する。例えば、陰暦正月の2日目は親戚と親友の家に年賀の挨拶を交わす日、陰暦3月3日は家族で墓参りを行う日であり、陰暦3月15日は歌節として知られ、歌の掛け合い日である。その中でも、陰暦3月15日の歌節は次第に越境交流の場として発展し、特に若者たちの間で知り合い、恋愛のきっかけとなることもある。毎年、両国の村民が越境して共にこの祭りに参加する。

そのほかにも、国境を越えて親戚や友人を訪ねたり、親戚や友人の紹介で越境結婚をしたり、毎日国境を越えて働きに行くこと、天秤棒での越境商売などが行われており、これらの実践により「国境がないかのような」辺境空間を形成している。

4. 大村のベトナム人移民女性

4.1 大村の国際結婚の現状

大村とツイ村の村民は同系の民族であるため、結婚移住は中国とベトナム両国家が成立する何百年も前から続いていた。中越戦争期間は人の移動が一時中断されたが、戦争終結後は、ベトナム人女

性が中国に移住して中国人男性と結婚するケースが圧倒的に多く、中国の女性がベトナムへ結婚移住する例は非常に少ない（周, 2008; 伊藤, 2003; Barabantseva, 2015）。

大村においてベトナムチワン族女性との民族結婚という現象が現在まで続いている原因としては、同じ文化と言語を持つという民族的な要素のほか、村内の男性の結婚難も重要である。男児選好という伝統的な慣習のため、中国は男女比が不均衡である。広西チワン族自治区も例外ではなく、広西チワン族自治区政府によると、2024年の広西チワン族自治区男性人口は2,589万人、女性人口は2,424万人で、男性が女性より165万人多い⁵⁾。また、広西チワン族自治区では息子に土地を継承するのが一般的であるため、女性は実家を離れて他県に出稼ぎに行く人が多い。したがって、村内に残る未婚女性が一層減少している。一方で、ベトナムでは女性の数が男性より多いという状況がある。すなわち、結婚相手を求めるベトナム人女性と大村の男性それぞれのニーズが一致し、ベトナム人女性が大村に移動することで、大村における男性の結婚問題が解決することになった。

しかし、大村における中越国際結婚は、事実婚である。つまり、ベトナム人チワン族女性と中国人チワン族男性夫婦は婚姻届を提出せず、代わりに、結婚の儀式を行なって、コミュニティ内で結婚が認められる。そのため、これらベトナム人チワン族女性の夫の大村における身分は非正規滞在者である。非正規滞在という立場は、彼女たちが日常生活において自らの民族的アイデンティティをより強調し、同時にベトナム人としての国民国家的アイデンティティを隠す要因の1つともなっている。2020年には、大村が位置する崇左市全市における長期非正規滞在のベトナム人女性は8000人であった⁶⁾。大村における結婚移住者（非正規滞在者である）は29人である。一方で、大村の観光業が躍進的に発展している中で、ますます多くのベトナム人女性が出稼ぎに訪れ、その後、結婚するケースも多く見られる。そのため、結婚と就労が互いに絡み合った循環サイクルとなる。

5) 広西壮族自治区統計局「2024年広西壮族自治区国民経済和社会发展統計公報」2025年4月3日〈<http://tj.gxzf.gov.cn/tjsj/tjgb/qqgb/t19769919.shtml>〉(2025年8月25日閲覧)

6) 崇左市民政局「涉外婚姻中、你的身份合法了嗎？」〈<http://www.chongzuo.gov.cn/bmdt/t5929404.shtml>〉(2025年8月25日閲覧)

4.2 見下された「ベトナム人」性と「女性」性

大村は村民全員チワン族人のチワン族社会である。チワン族社会は主に同姓の氏族単位で共同生活を送る宗法性氏族で構成されている(張, 2007)。チワン族の氏族構造は核家族(夫婦と子供)、宗支(同姓氏族の兄弟姉妹)、同姓氏族(同姓氏族の親戚)の3つのレベルで形成されており、家族はその基本的な組織単位である。その中で同姓氏族内では女性の地位が家父長の権威に従属し、低いとされている。嫁の地位も、もちろん低いと見なされている。韋によると、チワン族では嫁は不浄とみなされており、先祖を怒らせないために上の階で寝ることは許されず、また、妊娠中の女性は神社の前を通ることも許されないと指摘されている(韋, 1993)。

以上の先行研究から、チワン族社会では女性、特に嫁の地位が低いことがわかる。さらに、本稿の研究対象となるベトナム人移民女性は嫁であるだけでなく、ベトナム人である。彼女らは移住先である中国大村で「ベトナム人」であるがゆえに日常的な偏見や差別の対象となっている。これは大村に限った現象ではなく、中国とベトナム両国の長い歴史的関係に起因している。ベトナムは中国の従属国であったという歴史をもち、現代においても、ベトナム戦争中に中国はアメリカと敵対するがゆえにベトナムに力を貸した。経済的にベトナムの対外貿易の多くは中国に依存しており(Pham, 2022)、以上のような政治的、経済的な背景により、中国ではベトナムを「弟」としてイメージし、加えて文化的及び経済的に未開発であると捉える傾向が強い(Barabantseva & Grillot, 2019)。一方で中越戦争以降は、中国ではベトナム人に対する憎悪感情が強まっていることも否定できない。

以上のような中国とベトナム両国の長い歴史及び政治的関係を原因とする、特に中国におけるベトナム・イメージもしくはベトナム人に対して中国人が抱く国民感情は、大村における同系民族であるはずの中国人チワン族とベトナム人チワン族にも無関係ではない。

また、大村では「貧乏な家族はベトナム人嫁しか迎えない」という語りが流布している。その中には、大村ではベトナム人女性は経済的地位が低いなど相対的に恵まれない男性としか結婚できないという考え方があり、村の中にベトナム人女性に対する軽蔑的な考え方がうかがえる。この否定的な認識は、噂にとどまらず、ホスト社会大村におけるベトナム人女性の地位や扱いに反映されている。移住先である大村では、ベトナム人性と女性性による二重差別の文脈の中にベトナム人移民女性は置かれ

ている。

5. 広西チワン族自治区における観光開発の展開

5.1 広西チワン族自治区の観光発展方向

広西チワン族自治区には観光業を経済の支柱とし、民族観光、農家観光、革命観光、長寿観光と辺境観光という5つの観光テーマが設定された(広西壮族自治区文化和旅游局, 2022)。

例えば、広西チワン族自治区には、多くの少数民族が居住しており、それぞれ独自の文化・宗教資源を有することから、政府はこれらを「民族観光」資源として積極的に開発してきた。1978年以降、中国政府は民族文化のパフォーマンスを通じて少数民族の民族観光業の発展を促進してきた。具体例として、河池市南丹県のチワン族蛙婆祭り、柳州市三江県のトン族多耶踊り祭り、桂林市龍勝各族自治県のヤオ族長鼓祭りなどがあり、さらにチワン族最大の祝祭である「三月三」も重要な観光資源である。例えば、「三月三」では、山歌や伝統的な結婚儀式である「抛綉球」(刺繍入りのボールを投げる行為)が行われ、この儀式は恋愛・結婚における縁結びや幸福を象徴しており、多くの観光客を惹きつけている。また、チワン族の銅鼓、岩画、トーテムなども観光資源として活用されている。このように、広西チワン族自治区の少数民族に関する観光開発は、民族儀礼・踊り・衣装・音楽を観光客向けに公開展示すると同時に、手工芸、料理、農耕体験などの体験型イベントとして提供し、地域経済の収益増加を図る手段となっている。民族の宗教も観光資源化されている。チワン族の麼教(マ教)信仰を例にとると、麼教の最高神であり、チワン族の先祖である「布洛陀」の始発地である田陽県敢壮山は観光資源として開発され、毎年4月14日から16日には布洛陀歌節が開催されている。さらに、チワン族の祖先崇拜において、11世紀中頃に中国宋朝とベトナム李朝に対して反乱を起こした民族的英雄、儂智高もまた、観光資源として活用されている。ベトナムのカオバン省では、彼の故郷として今も村民による供奉が続き(Anderson, 2007)、中国側でも、広西チワン族自治区安徳鎮で「儂智高節」が開催され、儂智高記念館の資金集めと観光誘致が同時に行われた(Kao, 2014)。このように、広西チワン族自治区では、民族の文化および宗教は観光開発の中で制度的に構造化され、地域経済の活性化と文化継承の両立が図られている。

さらに、広西チワン族自治区は「辺境観光」の発展に力を入れている。まずは、広西チワン族自治区は東南アジア各国と越境観光を含め越境協力関係を

発展させてきた。例えば、越境協力プラットフォームの整備において、広西チワン族自治区には「自由貿易試験区（FTZ）」が設置され、越境就労、越境金融のほか、越境観光など複合的な協力が制度的に整備されている。具体例として、広西チワン族自治区内の東興市とベトナムのクアンニン省モンカイ市は「中国東興－ベトナム芒街越境観光協力区」を共同で開発している。さらに、崇左市とベトナムのカオバン省チュンカイン県は、「中越徳天（板約）瀑布越境観光協力区」の観光インフラ整備と促進に取り組んでいる。越境観光協力区の制度設計においては、両国政府が指定範囲・指定時間内でのビザ免除措置を導入し、観光客は簡易な通関手続きだけで越境が可能となった⁷⁾。

5.2 大村における観光実践と空間再編

国境を観光資源として開発する戦略は、上記第一節で述べた周辺隣国との越境観光協力区の設置に留まらない。広西チワン族自治区は、辺境観光を5大観光開発方向の1つとして位置づけ、その推進を積極的に行っている。その中で、辺境都市崇左市は「辺境観光」に焦点を当てた観光開発方針を掲げている（広西壮族自治区文化和旅游庁、2022）。

辺境観光は、具体的には2つの要素から成り立っている。1つ目は、国境線を見学し、国家の領土を体感することである。観光客にとって、国境記念碑や歴史的遺跡といった政治的境界は、魅力を有する（Dallen, 1995）。大村に設置された中国とベトナムの国境境界標の見学は、その事例である。2つ目は近距離で外国風情、つまり隣国ベトナムのエキゾチックな雰囲気（ベトナム異国情緒）を体感することである。

国境境界標は身をもって国境線を体感するための重要な場であり、大村観光業を構成する重要な部分であるが、広西チワン族自治区政府の公式HPに掲載されている大村に関する宣伝データと筆者の現地調査によれば、「辺境観光」において、大村は「国境線の体験」よりも「近隣国ベトナムを間近で感じる」ことに重点を置いている。大村村内はベトナム風情に満ちている。例えば、村内では数多くの「観越亭」（国境線の向こう側にあるベトナムの様子のはっきり見えるスポット）、ベトナムの土産物を専門的に販売する貿易街とベトナムのエンターテイン

メントを提供する店⁸⁾が設けられている。それだけではなく、各レストランにもベトナム料理がおすすめ料理として提供されている。村には「サイゴンコーヒー」と名付けられたベトナム文字のカフェもある。

政府が公式HPに掲載する観光客向けの宣伝でも、「ベトナムのエキゾチックな雰囲気」を大村の観光開発の主要な焦点としている。崇左市文化と観光局の公式アカウントは、大村でベトナムの雰囲気を体験する多くの記事を公開しており、例えば、「観光客は大村でベトナム料理（ベトナムチキンフォー、ベトナム春巻きなど）を楽しむことができ」、「対岸のベトナムの風景を間近に見ることができる」などの記事がある。

この一連の公式宣伝の結果、「ベトナムのエキゾチックな雰囲気」は大村観光において、村内の自然資源以外で最も重要な要素になった。中国最大の情報共有アプリ「小紅書」上では、大村観光に関する多くの投稿がベトナム観光と結びついている。例えば、「ここはベトナムから非常に近く、ほぼ一歩で行ける距離」といった発言があり、投稿には多くの観光客によるベトナム語で書かれたカフェの店名が示された写真や、ベトナム語で書かれたバゲットの写真などが含まれている。

しかし、現在でこそベトナムのエキゾチックな雰囲気に焦点を当てている大村だが、観光開発の初期段階では他の観光オプションもあった。村の壁に描かれたチワン族の衣装を着たキャラクターの漫画や、村にある寂れたチワン族の銀製品店から判断すると、地元にはチワン族文化観光を開発する計画があったことがわかる。しかし、現在の村内ではベトナムのエンターテインメント店などベトナム的要素のみが観光施設として存在する現状から判断すると、観光開発の過程において、何度か試みられた観光客を引き付けるためのさまざまな戦略の中で、ベトナムのエキゾチックな雰囲気をもたらす観光効果がチワン族少数民族風情を上回り、大村に安定した人流と収益をもたらすようになったと考えられる。そのために、大村は積極的に「ベトナムのエキゾチックな雰囲気」を全面に掲げた宣伝を行っている。

崇左文化観光局は公式HPに掲載する観光客向けの宣伝において、この「ベトナムのエキゾチックな雰囲気」の構築過程において、ベトナムの風景と美食を宣伝対象とするだけでなく、「ベトナム人女性」も宣伝のキーワードとして活用している。例えば、

7) 中国（広西）自由貿易試験区崇左片区管委会「关于中国（广西）自由貿易試験区崇左片区」2024年2月8日（<http://pxzhbsq.gxzf.gov.cn/zwgk/fdzdgnr/zbgqk/t13300339.shtml>）（2025年9月15日閲覧）

8) 新型コロナウイルスが流行する前に、ベトナムの伝統的な民族衣装アオザイを着たベトナム人女性が出演するショーがあったが、2023年に廃止された。

「景区で催されたベトナムアオザイファッションショー」や「景区で開催されたベトナムアオザイを身に着けたベトナム風情のエンターテインメント」、「おすすめの特産品には、ベトナムアオザイと笠を身に着けた伝統的なベトナム人女性のイメージを持つ『サイゴンのお嬢さん』という香水」などが含まれる宣伝資料がオンラインで公開された。

公式のメディア宣伝だけでなく、村の具体的な観光開発も同じ方向で進められている。現地のベトナムのエキゾチックな雰囲気のお店は言うまでもなく、地域で最も大きなホテル兼レストランも、ベトナムのエキゾチックな雰囲気による観光開発の勢いに乗じるため、所属するレストラン・バーで働くベトナム人女性に対して、仕事中はベトナムの伝統的な服であるアオザイを着用して顧客に楽器を弾いたりベトナム語で歌ったりするよう要求している。

エスニック・ツーリズムという観光形態において、女性が文化の表象として観光展示され、観光客を誘致するケースは珍しくない（安福，2003）。大村における「ベトナムエキゾチック」な異国情緒を構築する上で、ベトナム人女性は伝統的なベトナム文化の担い手として極めて重要な要素となっている。

上述のように、辺境体験の本質は「我々」と「他者」の差異を経験することにある。つまり、「我が国」中国と川を隔てた向こう側にあるベトナムの山岳風景や建設途中の街の様子を実際に目にし、「我々中国人」と現地にいる「ベトナム人」の文化、言語、外見等における相違を体験することである。したがって、大村を訪れる観光客にとって、地元のチワン族村民も他民族的な存在であるが、そこにいる外国人（ベトナム人女性）がもたらすインパクトのほうが遥かに大きい。このため、ベトナム人女性らは大村内に暮らす唯一の外国人集団として、唯一の他者、唯一の観光資源になっている。

以上のように、広西チワン族自治区政府および崇左市文化観光局の公式ウェブサイトにおいては、大村の観光開発が積極的に広報されており、同地域が自治区および市レベルの重点的な観光資源として位置づけられていることが確認できる。さらに、国有企業である「中国旅游集団」が、大村の観光景区に対して直接的な投資および開発計画の策定を行っている点も重要である。

これらの事実を踏まえると、大村の観光発展は、国家が提示する観光政策的方針のもとで、地方政府が具体的な施策として実施すると同時に、国有企業による直接的な介入という、中央と地方が共同して推進する統治プロジェクトの成果であると位置づけることができる。

6. 観光業による国民国家アイデンティティの再構築

観光業の導入は、国民国家アイデンティティの再構築を、単にベトナム人チワン族移民女性のみならず、チワン族民族共同体のもう一方の当事者である地元の中国人住民にも同様に強く促した。

大村とトウイ村は地理的に連続し、文化と言語を共有する越境生活圏である。大村とトウイ村のチワン族住民は、国境を跨いだ強固な親族ネットワークを保持しており、このネットワークは、越境的な実践（親族訪問、出稼ぎ、結婚など）を頻繁に可能にしてきた。さらに、これらの越境実践は、逆に越境民族共同体の紐帯を強化する作用を担ってきたのである。したがって、大村の観光業が未発展であった時期において、チワン族の民族共同体内部は民族性に根ざす単一かつ連続したものであり、国民国家のアイデンティティは相対的に顕著ではない状態にあった。

しかし、観光業が国家戦略として導入されると、この民族共同体内の状況は一変する。観光業の文脈において、ベトナム人チワン族は観光業の中で「他者」としてイメージされ、その中で村内のベトナム人移民女性たちは、経済的利益を獲得するために、戦略的に自身の「ベトナム人性」という国民国家属性を強調し始める。このベトナム人移民女性による国民国家属性の強調行為は、地元の中国人チワン族住民にとって対照的な「他者像」を突きつけることとなり、かれら自身のアイデンティティの再検討と、その選択を迫る契機となるのである。

さらに、大村における観光業展開、特に「ベトナム風情」を主軸とした観光産業は、この「他者化」の過程をより一層強化する役割を果たした。

国家は観光業を通じて、当地の中国人チワン族住民を、従来の民族共同体の言語環境から意図的に引き離し、標準語（中国語）が主導する社会へと誘導した。大村の住民は日常的にチワン語を主要言語としており、多くの高齢者はチワン語しか話せない。筆者はフィールドワークにおいて、中国人チワン族の高齢者とは中国語による直接的な会話で言葉が通じない場合があり、そのような場面では、隣にいるチワン語と中国語の双方に通じたベトナム人チワン族女性が通訳として介在した。この経験は、単なる言語障壁以上に、チワン族コミュニティーにおいてチワン語が日常的コミュニケーションの第一言語として機能していることを示している。しかし、観光業の導入がこの言語環境を変容させた。全国各地からの観光客が大村を訪れることで、標準語が観光客

と公共の場における主要な共通語となった。地元の住民は、観光業に参入するために標準語での交流を余儀なくされる。この日常生活における標準語の使用という行為そのものが、国民国家の実践に他ならない。それは、民族ネットワークと国民国家の間で意識的な選択がなされた結果であり、越境民族共同体間に「国家」という目に見えない境界線を画定するプロセスそのものである。

さらに、大村は、「ベトナムエキゾチック風情」を主軸とする観光業を通じて、現地住民の日常生活のあらゆる側面に国民国家による区別を多次元において浸透させている。地元の中国人チワン族住民は、日常生活の中で、身体的な経験を通じて国民国家への所属意識を絶えず内面化している。大村のベトナムエンターテイメント店では、地元中国人チワン族住民と同じ民族的ルーツを持つ人々（ベトナム人チワン族）がベトナム伝統衣装のアオザイを着用し、ベトナム語の歌を歌う光景を目の当たりにする。また、村内で天秤棒を担いで販売されるベトナムお菓子や、店舗で売られるベトナム土産物など、視覚的・聴覚的な要素が、日常的に国籍の差異を強化している。この直接的かつ感覚的な体験は、同じ民族同士だったはずの人々が「ベトナム人」として振る舞い、特定の文化的シンボルを呈示することで、国民国家の区分を明確に意識させる効果を持つと言える。

さらに、大村では写真1のように、村内に配置された観光シンボルを通じて、国民国家間の差異が恒

常的に提示されている。村には、観光客向けにベトナム語を指南する標識や中国とベトナム双語の観光案内板が設置されている。さらに、ベトナム貿易街の看板や写真に登場するアオザイ姿のベトナム人女性のイメージなど、これらの観光シンボルは、大村の地元住民に対し、たとえ同じルーツを持つ民族同士であっても、かれらが異なる国籍を持つ「他者」であるという意識を絶えず喚起しているのである。

このような状況は、大村の広場に設置された舞台の宣伝画によく象徴されている(写真2)。そこには、ベトナムの伝統衣装であるアオザイをまとった女性と、チワン族の民族衣装を着た人々が同じ画面に描かれ、共に踊っているかのような光景が表現されている。さらに、画面を囲む柱にはチワン族の伝統的な織物が装飾され、舞台の外側には中国国旗が複数掲揚されている。

この多文化的な要素が混在する視覚的シンボルは、大村が単にチワン族が何世代にもわたって生活する土地というのではなく、国境地帯という特殊な位置にあり、同時に中国の領土であることを示している。それによって、ベトナム人チワン族結婚移民女性と中国人チワン族が共同生活を営むこの地において、観光業という経済活動が、ベトナム人チワン族結婚移民女性たちに「チワン族」という民族アイデンティティを超えた「ベトナム人」としての国民国家帰属を強調させている。



(写真1 観光客向けにベトナム語を指南する標識 2021年8月20日筆者撮影)



(写真2 大村の壁画：民族文化と国民国家の交差 2023年12月21日筆者撮影)

7. おわりに

本研究は、国境地帯に焦点を当て、特に、中国・大村とベトナム・トゥイ村に暮らす同系民族を対象とし、観光業の導入が越境少数民族の国民国家アイデンティティと民族アイデンティティに及ぼす影響を与えたのかをマクロな国家戦略とミクロな個人の生活実践の交錯を分析することで実証的に明らかにした。

従来の観光政治学研究、特に中国における観光を通じた国民形成と民族主義の構築に関する研究は、主に共通の歴史、文化、血縁を強調することなどによる統合という理論的枠組みに集中してきた。しかしながら、本研究は、このような観光を通じて「統合」を強調する論理が、政治的遠心リスクを内包する辺境地帯においては、現実に合致するものではない。

本研究は、観光が国家構築の戦略として「他者化」という対照的なメカニズムを有することを提示した。すなわち、国家主導の観光開発は、常に既存のディアスポラ的な集団を統合することを目的とするのではなく、元来緊密に結びついていた民族共同体を意図的に「切断」し、「分節化」する統治ツールとしても機能しうる。本研究は、この越境少数民族に焦点を当てることで、東南アジア山岳地帯の辺境地帯といった特殊な地政学的文脈において、国家権力がいかに民族ネットワークに浸透し、これを再構築し、結果として辺境地帯の少数民族の国家への求心力を増大させるのかを実証的に解明した。本研究の研究地域大村では、中越国境の境界標といった政治的なシンボルと、「近距離でベトナムを観察する」といった「ベトナムエキゾチック風情」が、辺境観光を主軸として構築されている。

大村は、中国とベトナム人チワン族が国境を挟んで生活する同系の民族地域であり、ベトナム人女性の結婚移住は昔から続いていた。中国とベトナムの間にある歴史的・政治的な理由、そして家父長制の影響により、彼女たちは移住先で「ベトナム人」であり「女性」であることによる二重の差別を受けてきた。しかし、大村で展開された「ベトナムエキゾチック風情」観光業がその状況を逆転させた。

観光開発以前、大村に住むベトナム人女性は、同じ民族である民族性を使い、容易に越境していた。しかし、観光業の導入後は、彼女らはベトナム性をアピールすることで収益を上げるようになり、その過程で「ベトナム人」としてのアイデンティティが強化された。この過程において、従来は同一民族としての連続性や血縁関係を背景に、国家の枠組みを超えた親密圏における越境関係が形成されていた。

しかし、観光業の導入による辺境地帯の空間再編によって、これまで曖昧であった越境少数民族間の境界線は、国民国家という明確な区分に基づく「自己」と「他者」の区別へと再構築された。

本研究には、以下の限界が存在する。本研究は、大村の観光開発の実態分析と、大村に居住するベトナム人チワン族女性への聞き取り調査を通じて、観光業がいかにして「他者像」を構築し、中国とベトナムの国境地帯において歴史的に共存してきたチワン族同士の民族的共同体意識を分断し、国民国家的な区分を浮かび上がらせてきたのかを明らかにした。ただし、研究の焦点を明確にするため、本稿ではベトナム人チワン族女性の経験に主眼を置いたため、もう一方の当事者である中国側チワン族住民に対する聞き取り調査は限定的である。この点は方法的制約といえるが、同時に、研究の射程を深めるための発展的課題でもある。今後の課題としては、中国側チワン族住民に対するインタビューを継続的に実施し、相互の視点をより多角的に把握することが求められる。

参考文献

日本語

- 伊藤正子 (2003). 『エスニシティ<創生>と国民国家ベトナム—中越国境地域タイ族・ムン族の近代』三元社.
- 韓敏 (1996). 「中国観光のフロンティア創出される“地域文化”」山下晋司編『観光人類学』. 新曜社, 169-177
- 曾士才 (2001). 「中国における民族観光の創出——貴州の事例から——」『民族学研究』66 (1), 87-105.
- 東南アジア調査会 (1991). 『東南アジア要覧 1991 年版』東南アジア調査会.
- 松村公明 (2009). 「中国吉林省・延辺朝鮮族自治州における国境観光の地域的特色」『立教大学観光学部紀要』11, 97-104.
- 松村嘉久 (2000). 『中国・民族の政治地理』晃洋書房.
- 三原義久子 (2003). 「クロスボーダーツーリズムの観光実態に関する考察：形態別ボーダー観光の現状を事例として」『大阪明浄大学紀要巻』3, 71-78.
- 安福恵美子 (2003). 「観光とジェンダーをめぐる諸問題」『国立民族学博物館調査報告巻』37, 7-21.
- 李明伍 (2018). 「中国における『持続可能性』と観光の展開」『和洋女子大学紀要』59, 47-58.
- Pham Thi Ngan (2022). 「中国のベトナム製造業への直接投資 (FDI) の拡大とベトナム政府の対米・対中通商戦略 国際」『国際貿易と投資 128 号』128, 13-42.

中国語

- 広西壮族自治区文化和旅游庁 (2022). 『環广西国家旅游風景道総体规划 (2021-2035年)』.
- 韋蘇文 (1993). 『壮族女性与文化』 广西民族出版社.
- 張淑云 (2007). 「女性主体意識の失落与張揚 - 当代壮族家族小説中家族女性形象論」 修士論文, 広西民族大学.

英語

- Anderson, J. (2007). *The Rebel Den of Nung Tr Cao: Loyalty and Identity along the Sino-Vietnamese Frontier*, Seattle: University of Washington Press.
- Barabantseva, E. (2015). When borders lie within: ethnic marriages and illegality on the Sino - Vietnamese border. *International Political Sociology*, 9(4), 352-368.
- Barabantseva, E., & Grillot, C. (2019). Representations and Regulations of Marriage Migration from Russia and Vietnam in the People's Republic of China. *The Journal of Asian Studies*, 78(2), 285-308.
- Bonnin, C., & Jean, M., & Turner, S. (2015). *Frontier Livelihoods: Hmong in the Sino-Vietnamese Border Lands*. University of Washington Press.
- Chan, Y. W. (2013). *Vietnamese-Chinese Relationships at the Borderlands, Trade, Tourism and Cultural Politics*, Routledge.
- Dallen, J. T. (1995). Political boundaries and tourism: Borders as tourist attractions. *Tourism Management*, 16(7), 525-532.
- Fayard, G. (2023). Theorising the Politics of Tourism: Global Travel and the Nation-State. *Millennium*, 51(2), 489-518.
- Grillot, C. (2012). Between Bitterness and Sweetness, When Bodies Say It All. *Journal of Vietnamese Studies*, 7, 106-148.
- Kao, Y. (2014). Religious Revival among the Zhuang People in China: Practicing "Superstition" and standardizing a Zhuang Religion. *Journal of Current Chinese Affairs*, 43(2), 107-144.
- Lattimore, O. (1962). *Studies in Frontier History: Collected Papers 1928-1958*. Oxford University
- Matthews, H. G., & Richter, L. K. (1991). Political Science and Tourism. *Annals of Tourism Research*, 18, 120-135.
- Michaud, J. (1997). From south-west China into upper Indochina: an overview of Hmong (Miao) migrations. *Asia-Pacific Viewpoint*, 38(2), 119-130.
- Michaud, J. (2010). Editorial - Zomia and beyond. *Journal of Global History*, 5(2), 187-214.
- Qian, L., & Zhang, J., & Zheng, C., & Zhang, H., & Guo, Y., & Yan, B. (2018). Spatial reconstruction of beichuan ruined country town post-earthquake based on collective memory theory. *Human Geography*, 33(6), 53-61.
- Rowen, I. (2016). The Geopolitics of Tourism: Mobilities, Territory, and Protest in China, Taiwan, and Hong Kong. *Annals of the American Association of Geographers*, 106(2), 385-393.
- Scott, J. C. (2009). *The Art of Not Being Governed: An Anarchist History of Upland Southeast Asia*. Yale University Press.
- Smith, A. D. *Nationalism: Theory, Ideology, History*. Cambridge, UK: Polity, 2010.
- Sofield, T.H.B., & Li, F.M.S. (1998), China: Tourism Development and Cultural Policies. *Annals of Tourism Research*, 25(2), 362-392.
- Speelman, T. (2022). Guest workers and development-security conflict: Managing labour migration at the Sino-Vietnamese border. *China Information*, 36(3), 363-384.
- Sun, J. J., & Lv, X. Y. (2025). Red heart at dark sites: The production of embodied patriotic ritual in tourism. *Tourism Management*, 106, 104975.
- Urry, J. (1990). *The Tourist Gaze: Leisure and Travel in Contemporary Society*. London: Sage. Xinhua News Agency
- van Schendel, W. (2002). Geographies of Knowing, Geographies of Ignorance: Jumping Scale in Southeast Asia. *Environment and Planning D: Society and Space*, 20(6), 647-668.
- Wang, J.W., & Sun, J., & Wang, G. Q., & Yang, L., & Zhang, Y.J., & Morrison, A. M., (2023). Red tourism in China: emotional experiences, national identity and behavioural intentions. *Tourism Review*, 78 (4), 1037-1059.
- Wei, H., & Yu, Y., & Yuan, Z. (2022). Heritage Tourism and Nation-Building: Politics of the Production of Chinese National Identity at the Mausoleum of Yellow Emperor. *Sustainability*, 14, 87-98.
- Zheng, H. W. (2016). Web-based text analysis of value internalization of red tourism: The generative mechanism of national happiness. *Tourism Tribune*, 31(5), 111-118.

[論文]

ハワイとロサンゼルスにおける沖縄文化実践の継承
—琉球舞踊に関する個人の語りから—Transmission of Okinawan Cultural Practices in Hawai'i and Los Angeles:
Individual Narratives on Ryukyuan Dance

白山 彩 Shirayama Aya

(ハワイ大学院マノア校社会学部博士課程)

Ph.D. Candidate in Sociology Department at the University of Hawai'i at Manoa

This paper focuses on Ryukyuan dance as a shared cultural practice within the postwar Okinawan diasporas and examines how it was introduced from Okinawa to Hawai'i and later to Okinawan communities in Los Angeles through individual narratives. In addition, it clarifies how Okinawan culture carried by post-war immigrants has been transmitted and practiced across multiple sites of settlement. Furthermore, scholarly work on Okinawan post-war immigrants remains scarce, and this study addresses this gap by providing an additional case study. While in Hawai'i, Ryukyuan dance has been preserved and transmitted in conjunction with educational institutions such as universities and archives, in Los Angeles, Ryukyuan dance has been practiced in ways that emphasize Okinawan distinctiveness within a multiethnic society. Lastly, the 2024 Majikina Honryu performance at the University of Hawai'i demonstrates how horizontal connections among Hawai'i, Los Angeles, and Okinawa have contributed to the continued transmission of Okinawan culture.

Keywords

Okinawan diaspora; cultural practice; Ryukyuan dance; Okinawan post-war immigrants; semi-structured interviews

1 はじめに

沖縄から世界各地へ移住した人々（以下、沖縄系移民）は、日本本土からの移民（以下、日系人）とは異なる独自のアイデンティティを、移住先社会において形成してきた。その背景には、沖縄が日本に併合された歴史的過程が深く関係している。沖縄はもともと琉球王国という独立した国家であったが、1609年に薩摩藩の支配下に置かれ、1872年には日本政府によって琉球藩とされ、1879年には沖縄県として日本国家に編入された（Shimada 2012: 118）。固有の文化や言語を有していた沖縄の人々は、この一連の過程において日本本土の文化への同化を強いられるとともに、「下位で貧しい人々」として差別されてきた（Allen 2002: 6）。さらに、沖縄県内の貧困のため、多くの人々が生活の改善を求めて海外へ移住した。石川（2018）によれば、1899年から1937年にかけての戦前期において、沖縄県は出移民数で広島県に次いで全国第二位を占めており、北米、南米、太平洋地域など多様な地域へ多くの移民を送り出してきた。沖縄系移民は、移住先社会の状況に応じて、それぞれの沖縄系コミュニティを形成してき

た。とりわけハワイ州（以下、ハワイ）の沖縄系移民は、移民後も日本本土出身者から差別を受けてきたことから、沖縄系移民同士の結束が強まり、日系アメリカ人とは異なるエスニック・コミュニティを形成してきた。その中で、沖縄文化は継承され、維持されてきた（Shimada 2012）。

しかし、これまでの先行研究では、沖縄ディアスポラにおける文化実践は、主として単一の移住先における状況に限定して論じられることが多く、複数の移住地を横断的に比較し、移住地間のつながりに着目した研究は限られてきた。また、沖縄系移民研究においては戦後移住した新移民研究は十分に検証されてこなかった。本論は、戦後の沖縄ディアスポラにおいて共通の文化実践として現在も継承されている琉球舞踊に注目し、沖縄からハワイ、さらにロサンゼルス沖縄コミュニティへと紹介されていった経緯を、個人の語りを通して検討する。加えて、新移民による沖縄文化が、いかに移住地を横断して継承・実践されてきたのかを明らかにする。具体的には、2024年にハワイ大学で開催された琉球舞踊・真境名本流の公演会において中心的役割を果たしたハワイの沖縄系新二世と、ロサンゼルス沖縄系新

一世の語りを分析対象とする。

2 本論の先行研究との関わりと研究方法

2.1 戦後日本からアメリカに渡った新移民に関する研究

本論では、多くの先行研究に基づき、1965年以降にアメリカへ移民してきた人々を「新移民」とする。新一世とは自ら移住した者を指し、新二世とは親が移住し、自身はアメリカで生まれた者と定義する (Azuma 2017; Toyota 2012; Tsuda 2016; 山田 2018)。Azuma (2017) は、アメリカにおける日系新移民の人口が2000年には約25万人にまで増加したにもかかわらず、日系アメリカ人研究においては、日本でアメリカ軍兵士と出会い戦後に移住した戦争花嫁や新移民の存在が長らく不可視化されてきたことを指摘している。日系アメリカ人の集団的アイデンティティは、戦前移民である一世やその二世の強制収容所体験を中心に語られてきたため、戦争花嫁や新移民に関する叙述が抜け落ちてきたと、Azumaは批判的に論じている (Azuma 2017: 278)。

もっとも、近年の日系アメリカ人研究においては、新移民に着目した研究もいくつか見られる。Toyota (2012) は、従来の新移民研究が中間層や富裕層に焦点を当ててきたのに対し、西ロサンゼルスで機会を求めて自ら職を探し、戦後に移住した女性たちに注目している。Tsuda (2016) は、カリフォルニア州およびアリゾナ州における四世、五世、新二世のアイデンティティ形成を分析し、新二世は四世や五世と比較して、新一世の親の影響により日本とアメリカ双方の文化に精通しており、アメリカ社会における差別経験も比較的少ないと指摘している。また、山田 (2018) は、ロサンゼルス日本語学校に通う生徒へのインタビュー調査を通じて、新一世の新二世に対する教育方針について論じている。

しかし、新移民研究はアメリカ本土を中心として展開しており、また北米の沖繩系移民研究においては、「新移民」というカテゴリーに着目した研究は依然として限られている。白水 (2018) は、ロサンゼルス沖繩系新移民3名のインタビュー記録を紹介し、いずれも高等教育を受けた中間層である点を指摘している。澤田 (2023) は、ハワイの民謡バーという空間に注目し、四世・五世に加えて二人の新一世の語りを分析している。その中で、新移民は戦前の沖繩一世と比べてハワイ社会における差別が軽減され、交通網の発達によって沖繩への往来も容易になったため、民謡バーは沖繩に郷愁を抱く場としての性格を弱めていると論じている (澤田 2023:

71)。

このように、沖繩系新移民は戦後の日系アメリカ人とは異なる移住経験を有している。加えて、戦後の沖繩系新移民に焦点を当てた研究は、ハワイとロサンゼルス双方において十分に蓄積されているとは言いがたい。本研究は、これまで語られてこなかった真境名本流のハワイおよびロサンゼルスにおける展開に着目し、ハワイの沖繩系新一世Aとロサンゼルス沖繩系新二世Bの移住経験や文化実践のあり方の違いを明らかにしていく。

2.2 沖繩系移民研究

日米における沖繩系移民研究においては、特定の移住先に焦点を当てた研究が多く、複数の移住地を横断的に比較する試みは限られてきた。なかでも、ハワイにおける沖繩系移民研究については、これまで比較的多くの蓄積がある。たとえば、Shimada (2012) は戦後のハワイと沖繩の移民史を手がかりに沖繩系移民のアイデンティティ形成を検討し、白水 (2018) はハワイの沖繩系エスニック・リーダーへのインタビュー記録をもとに、戦後の沖繩系移民社会を論じている。

一方、ロサンゼルス沖繩系移民研究については、北米沖繩クラブが刊行した『北米沖繩県人史』(1981)が、北米における沖繩移民の歴史や文化活動を詳細に記録しているものの、1980年代以降のロサンゼルスに焦点を当てた研究は限られている。Kobashigawa (1985) はロサンゼルス沖繩県人の歴史的展開について論じており、白水 (2018) も一部、現代のロサンゼルスにおける沖繩系移民のアイデンティティについて、インタビューに基づく考察を行っている。しかし、ハワイに関する研究と比較すると、ロサンゼルス沖繩系移民社会を体系的に分析した研究は十分とは言いがたい。ハワイとロサンゼルスに限らず、藤浪 (2020) は、南米に移住した沖繩系移民が沖繩ではなく日本本土へ出稼ぎ移動した経験を描き、南米・沖繩・日本本土という複数の離散地間の関係性に着目した数少ない研究として位置づけられる。ただし、ハワイとロサンゼルスという二つの移住先を横断的に取り上げ、それらの関係性を検討した研究は、管見の限り見当たらない。

本論では、移民史や社会的文脈が異なるにもかかわらず、ハワイとロサンゼルス沖繩系移民は、共通の文化実践を通じて結びついてきたことを示していく。ハワイとロサンゼルスに着目する理由は、両地域の沖繩系移民が歴史的・社会的に密接な関係を有してきたと考えられるためである。第一に、ロサンゼルスにおける沖繩系移民の主要な職業の一つで

ある庭園業には、戦後にハワイから移住した者が多く含まれていたことが指摘されている（北米沖縄クラブ 1981：520）。第二に、筆者がロサンゼルスで実施したインタビュー調査において、調査対象者 23 名のうち 7 名がハワイに親族を有していると回答しており、両地域の沖縄系移民社会の間に親族的な繋がりが存在していることが確認された。本節では、両地域の移民史を先行研究から整理する。沖縄から海外への最初の移民は、1900 年にハワイ準州へ 26 人が渡航したことに始まる（石川 2018：14）。ハワイに渡った沖縄系移民は、当初プランテーション・ビレッジにおいてサトウキビ労働に従事させられた。プランテーション・ビレッジにおいても、沖縄系移民は日系アメリカ人とは異なる居住区に配置され、より危険で過酷な労働に従事させられていたことが指摘されている（Shimada 2012）。このような過酷かつ差別的な労働環境の中で、ハワイの沖縄系移民は日系アメリカ人とは異なるエスニック・グループとしての意識を形成し、強い結束力を育んできたと言われる。

戦前においては、ハワイの沖縄系移民は日系アメリカ人と比較して経済的・社会的に厳しい立場に置かれていたが、戦後になると、公民権運動やハワイ先住民による文化復興運動の影響を受けながら、沖縄人連合会（Hawai'i United Okinawa Association¹⁾、以下 HUOA）やハワイ沖縄センターの設立や、現在も毎年 9 月に開催されている沖縄フェスティバル²⁾の実施などを通じて、沖縄系としてのアイデンティティをハワイ社会において積極的に表明するようになった。そしてハワイの沖縄系移民は戦前移民が多く、現在は五世、六世の時代となっている（白水 2018）。以上の点から、ハワイにおける沖縄系移民は、日系アメリカ人とは区別されるエスニック・コミュニティとして認識され、独自の文化的基盤を形成し

てきた。

また、アメリカ本土では、ハワイのように「集団移民の名のもとに出発した記録は明らかではない」とされており（北米沖縄クラブ 1981：18）、ロサンゼルス沖縄系移民社会は、学生として渡米した人々や、ハワイ、カナダ、メキシコ、ペルー、キューバなど他地域から転住してきた人々によって構成されてきた（北米沖縄クラブ 1981）。Kobashigawa（1985：32）によれば、アメリカ本土における沖縄系移民は、ハワイの沖縄系移民ほどの人口比率を占めていなかったため、日系アメリカ人からの差別は相対的に少なく、差別を契機として独自のエスニック・コミュニティが形成されることはなかったとされる。こうした状況の中で、ロサンゼルス沖縄県人会は名称変更を重ねた後、1994 年に Okinawan Association of America³⁾（北米沖縄県人会以下、OAA）として設立された。さらに 1999 年には、ガーデナ市に所在する建物を購入し、OAA センターを設立している（Okinawan Association of America 100th Anniversary 2009：2）。

ロサンゼルス沖縄系移民社会の特徴として、現在 OAA に所属する成員の多くが、戦後に移民した新一世から新三世である点が挙げられる。ハワイの沖縄県人会が主として英語を母語とする三世世代によって維持されてきたのに対し、OAA は、日本語を母語とする婦米二世や新一世によって支えられてきた（Kobashigawa 1985：34）⁴⁾。実際に、筆者がインタビューを行った OAA 所属者 23 名のうち、新一世から新三世に該当する者は 14 名を占めていた。本論で扱う琉球舞踊・真境名本流は、沖縄戦後にハワイとロサンゼルス双方で展開してきたため、本研究のインタビュー対象者も主に新一世および新二世で構成されている。

以上のように、ハワイの沖縄系移民社会は、プランテーション労働という共通の経験と差別的環境を背景として、日系アメリカ人とは異なるエスニック・コミュニティを比較的早い段階から形成してき

1) ハワイ沖縄系移民による、戦後の沖縄戦で荒廃した沖縄への救済運動を背景として、1951 年に戦前から存在していた 14 の同郷団体が統合され、県人会的統合組織である United Okinawan Association (UOA) が設立された。その後、1995 年に現在の名称である Hawai'i United Okinawa Association（ハワイ沖縄連合会）へと改称された（白水 2018：21）。

2) オキナワン・フェスティバルは、1982 年に始まったハワイ最大級のエスニック・フェスティバルである。毎年 9 月初旬の土日に 2 日間にわたって開催され、近年では 4 万から 5 万人の観客を集めるとされている。会場では、琉球舞踊や沖縄民謡、武道のパフォーマンスのほか、沖縄料理を提供するフードブースが多数出店し、沖縄文化をハワイ社会に紹介する場として重要な役割を果たしている（白水 2018：37）。

3) 新垣（2017：23）によると、「北米沖縄県人会」への名称変更をめぐっては、アメリカ育ちの戦前移民二世の間で、アメリカ社会に根差した組織である以上「オキナワ・クラブ」という名称が望ましいとする意見があった一方、沖縄育ちの新一世の間では、母県沖縄とのつながりを強調するために「北米沖縄県人会」とすべきだとする意見があったという。最終的には、当時の所属メンバーの大多数を占めていた新一世の意向が反映され、「北米沖縄県人会」という名称が採用された。

4) また、2002 年から 2017 年までの 15 年間の OAA の会長のうち 13 年間は戦後移民が勤めていた（白水 2018：207）。

た。一方、ロサンゼルス沖繩系移民社会は、ハワイと比較してより多民族的な環境に置かれており、アジア系移民の人口比率が相対的に低い。そのため、現在においても沖繩系移民は日系アメリカ人と同一のエスニック・グループとして括られることが多い (Izumi 2020: 19)。このように、先行研究ではハワイとロサンゼルスそれぞれの移民史が個別に扱われてきたが、本論では、真境名本流を通じたハワイとロサンゼルスとの繋がりが形成されてきた過程を親族ネットワークに着目して明らかにする。さらに、新二世 A と新一世 B によるロサンゼルス、ハワイ、沖繩といった多方向の移動を通じて、これらの関係がどのように維持されてきたのかを検討する。

2.3 沖繩ディアスポラ文化実践に関する研究

沖繩ディアスポラ研究の中には、移住地間の関係性に着目した研究も存在するが、文化実践に焦点を当てた分析は限られている。ハワイの沖繩系移民と沖繩音楽に関しては一定の研究蓄積があり、例えば城田 (2022) はハワイの沖繩コミュニティにおけるエイサーを、澤田 (2025) はハワイ大学マノア校における沖繩音楽クラスを分析している。また、ロサンゼルスにおける文化実践については、Izumi (2020) がエイサーを対象とした研究を行っている。

しかし、これらの研究はいずれも特定の地域における文化実践を対象としており、移住地間の関係性については十分に論じていない。ディアスポラの横断的な繋がりに注目した研究としては、宮内 (2013) が、経済交流を目的とする沖繩ディアスポラ団体「ワールドワイド・ウチナーンチュ・ビジネスネットワーク (以下、WUB)」の成立過程を検証し、世界各地の WUB 組織がビジネスや教育交流を通じてネットワークを形成していることを明らかにしている。また、野入 (2025) は、世界のウチナーンチュ大会⁵⁾ 参加者へのアンケート調査を通じて、移民先別の集団アイデンティティの差異を示しているが、集団間の具体的な連携のあり方については十分に踏み込んでいない。

以上を踏まえ、本論文はこれまでの先行研究ではあまり着目されてこなかった、沖繩ディアスポラにおけるハワイとロサンゼルスという二つの移住地の関係性と、文化実践との関わりに注目する。具体的には、琉球舞踊の一流派である真境名本流を事例と

して、真境名本流の親族関係者や文化実践者である沖繩系新移民が中心となり、ハワイとロサンゼルス沖繩コミュニティにおいて、同流派がいかに受け継がれ、維持されてきたのかを検討する。

2.4 インフォーマントについて

筆者はハワイ州とカリフォルニア州ロサンゼルス両地域において沖繩系移民へ半構造化インタビュー⁶⁾ を実施した。戦後の真境名本流に関する資料は現時点では十分に残されておらず、文献資料のみから検討することが困難である。そのため、本研究では個人の語りに着目し、半構造化インタビューを実施した。ロサンゼルスでは 2024 年 6 月下旬から 7 月上旬の 1 週間にかけて 23 人へのインタビューを行った。ハワイでは 2024 年から 2025 年にかけて行った 18 人へのインタビューのうち、ハワイとロサンゼルス真境名本流関係者 2 人のインタビューを分析する。全てのインタビューは約 1 時間から 1 時間半程度で、インタビュー対象者の話しやすさに合わせて日本語もしくは英語で行った。ハワイ沖繩系新二世 A には英語で、ロサンゼルス沖繩系新一世 B には日本語でインタビューを行った。本論では、A のインタビューは筆者が日本語訳した。インタビュー開始時は筆者が北米沖繩県人会に問い合わせインタビュー対象者を紹介してもらったケースもあったが、主に筆者が元々知り合いだった沖繩系移民を通じて紹介してもらったスノーボール方式でインタビュー対象者を決めた。インタビュー内容は主に 1. どうしてハワイもしくはロサンゼルスに移住してきたか 2. 沖繩移民社会での文化実践について 3. 沖繩での体験や繋がりに関して 4. 次世代の継承について質問し、インタビューの流れでこれらの内容以外の質問も尋ねた。大学の IRB 調査の承認を得たため、全てのインタビュー対象者に録音と論文記載の許可書に署名を頂き、インタビュー対象者を A と B の ID で表す。

本論で取り扱う真境名本流という琉球舞踊は、戦後沖繩からハワイやロサンゼルス沖繩コミュニティで広まっていった。沖繩では、琉球舞踊は大きく三つに分類される。古典舞踊は 18 世紀、琉球王国が中国皇帝の使者 (冊封使) を接待するために大成した舞踊である。雑踊は 1879 年の廃藩置県後に登場

5) 1990 年に、沖繩県民と世界各地の沖繩系移民との結びつきを強めることを目的として沖繩県主催で開始された祭りである。5 年ごとに沖繩県で開催されており、現在までに第 7 回まで実施されている (新垣 2017)。

6) 半構造化インタビューとは、主にインタビュー実施者が事前に準備した質問を基にインタビューを進めるが、質問の順番を柔軟に変更出来たり、追加質問をしたりするインタビューのことである。構造化インタビューと比べて自由度が高いインタビューである (Bryman 2012: 212)。

し、庶民の音楽を取り入れた舞踊である。創作舞踊は現代の踊り手によって新たに創作されたものである（国立劇場おきなわ 2025 年 9 月 30 日アクセス）。真境名本流は古典舞踊を重視しつつも、多くの創作舞踊を生み出したことで知られ、とくに「糸満乙女」は現在でも広く上演される代表作である（比嘉 1978: 198）。また、由康と二代目由苗は多数の組踊を創作した。組踊は、18 世紀に冊封使接待のために創始された沖縄独自の歌舞劇である。組踊は 1972 年に国の重要無形文化財、2010 年にユネスコ無形文化遺産に登録された（国立劇場おきなわ 2025 年 9 月 30 日アクセス）。現三代目の真境名津弘によれば、真境名本流は古典舞踊の基礎、とりわけ手の動きを重視する点に特色がある（沖縄タイムス 2019 年 8 月 30 日）。

真境名本流は、幼少期から琉球舞踊を学び、その才を発揮した真境名由康によって創設された。真境名由康は、本稿で取り上げるハワイ沖縄系二世 A の祖父にあたる。1944 年、沖縄戦を避けて那覇市から大分県へ避難したが、その間に道場は日本軍に接収され、舞踊活動の継承は困難を極めた。戦後、沖縄へ戻った真境名は舞踊と演劇の継承を目指し、道場を再建して真境名本流を立ち上げた（Nakama-Mitsunaga 2024:5）。1964 年にハワイの沖縄コミュニティは、ハワイ大学ハミルトン図書館に所蔵される阪巻・宝玲文庫⁷⁾を設立するための資金調達の一環として沖縄文化イベントを開催し、その一つとして真境名本流のチャリティー公演が実現した（University of Hawai'i at Manoa Hamilton Library 2025 年 9 月 25 日アクセス）。この公演で由康は、娘二人（由苗 = A の母、由乃 = A の叔母）と息子一人を伴って渡米し、ハワイ沖縄系移民社会に真境名本流の舞踊を披露した。その後、公演会で由苗は A の父と出会い結婚し、ハワイへ移住した。このような活動を通じて、真境名本流は戦後のハワイ沖縄系移民社会における琉球舞踊の中心的存在となった。例えば、1982 年に始まったハワイ沖縄フェスティバルで

は毎年舞踊を披露し、ハワイ移住 90 周年記念式典でも公演を行っている（Chinen 2024: 92, 214）。また、由乃は 1964 年から 2003 年までハワイ大学マノア校において琉球舞踊クラスの講師を務めていた（澤田 2025:121）。よって、真境名本流はハワイ沖縄コミュニティにおいて戦後中心的な琉球舞踊の一派となっていたことが分かる。しかし、後継者不足により、現在ではハワイでの教室は閉鎖されている。

本論におけるハワイ二世 A とロサンゼルス新一世 B は、同じ新移民でありながら違う移民の経歴を辿ってきた。まず初めにハワイの二世 A の経歴を紹介する。真境名本流は A の母方の祖父、前述した真境名由康が創始した。A の母親（以下、由苗）は、1964 年の公演会の際にハワイを訪れ、そこでハワイ沖縄系二世であった A の父親と出会い、結婚した。由苗は、A の父親が A が 12 歳の時に亡くなったため沖縄に帰る選択肢もあったが、ハワイに住み続け真境名本流家元二代目となる。また、由苗は沖縄とハワイを行ったり来たりし、沖縄で後進の指導も続けた（インタビュー 2025 年 5 月 2 日）。

由苗の子どもにあたる A 自身は幼少期まで琉球舞踊をやっていたが、辞めてしまった。しかし、幼少期から由苗の影響で沖縄の従兄弟やロサンゼルスにいる母の教え子と交流があった。このように真境名本流の親族関係者として子どもの頃から沖縄とロサンゼルスで真境名舞踊実践者と関わりがあった A は、母親である由苗の功績を称えるためや、ハワイ大学の阪巻・宝玲文庫の存在をハワイ沖縄系コミュニティに知らせるために、1964 年の公演会から 60 年後の 2024 年 11 月、ハワイ大学リーワードコミュニティカレッジで真境名本流の琉球舞踊公演会を企画、運営した（インタビュー 2025 年 5 月 2 日）。

また、ロサンゼルス新一世 B は A と琉球舞踊において繋がりが強い沖縄系移民である。ロサンゼルス新一世 B は 1943 年に那覇市で生まれた。幼少期は沖縄で過ごしたが、父親が太平洋戦争で亡くなったため、ハワイ出身だった B の母親は親戚を頼り B の姉とロサンゼルスに移住した。B は沖縄に残り沖縄の祖父母に 6 年間育てられた後、11 歳の頃に母と姉が暮らすロサンゼルスへ移住した。B は沖縄にいる頃から A の祖父母と母（由康と由苗）から琉球舞踊を習っていた。ロサンゼルスに移住した際に、当時ロサンゼルスで琉球舞踊を教えている人々はいなかったため、同市を拠点とする北米沖縄県人会芸能部の協力の下、真境名本流の教室を開いた。教室は現在もロサンゼルスで長年にわたり続いており、3 クラス運営されている。B は高校時代の夏休みに三か月間ハワイに行き、A の叔母である由乃から琉球

7) ハワイ大学ハミルトン図書館に所蔵される阪巻・宝玲文庫は、1400 年から 1960 年代までの琉球諸島に関する文献 2000 点以上を収めるコレクションである。この文庫は、沖縄出身の妻を持ち、約 30 年間日本に滞在した英国人文学者フランク・ハウリー氏が収集したものである。ハワイ大学歴史学教授で「ハワイ大学沖縄研究の父」と呼ばれる阪巻俊三氏は、1961 年にハウリー氏が死去したことを知り、東京で資料購入を試みた。当時 2 万 5000 ドルを提示されたが、大学から 2 万ドルを確保し、残る 5000 ドルをハワイ沖縄コミュニティの協力で集めた（University of Hawai'i at Manoa Hamilton Library 2025 年 9 月 25 日アクセス）。

舞踊を本格的に学んだ。また、1963年から1964年には沖縄に1年間滞在し、由康と由苗両方からも琉球舞踊の指導を受けた。その後、1977年師範免許や名取の資格を取得した。2024年のハワイ大学の公演会の際には、サポート役として参加し、B自身のロサンゼルス生徒も参加した（インタビュー2024年6月28日；北米沖縄クラブ1981: 613）。このように、ハワイ新一世Aとロサンゼルス新二世Bは同じ新移民ではあるが、真境名本流に対してAは親族関係者とイベント運営者、Bは文化実践者として関わってきた。

3 沖縄系新移民による文化実践—インタビューを中心に

3.1 真境名本流を継承する新移民

AとBは幼少期から琉球舞踊を通じて出会っており、繋がりがあった。BはBの母親がハワイ出身だったため、琉球舞踊を学ぶ以外にも親戚に会うためにロサンゼルスからハワイへ度々訪れていた。AはBによってハワイとロサンゼルスとの繋がりが生まれたと語った。

Bは、私にとってほとんど「幼いころからの叔母さん」のような存在なんです。血縁関係があるわけではないけれど、私は物心ついた時から彼女のことを知っていました。成長する中で、母がいつも彼女と連絡を取り合っていたので、Bは常に私たちの生活の一部でした。彼女はよく母に連絡して、相談を持ちかけたり、誘ったりしていたんです。だから私たちはロサンゼルスにも行きましたし、彼女が開いた大きな琉球舞踊発表会にも家族全員で参加しました。だから、私はずっと彼女にとっても親しみを感じていました。(中略) 彼女はロサンゼルスで、自分自身のためにも、そして真境名本流の活動のためにも、本当に多くのことを成し遂げてきました。そのため、母も彼女の活動をとても尊敬していました。(インタビュー2025年5月2日、下線部は筆者による。)

下線部から、Bはロサンゼルスで真境名本流を広め維持していくために、Aの母と連絡を取り尽力してきたかが分かる。現在ハワイでは後継者がいなくなってしまうため、真境名本流の教室はなくなりましたが、ロサンゼルスではBの尽力により真境名本流舞踊教室は続いている。2024年のハワイ大学での講演会では、Bの教室に在籍しているロサン

ゼルス沖縄系移民の琴奏者や、ロサンゼルスから沖縄へ琉球舞踊を学びに行っている二人の舞踊者がハワイの公演会で発表した。よってBの琉球舞踊教室の存在がなければ、2024年の公演会を実現することが出来なかったのである（インタビュー2024年6月28日）。このように、Aは自らは琉球舞踊の実践者ではないにも関わらず、真境名本流創始者の一族としてロサンゼルスや沖縄との繋がりを保ち、公演会を企画する役割を担うようになった。この点は、戦後に移住した新一世の親の影響を受けた新二世Aならではの、文化実践への関わり方を示している。

4 琉球舞踊の実践：ハワイとロサンゼルス

4.1 ハワイ：真境名本流の公演会

本節では2.4で前述したように、AはAの母親がハワイ大学で1964年「阪巻・宝玲文庫」のチャリティー公演会を行った60年後の2024年11月23日に、ハワイ大学リーワードコミュニティカレッジで真境名流琉球舞踊公演会「真境名本流 琉舞レガシー」を企画、開催した。Aはハワイ大学沖縄研究センター、HUOAとの共催で、この公演会を行った。ハワイ、ロサンゼルス、沖縄から琉球舞踊者、三線奏者、琴奏者の計16人がこの公演会のために一堂に会し、発表した。ハワイでは現在真境名本流の教室はないため、他の流派と比べ知名度は低かったが、200人以上もの観客がこの講演会を訪れた（伊野波2024年12月21日；インタビュー2025年5月2日）。Aはこの公演会の企画の意図を琉球舞踊の発展と阪巻・宝玲コレクションをハワイの沖縄コミュニティに普及するためだと説明した。

だから私は、あの60年前の公演を記念したいと思ったのです。そして、それに触れることは非常に重要だと感じました。なぜなら、私と同世代の人々の多くはもちろん、沖縄コミュニティや日本人コミュニティの中でも、このハワイ大学に所蔵されているコレクションの存在を知らないからです。そのことを耳にすると、皆とても驚き、衝撃を受けるのです。(インタビュー2025年5月2日)

この部分からは、Aがこの公演会の意義は琉球舞踊の普及のみならず、ハワイ大学の阪巻・宝玲コレクションの普及を念頭に企画したことが分かる。これまでのハワイの琉球舞踊公演会とは違い、この公演会はハワイ大学の沖縄研究の資料保存と文化実践が関連している点で違うことが分かる。

また、Aはこのような沖縄文化公演会を行うことは、今後のハワイ沖縄コミュニティの交流や教育において重要な意義を持たらすと筆者に語った。

(筆者)：こうした大きな文化イベントを行うことは、将来にわたって沖縄文化を継承していくことに繋がるとお思いますか？

A：私は、人々（ハワイ沖縄系移民）はそのような交流や教育の機会を強く求めていると思います。誰かに「図書館に行って、1日、あるいは1か月を費やして所蔵資料を深く掘り下げてみてください」と言っても、実際にはなかなか難しいですね。みんな家庭の問題や様々な事情を抱えていて、たとえ好奇心や学びたいという気持ちがあっても、日常の中で時間を捻出するのは簡単ではありません。でも、もし（沖縄系移民の）誰かや沖縄系団体や機関がイベントを企画してくれるなら、それが一度きりのものでも、あるいは一週間に渡るものでもいい。たとえば大学が年に一度、一週間だけでもそうした取り組みに焦点を当てることで、人々にとって参加しやすい形で沖縄文化を体験し、学ぶことができるのです。（インタビュー 2025年5月2日、括弧と下線部は筆者による。）

この下線部から読み取れるように、Aはこのような文化公演を、図書館で沖縄に関する資料を読むよりも、実際に沖縄文化を体験しながら学ぶ機会だと考えていることがわかる。また、Aは沖縄の新聞『沖縄タイムス』が2024年12月21日に、公演会について掲載した記事に対する反響について筆者に語った。Aによれば、以前Aの母親の生徒で、現在は東京に在住している日本舞踊の教師が、真境名本流の人々に自身の2026年度の公演で琉球舞踊を披露してほしいと誘ったという。さらに、京都で行われる組踊の講演会でも、真境名本流の生徒たちが踊ることを依頼された。したがって、Aは「このような大規模な公演会を沖縄以外の海外で開催することには意義があり、（沖縄ディアスポラの）新たな繋がりがや機会を生む（括弧は筆者による、インタビュー 2025年5月2日）」と筆者に語った。よって、琉球舞踊という文化実践は人々が沖縄文化に直に触れられる機会であり、また新たな繋がりを生んでいることが明らかになった。

さらに、2024年の真境名本流公演会は、AとBの移動の歴史や、琉球舞踊を通したハワイとロサンゼルスとの横の繋がりがあったからこそ実現したものであり、沖縄移民史や沖縄ディアスポラ史においても

意義が大きい。この公演会は、Aの母親が沖縄からハワイに移住し、ハワイで家族を築いたため、ハワイで再び開催することができた。そして、Aが沖縄の真境名本流教室と継続的に連絡を取り、沖縄から舞踊者を招くことができたことも、この開催を可能にした要因である。また、ロサンゼルスに移住したBも、今回の講演会の実現に大きな役割を果たした。Bがロサンゼルスで琉球舞踊教室を続けていたことで、この開催が可能になったのである。言い換えれば、(1) A、Aの母親、Bのハワイとロサンゼルス間の関係、(2) ハワイ、ロサンゼルス、沖縄を結ぶ横の繋がりが——この二つがあって初めて、この公演会は実現したのである。このように、沖縄ディアスポラの各移住地における琉球舞踊への思いと横の繋がりが交差して、この公演会は実現した。

4.2 ロサンゼルス：二世ウィークでの琉球舞踊

続いて本節では、多民族社会ロサンゼルスにおいて、琉球舞踊がいかに日系アメリカ人との差異化を担っており維持されているのかを検討することで、Aとは異なるBの文化実践者ならではの違いを見ていく。Bはロサンゼルスで「ホーム」と感じているが、ハワイで生まれ育ったAとは異なり、沖縄で生まれ12歳まで過ごした経験から、沖縄を「故郷」とも感じると語っていた。実際、故郷の街を訪れた際に小学校時代の同級生と再会すると強い懐かしさを覚えるという。また、彼女はロサンゼルスという多民族社会——そこには日系アメリカ人や沖縄系移民だけでなく、他のアジア系移民やヒスパニック系移民も暮らしている社会——だからこそ抱く琉球舞踊の立ち位置についても語ってくれた。ロサンゼルスには、ハワイの沖縄フェスティバルのように沖縄文化のみを紹介する祭りは存在しないが、日系アメリカ人のアイデンティティや文化を紹介する「二世ウィークフェスティバル⁸⁾」が毎年8月に開催されている (Kurashige 2002: xv)。コロナ禍以前、ロサンゼルス真境名本流教室はこのフェスティバルのパレードに参加しており、日本舞踊グループと合同で、日本舞踊の曲と踊りを披露していた⁹⁾。しかしコロナ

8) 1934年に始まった祭りであり、南カリフォルニアの多様なコミュニティを芸術および文化教育を通じて結びつけながら、日本および日系アメリカ人の遺産と伝統を促進することを目的としている。毎年8月に約1週間にわたってロサンゼルスで開催され、パレードやタレントショー、ファッションショー、文化展示、エッセイコンテストなどが行われる (Kurashige 2002; Nisei Week Foundation 2026年1月19日アクセス)。

9) 実際、『北米沖縄人史』(1981)の記録によると、ロ

禍のさなか、母方は沖縄出身でありながら自身は日本舞踊の教師であるパレード担当者から、Bに対して「日本舞踊を無理に真似しないで、自分達の踊りをしたらどうか」と伝えられたという。当時は琉球舞踊グループの参加者が十分に集まらなかったこともあり、結局パレードへの参加を辞退したそうである。その際の心境について、Bは次のように語っている。

B：私、うん、あの。コロナの後で人数集められないかもしれないから、今回はあの、一緒に（パレード）出演しませんということで、また来年集まったら、彼が残念だということ。もちろん英語ですけどね。残念だって。（彼は）自分も母方はウチナンチュなので、沖縄の（人達）が出るのはいつも楽しみにしてるんだと。（中略）だからそういうやっぱりあの沖縄、ちょっとでも血が流れたら、そういうプライドがあるんじゃないかなっていうね。

筆者：一緒に出るっていうのは、パレードの時に日本舞踊の人が踊って、その後に琉球舞踊の人が出るということですか？

B：（パレードの時は）日本舞踊のその担当の人が一応各流派の振り付けをして。先生たち、生徒、何人かいて、動作を発表する時に習ってきて、そして自分の道場なりに帰って、（その振り付けを）教えて。で、それでパレードを一緒に出るんですけど。だから私たちそう、琉球舞踊やってる人には、日本舞踊の動作っていうのはちょっと難しかったですね。前は音楽は（日本舞踊）と一緒に歌ってて琉球舞踊の振り付けしてたけど、今はもう音楽も別。（中略）そう。あの、その音頭、クロージング音頭にあの、安里屋ユンタ^{10）}なんかして。

（インタビュー 2024年6月28日、括弧と下線部は筆者による。）

このインタビュー部分以外でもBは「ウチナンチュ

サンゼルス

の沖繩系移民が二世ウィークフェスティバルのパレードに初めて参加したのは1975年であり、その際に披露したのは沖繩の盆踊りであるエイサーのみで、琉球舞踊は披露していなかった（北米沖繩クラブ1981:639）。

10) 沖繩民謡の名前。沖繩県の八重山諸島の竹富島に伝わる古典民謡。

プライド」という言葉を使っていた。このインタビューから分かるのは、Bは多民族社会でミックスの沖繩系移民が増えているロサンゼルス社会においても、この日本舞踊教師が示した事例のように、少しでも沖繩のルーツがあればウチナンチュプライドがあると思っているということだ。もちろん、沖繩系のルーツがない生徒さんもBは教えている。しかし、ハワイより沖繩系移民の団体が少なく、沖繩アイデンティティ維持が難しいロサンゼルスにおいては、沖繩にルーツがあることが重要だとBは考えている。

また、二世ウィークフェスティバルのインタビュー部分からは、以前は琉球舞踊は日本舞踊と一緒にされていたが、沖繩にルーツがある人々の働きかけにより、現在は自分達の琉球舞踊を踊ることができ、日系アメリカ人とは違うエスニック文化があることを示せるようになった。このように、琉球舞踊という文化実践は、ロサンゼルスの沖繩コミュニティが日系アメリカ人と差異化する機能を果たしている。

最後に、AとBの琉球舞踊に対する役割の違いについて述べる。Aは自らは沖繩文化の実践者ではないが、ハワイ大学の公演会を企画し、琉球舞踊のみならず教育機関や資料面からハワイの沖繩系アイデンティティの維持・継承に努めた。Bは、ロサンゼルスで真境名の教室を開講し続け沖繩文化を維持した。また、二世ウィークフェスティバルなど公的イベントでも琉球舞踊を披露し、日系アメリカ人との差異化を図った。ハワイでは沖繩移民は一つのエスニック・グループとして確立しているため、日系アメリカ人との差異化というより、四世や五世といった後の世代に沖繩文化や沖繩の資料を継承していくことがAは大事だと思っている。Bはロサンゼルスはハワイと比べ更に多民族社会で沖繩コミュニティが小さいため、いかに沖繩アイデンティティを維持し、他のエスニック・グループと差異化をしていくことが課題であると思っている。また、個人の語りを分析することで、沖繩ディアスポラ研究において、AとBがいかに文化実践の担い手として機能してきたのが明らかになった。本事例は、従来の沖繩系移民研究が主に扱ってきた戦前のプランテーションにおける差別経験や、戦後の沖繩戦復興運動とは異なり、戦後に移住した沖繩系移民がどのようにしてハワイとロサンゼルスにおいて文化を継承してきたのかを示している。

終わりに

本論文は、ハワイとロサンゼルス沖縄系新移民 A と B の個人の語りを基に、琉球舞踊を中心とした沖縄ディアスポラにおけるハワイとロサンゼルス間の繋がりや文化実践の継承について分析した。インタビューからは、A がハワイで親族関係者・イベント企画者として琉球舞踊とハワイ大学内で阪巻・宝玲文庫の設置を結びつけて沖縄文化を広めた事例、B は文化実践者としてロサンゼルスの多民族社会の中で、琉球舞踊を通して沖縄系の差異化を試みた事例が確認できた。これらは、各移住地ごとの状況に応じ沖縄文化実践の方法が異なること、そして移住地間の繋がりが文化イベントの実現を支えていることを示している。沖縄ディアスポラの文化継承は単なるホームランドの文化を受け継ぐことにとどまらず、現地社会との関わりや地域間の交流を通じて新たに形づくられている。本研究はその具体的なプロセスを明らかにする一事例となった。

最後に、アメリカの新移民研究においては、これまでアメリカ本土とハワイが個別に論じられることが多かったが、本論文はハワイとロサンゼルスの双方における新移民を結びつけた事例を提示した。また、沖縄系移民研究においても、沖縄系新移民の活動を取り上げ、従来は地域ごとの事例として扱われることが多かった文化実践を、複数の移住地にまたがる関係性の中で捉え直した点に本研究の特徴がある。これらの事例は、沖縄系移民が単に「故郷—移住先」という二項の関係の中で文化実践を維持してきたのではなく、2024 年にハワイ大学で開催された真境名本流公演会の事例にみられるように、他の移住地との結びつきを通じて文化継承を可能にできたことを示している。

もっとも、本稿が扱った事例は舞踊活動や一部の個人に限られており、沖縄系移民全体を代表するものではない。今後は、本論文では入れられなかったペルーを含む他地域や舞踊以外の文化実践を通じて、沖縄ディアスポラの文化実践をより包括的に検討していくことが課題である。

付記

本研究のフィールド調査はハワイ州立大学マノア校 CALL Uehiro プログラムの研究助成金、The CALL Uehiro Program Research Grant によって実施されました。査読者の先生方、インタビュー調査にご協力くださいました A、B の方々、また北米沖縄県人会 (Okinawa Association of America) の方々に心よりお礼申し上げます。

引用文献

- Allen, Matthew, 2002, *Identity and Resistance in Okinawa*. Lanham, Md: Rowman & Littlefield Publishers.
- 新垣誠, 2017, 「グローバリゼーション、国民国家、そして「ホーム」としての沖縄: 「世界のウチナーンチュ」という物語の可能性」『沖縄キリスト教大学院大学論集』13: 23-35.
- Azuma, Eiichiro, 2017, "The Making of a Japanese American Race, and Why Are There No 'Immigrants' in Postwar Nikkei History and Community?: The Problems of Generation, Region, and Citizenship in Japanese America," in Gary Y. Okihiro and Yasuko Takezawa, eds., *Trans-Pacific Japanese American Studies*, Hawai'i: University of Hawai'i Press, 257-287.
- Bryman, Alan, 2012, *Social Research Methods: Fourth Edition*. New York: Oxford University Press.
- Chinen, Karleen., 2024, *Born Again Uchinanchu: Celebrating Hawai'i's Chibariyo! Story*, Hawaii: Pacific Travelogue, Inc.
- 著者によるインタビュー, ホノルルにて, 2025 年 5 月 2 日.
- 著者によるインタビュー, ロサンゼルスにて, 2024 年 6 月 28 日.
- 藤浪海, 2020, 『沖縄ディアスポラ・ネットワーク: グローバル化のなかで邂逅を果たすウチナーンチュ』明石書店.
- 比嘉武信, 1978, 『ハワイ琉球芸能誌—ハワイ沖縄人 78 年の足跡—』ハワイ報知社.
- 北米沖縄クラブ, 1981, 『北米沖縄県人史』若夏社.
- 伊野波盛人, 「琉球舞踊の真境名本流、ハワイ沸かす 60 年の縁 節目の講演」, 『沖縄タイムス』, 2024 年 12 月 21 日.
- 石川友紀, 2018, 「沖縄県における出移民の歴史及び出移民要因論」『琉球大学移民研究センター』11-30.
- Izumi, Elyse E.K, 2020, "Performing Okinawan Tamashi: The Contributions of Eisā to Building Youth Community in Southern California," Master's Thesis in Asian American Studies at the University of California Los Angeles.
- Kobashigawa, Ben, 1985, "On the History of the Okinawans in North America," *Amerasia Journal*, 12(2): 29-42.
- 国立劇場おきなわ, 組踊, 国立劇場おきなわ, 2025 年 9 月 30 日アクセス
(<https://www.nt-okinawa.or.jp/traditional-okinawan-performing-arts/ja/kumiodori.html>).
- 国立劇場おきなわ, 琉球舞踊, 国立劇場おきなわ, 2025 年 9 月 30 日アクセス
(<https://www.nt-okinawa.or.jp/traditional-okinawan-performing-arts/ja/ryukyudance.html>).
- Kurashige, Lon, 2002, *Japanese American Celebration and Conflict: A History of Ethnic Identity and Festival, 1934-1990*, Berkeley: University of California Press.
- 宮内久光, 2013, 「沖縄県系経営者ネットワークの形成と展開—WUB というビジネス組織—」, 町田宗博, 金城宏幸, 宮内久光編 『躍動する沖縄系移民—ブラジル、ハワイを中心に—』, 彩流社, 95-130.
- Nakama-Mitsunaga, Eleanor, 2024, "Majikina Honryu's Ryubu Legacy," *Uchinanchu Newsletter September/October 2024*, 5.
- Nisei Week Foundation, 2026, Mission Statement, 2026 年 1 月 19 日アクセス
(<https://niseiweek.org/about/>).
- 野入直美, 2025, 「意識と象徴の沖縄アイデンティティ—

- 第5～7回世界のウチナーンチュ大会 2011・2016・2022年) 調査の結果から一」『移民研究』21:1-20.
- Okinawa Association of America, 2009, 「北米沖縄県人会 創立百周年記念祝賀式典 いちぬ いちまでいん」 Okinawa Association of America, Inc.
- 『沖縄タイムス』, 「古典舞踊 組踊の基礎」, 2019年8月30日.
- 澤田聖也, 2023, 「ハワイにおける沖縄民謡文化—沖縄民謡バーの観点から—」『年報カルチュラル・スタディーズ』11:51-75.
- 澤田聖也, 2025, 「琉球芸能クラスを通じた民族意識の芽生え—ハワイ大学マノア校を事例に一」『応用社会学研究』67: 115-134.
- Shimada, Noriko, 2012, "The Emergence of Okinawan Ethnic Identity in Hawai'i: Wartime and Postwar Experiences," *The Japanese Journal of American Studies*, 23:117-138.
- 白水繁彦, 2018, 『海外ウチナーンチュ活動家への誕生—民族文化主義の実践—』御茶ノ水書房.
- 城田愛, 2022, 「ハワイへ渡った移民とエイサー—「琉球舞踊」から「オキナワン・ボン・ダンスへ」, 野入直美, 藤浪海, 真壁由香編『わった—世界のウチナーンチュ!—海外県系人の若者たちの軌跡』, 琉球新報社, 123-128.
- Toyota, Tertia, 2012, "The New Nikkei: Transpacific Shin Issei and Shifting Borders of Community in Southern California," *Amerasia Journal*, 38(3): 2-27.
- Tsuda, Takeyuki, 2016, *Japanese American Ethnicity: In Search of Heritage and Homeland Across Generations*, New York: New York Press.
- University of Hawaii at Manoa Hamilton Library, 17 March 2025, Okinawa Special Collection: Sakamaki Hawley Collection / 阪巻・宝玲コレクション, 2025年9月25日アクセス. (<https://guides.library.manoa.hawaii.edu/okinawa_special_collections/SakamakiHawley>).
- 山田亜紀, 2018, 「ロサンゼルス日系コミュニティにおける新一世の教育戦略—新一世と新二世への聞き取り調査を中心に—」『移民研究年報』24:7-26.

[論文]

軍事組織の機能分化・廃止をもたらすものは何か —米英ソ海兵隊の変遷を例に—¹⁾

The Causes of Functional Differentiation and Abolition of Military Organizations: Study of U.S. Marines, Royal Marines and Soviet Naval Infantry

山田 雄一郎 YAMADA Yuichiro

(陸上自衛隊教育訓練研究本部)

Training-Evaluation, Education, Research and Development Command, Japan Ground Self Defense Force

Military history shows that while functional differentiation leads to the creation of new services, it also involves regression, such as the downsizing or abolition of existing services. However, the latter has not been given much emphasis in conventional research. This article aims to clarify causes of functional differentiation and abolition of military organizations through comparative study of United States Marine Corps, Royal Marines and Soviet Naval Infantry as a case where a new military service created or abolished.

キーワード：軍事イノベーション、海兵隊、中間領域を担う軍種、政策決定論、組織論

はじめに

軍事組織において、戦いが行われる領域の拡大に伴い、既存の軍種から新たな軍種が分化して独立するという現象は、第二次世界大戦前後における空軍種の独立に見られ、近年では宇宙領域などにおいても同様の動きが確認されている。海軍種を起源とする海兵隊²⁾は必ずしも固有の領域を持たないが、米国では陸海の中間領域に活路を見出して水陸両用作戦³⁾を担い、例外的に独立軍種の地位を確保してき

た。

既存の軍種から、新たな軍種が分化して独立するという現象は、軍事組織がその専門性を高め環境に適応した結果と考えることができる。しかし、このような適応は機械的に行われるものではない。特に、新たな軍種の創設、既存の軍種の廃止や他軍種への統合は、通常法律の改正や予算・人員等資源の再配分を要するため、軍人のみならず政治指導者の決断が伴う政策決定過程である。また、軍事組織の歴史においては、既存の軍種から機能が分化して新たな軍種が創設されるといった発展的な方向のみならず、ある軍種が廃止されるという後退的な方向に行われることも見られたが、後者は従来の研究においては余り重視されてこなかった傾向がある。僅かに騎兵の廃止について論じたものはあるが、既存の軍種内における近代化の一環としての発展的解消や、脅威が少なく文民の介入が弱い場合における軍人の保守性からその廃止が遅れた理由が説明され、従来の研究の範囲を大きく逸脱するものではない⁴⁾。国家

1) 本稿は、上智大学グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻 2024 年度修士論文「軍事組織の機能分化・廃止をもたらすものは何か—米英ソ海兵隊の変遷を例に—」を基に加筆修正したものである。

2) 海兵隊は、大航海時代において海軍の艦船に乗船していた接舷戦闘、艦内治安維持、外地の基地警備要員をその起源とし、第二次世界大戦においては陸地と海上という領域の中間に活路を見出し、強襲上陸を含む水陸両用作戦に従事する傍ら、陸軍種と肩を並べて果敢な陸上作戦の一翼をも担ってきた。現代では、ヘリコプターなどの航空機を利用した上陸作戦も実施している。野中郁次郎『アメリカ海兵隊—非営利型組織の自己革新』（中央公論新社、1995年）、第一章、第二章及び第五章。なお、海兵隊はソ連では海軍歩兵と呼称されるが、概ね海兵隊と同様の機能を有するため、本稿では海兵隊と総称する。

3) 水陸両用作戦 (Amphibious Operation) とは、米軍の定義によると「上陸部隊を陸上へ導く海から行う軍事作戦」であり、一般的には上陸作戦と解される。中矢潤「我

が国に必要な水陸両用作戦能力とその運用上の課題—米軍の水陸両用作戦能力の調査、分析を踏まえて—」『海軍校戦略研究』、(2012年12月(2-2))、84頁。

4) 樋口俊作「日本陸軍における騎兵の役割と継承」『戦史研究年報』第25号(防衛省防衛研究所、2022年3月)、Art, Robert J. and Kenneth N. Waltz eds., *The Use of Force: Military Power and International Politics, Third Edition* (MD:

の資源は有限であり、ある機能の分化や強化といった発展的な現象は縮小、統合や廃止といった後退的な現象と表裏一体であることから、ダイナミックな両者のメカニズムを総合的に明らかにすることは、軍事組織が環境に適応する過程をより深く理解することに繋がるのみならず、政策決定者に対し資源の効率的な利用や捻出の在り方を提示する上で有意義である。特に、軍事組織の変容において既定路線の延長線上にある機能強化よりも、軍種間の争いが避けられない新たな軍種の創設といった機能分化や、既存の軍種の廃止や他軍種への統合においては、軍高官よりも政治指導者など文民の政策決定者が主要な役割を果たすため、これを明らかにすることの意義は大きい。以上を踏まえ、本稿では軍事組織を機能分化と廃止との間で揺れ動くダイナミックな存在と捉え、軍事組織の機能分化・廃止をもたらす要因を明らかにする。

本稿の構成は、以下の通りである。まず、軍事イノベーションと組織論の観点から、軍事組織の機能分化・廃止に関する先行研究を整理し、仮説を提示する。次いで、事例として特に変化の影響を受け易い中間領域を担う軍種を選定して、仮説の妥当性を検証する。最後に、全体の議論を総括して軍事組織の機能分化・廃止をもたらす要因を明らかにするとともに、今後の課題について付言する⁵⁾。

1.1 軍の機能分化・廃止に関する先行研究と仮説の提示

先行研究において、軍事組織の機能分化・廃止は、軍事イノベーション、政策決定論及び組織論の観点から論じられている。軍事イノベーションに関する既存の議論を整理したホロウィッツ (Michael C. Horowitz) は、その過程を①発明、②揺籃、③施行の3段階に区分し、①、②段階はボトムアップ的に生じることはあるものの、軍事組織の変容は③段階において、最終的にトップダウンにより決定されるとした⁶⁾。これは、キングダム (John W. Kingdon) が提唱した「政策の窓」理論における「問題の認識」、「政

策提案の形成」、「政策決定」に類似⁷⁾しており、軍事組織の機能分化・廃止を考察する上で、有用であると考えられる。

軍事イノベーションの観点からは、大きくは文民、軍人それぞれの立場を重視する先行研究がある⁸⁾。本稿では、軍種の独立や廃止を含む軍の機能分化・退化は政治指導者の決定を要する事項であることから、これを軍人の専管事項と見做すことは不相当であるとの考えに立ち、両者の影響を考慮する。具体的には、環境の変化を契機として軍人が前述した政策提案の形成により機能分化を揺籃し、政治指導者が政策決定を行い施行するという段階を踏むと仮定して、後述する仮説に反映する。

また、前述したホロウィッツは、軍事イノベーションの生起ではなくその進展の程度に着目し、資源 (予算・人員)、運用構想やドクトリン⁹⁾を主導する軍高官や柔軟な組織文化といったキャパシティの多寡や存否が影響し、差異が生ずると主張した¹⁰⁾。これらの要因は軍事組織が機能分化する上での必要条件であると考えられるため、前述した政策提案の段階に含まれるものとして、考察を試みる。

組織論の観点からは、軍事イノベーションに関する先行研究とも共通するが、環境の変化により生まれた新たな領域に対応する既存組織の機能欠落ないし不足がある場合、機能分化が促されると主張するものがあり¹¹⁾、日本でも前述した「政策の窓」理論と組織論を併用して空軍独立について論じたものがある¹²⁾。反面、上記した領域の縮小や消滅は、必然的に

7) ジョン・キングダム『アジェンダ・選択肢・公共政策 政策はどのように決まるのか』河野勝、真淵勝監修、笠京子訳 (2017年、勁草書房)。

8) 文民の役割を重視したものとしては、Barry R. Posen, *The Sources of Military Doctrine: France, Britain, and Germany Between the World Wars* (New York: Cornell University Press, 1984), Chapter 7., 軍人の役割を重視したものとしては Stephen Peter Rosen, *Winning the Next War: Innovation and the Modern Military* (New York: Cornell University Press, 1991), pp.255-257.

9) ドクトリンとは軍事行動の指針となる、公に認められた根本的な原則であり、軍中央部によって編纂 (開発) され、当該の軍隊に共有化された思想のこと。片岡徹也編『軍事の事典』(東京堂出版、2009年)、121-122頁。

10) Michael C. Horowitz, *The Diffusion of Military Power: Causes and Consequences for International Politics* (NJ: Princeton University Press, 2010)

11) アンソニー・ダウンス『官僚制の解剖』渡辺保男訳 (サイマル出版会、1975年)、9、222-226、256-259頁。J・D・トンプソン『オーガニゼーション・イン・アクション - 管理理論の社会科学的基礎 -』高宮晋監訳、鎌田伸一、新田義則、二宮豊志訳 (同文館出版、1987年)、第12章。

12) 航空自衛隊の高橋は、キングダムの「政策の窓」理

University Press of America, 1988), pp.152-171.

5) 本稿と同様の分析枠組みを用いた事例研究として、山田雄一郎「ソ連防空軍の変遷 - 軍事組織の機能分化・退化の観点から -」航空自衛隊幹部学校航空研究センター編『エア・アンド・スペース・パワー研究』第13号 (令和8年1月6日)。

6) Michael C. Horowitz & Shira Pindyck, *What is a military innovation and why it matters*, Journal of Strategic Studies, 2023, Vol. 46, No. 1, pp. 85-114.

分化した機能の退化を促すと考えられるが、管見の限り後退的な方向における軍事組織の変容は十分に論じられていない¹³⁾。

以上を総合すると、組織論の観点からはイノベーションに関する先行研究とも共通するが環境の変化を前提として、これに対応する既存の軍種の機能欠落ないし不足がある場合、軍の機能分化が促されるものと考えられる。また、戦略環境が変化して新たな領域が減少や消滅した場合や、既存の軍種との機能重複、例えば陸軍種と海兵隊が共に同様の作戦に従事するような場合は、軍種の縮小や廃止が促されるものと考えられる¹⁴⁾。

上記を踏まえ、本稿では以下の仮説を提示する。

仮説 1 条件①～③が満たされた場合、軍が機能分化し新たな軍種が生まれる。

条件① 戦略環境の変化

地政学的要因または技術的要因により、既存の軍事組織では対応困難な戦略的競争が行われる空間（ドメイン）が新たに生成

条件② 変化に応ずる軍事組織のキャパシティ

機能分化を可能とする資源（予算・人員）、運用構想やドクトリンを主導する軍高官、柔軟な組織文化

条件③ 軍事組織に対する政治指導者のリーダーシップ

抵抗する既存の軍事組織（軍高官）に対し、文民である政治指導者の権力が優越

仮説 2 条件①または②が満たされなくなり、かつ条件③が成立した場合、分化した機能は縮小、あるいは廃止される。

1.2 研究対象とする事例の選定

本稿では固有の領域を有さず、複数の領域に跨る特性を有する軍種を「中間領域を担う軍種」と定義したうえで、事例研究の対象とする。その理由は、固有の領域を持つ陸海空軍種に比し、中間領域を担

う軍種は軍事組織における立場が弱く存在意義が問われやすいため、軍事組織の機能分化・廃止に関する振れ幅が最も大きく、前項で提示した仮説を検証するに当たり適していると考えられるからである。

中間領域を担う軍種には、航空機から敵地奥深くへの侵入を担う空挺軍¹⁵⁾、艦艇から陸地への上陸などを担う海兵隊などがあるが、本稿では後者を選定する。空挺軍は、ソ連など東側に見られる軍種であるが、普遍的に見られる軍種ではないため比較検証を経て一般化することが難しい。この点、海兵隊はロシアを含めた欧州の主要国や米国に広く見られる上、その役割も艦上勤務などと概ね共通していたが20世紀に入り異なる変遷を辿り、既存の軍種からの機能分化・廃止といった現象を確認できることから複数の事例を用いて比較検証し一般化を行う上で適している¹⁶⁾。

以上を踏まえ、本稿では第二次世界大戦直後の米国海兵隊、英国海兵隊、ソ連海軍歩兵を事例として選定する。米英ソ3か国は第二次世界大戦中に連合国の一員として、規模・要領は異なるものの海軍種の中の機能として海兵隊を運用し水陸両用作戦を行った経験を有し、また軍事科学技術についても概ね同水準であった。戦後、財政難及び核兵器の登場や東西対立による戦略環境の変化に直面し、海兵隊が存続の危機に瀕したことも共通しているが、それぞれ異なる変遷を辿っており、軍事組織の機能分化・廃止を考察する上で好適な事例である。本稿では、米英ソ海兵隊の変遷に前項で提示した仮説を適用し、軍事組織の機能分化・廃止をもたらす要因を明らかにする。

2. 軍種内の機能縮小が検討された後、分化が行われ軍種が独立した事例（米国海兵隊）

本章では、軍種内の機能縮小が検討された後、既存の軍種である海軍から機能分化が行われた事例として米国海兵隊を選定し、先行研究¹⁷⁾を参照しつ

論とダウンス、トンプソンなどの組織論を併用して、英米日における空軍独立のメカニズムについて分析した。高橋秀幸『空軍創設と組織のイノベーション—旧軍ではなぜ独立できなかったのか—』（芙蓉書房出版、2008年）

13) ダウンスは、組織の役割が重複した際は統合を促されると主張したが、理論研究に留まっており事例検証は行っていない。ダウンス『官僚制の解剖』、14-15頁。

14) 米国議会では、テロとの戦いにおいて陸軍と海兵隊が同様の任務に従事していたことから、「2つの陸軍は要らない」として海兵隊廃止の声が上がった。河津幸英『図説アメリカ海兵隊のすべて』（アリアドネ企画、2013年）、12頁。

15) 藤井治夫『最新情報 ソ連軍勢力の徹底研究』（光人社、1991年）、126-134頁、ビクトル・スヴォーロフ『ザ・ソ連軍』吉本晋一郎訳（原書房、1984年）、74、132頁。

16) Holms, Richard eds., *The Oxford Companion to Military History* (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp.549-550. 英国海兵隊は1664年、ロシア海軍歩兵は1705年、米国海兵隊は1775年にそれぞれ創設された。

17) 野中『アメリカ海兵隊』、同『知的機動力の本質—アメリカ海兵隊の組織論的研究』（中央公論新社、2017年）、阿部亮子『いかにアメリカ海兵隊は、最強になったのか—「軍の頭脳」の誕生とその改革者たち』（作品社、2020年）

つ、組織の創設から第二次世界大戦に至る変遷を概観する。次いで、軍種内の機能縮小が検討された後、1952年にダグラス・マンズフィールド法の制定により、海兵隊の地位と兵力が法的に保障されたことを独立軍種化と捉え、仮説を適用し軍の機能分化が行われた要因を考察する。

2.1 創設～第二次世界大戦における米国海兵隊の変遷

米国海兵隊の起源は、独立戦争中の1775年に英国海兵隊（後述）を範として創設された大陸海兵隊に遡る。木造船時代の海兵隊の使命は、海軍所属の歩兵部隊として艦上勤務に任じ、船内秩序と規律を守る警察官の役割や、海上戦闘における敵船への切り込みや狙撃、小規模な上陸作戦、海賊対処などであった¹⁸⁾。

20世紀初頭以降、蒸気機関が発達して帆船から甲鉄艦の時代になると、水兵を統制する艦上警察としての海兵隊の役割は減少し、1909年、従来の艦上勤務に加えて外国への介入、前進基地の防御が任務として新たに加えられた¹⁹⁾。さらに、第一次世界大戦後、将来太平洋の島嶼を巡る日米による前進基地の争奪戦が予期されたため、戦間期に海兵隊は水陸両用作戦を研究し、ドクトリンとして採用したのみならず、兵器の研究開発や訓練に反映した。また、同時期に海兵隊が艦隊の指揮下で行動する艦隊海兵隊へと改編されたことは、海軍と一体となり水陸両用作戦を実施する体制を整えた²⁰⁾。太平洋戦争において、海兵隊は水陸両用作戦を実践し、致命的な意義を有する前進基地となる島嶼を日本軍から奪取し、戦勝に貢献した²¹⁾。

以上、概観したように海兵隊は創設から第二次世界大戦の間に、その任務を艦上勤務、外国への介入及び前進基地防御、水陸両用作戦による前進基地奪取と変化させ、海軍の中における独立性を高めてきた。しかし、皮肉なことに日本海軍を消滅させたことにより、太平洋では米国海軍の優位が確立し、水陸両用作戦の前提となった戦略的競争が行われる領域もまた失われつつあった。また、核兵器が実用化されたことは、大規模な船団を集中させて行う第二

次世界大戦型の水陸両用作戦を著しく困難にした²²⁾。このため、戦後エア・パワーの重要性が高まり、米国の焦点が欧州におけるソ連との対立へと移る中、海兵隊も含めた軍の再編が進められる。

2.2 第二次世界大戦後における海兵隊の機能分化

2.2.1 国家安全保障法の制定と海兵隊の形式的独立軍種化

本項では、第二次世界大戦後における米軍の再編について、海兵隊に焦点を当てる。戦後間もない米国ではエア・パワーの高まりと戦略環境の変化を受けて、空軍の独立を含めた軍の再編計画が議論されていた。当時のソ連は世界規模の海軍を有しておらず、大規模な海上作戦は起こらないため、海軍に代わって空軍が第一線となるべきであるという考えがその前提にあり、陸軍がこれを主唱し海軍の航空部隊を空軍に移管することも検討されていた²³⁾。また、核兵器の登場は通常戦力の価値を相対的に低下させ、海兵隊の大幅な削減や、任務に対する疑義を公言する陸軍高官も現れた²⁴⁾。水陸両用作戦が行われ得る中間領域が失われたとすれば、艦隊海兵隊に代表される遠征部隊としての海兵隊の意義は終了するため、縮小して海軍の一部としての警察機能に戻るべきだという陸軍の主張には、一定の妥当性があった。陸軍寄りと見られていたトルーマン政権が進めようとした上記再編計画に対し、海軍と海兵隊は危機感を強め、フォレストル海軍長官（James V. Forrestal）を中心として激しく抵抗した²⁵⁾。

バンデグリフト海兵隊総司令官²⁶⁾（Alexander A. Vandegrift）は、上院海軍委員会（The Senate Naval Affairs Committee）²⁷⁾において、第二次世界大戦にお

22) 野中『アメリカ海兵隊』、113-114頁。野中郁次郎『知的機動力の本質—アメリカ海兵隊の組織論的研究』（中央公論新社、2017年）、23頁。

23) アラン・R・ミレット、ピーター・マスロウスキー『アメリカ社会と戦争の歴史—連邦防衛のために』（彩流社、2011年）、643-644頁。

24) 野中『アメリカ海兵隊』、113頁。

25) ミレット、マスロウスキー『アメリカ社会と戦争の歴史』、643-644頁、Millet, *Semper Fidelis*, pp.458-459. 空軍を重視し、単一の国防長官と参謀総長に率いられた国防省の創設を志向するトルーマンは、マーシャルやアイゼンハワーといった陸軍高官の影響を強く受けていると海軍省には見られていた。

26) 海兵隊総司令官は海兵隊員のトップであるが、当時は統合参謀本部の正式な成員ではなかった。陸軍軍人トップの陸軍参謀総長や海軍軍人トップの海軍作戦部長よりその地位は低く、大將に昇任したのもバンデグリフトが最初である。野中『アメリカ海兵隊』、第三章。

27) 議会の陸軍委員会と対を為す機関であり、1947年、

18) 野中『アメリカ海兵隊』、3-6頁。

19) 野中『アメリカ海兵隊』、7-12頁、Allan R. Millet, *Semper Fidelis: The History of the United States Marine Corps, The Revised and Expanded Edition* (New York: Free Press, 2000), Chapter 4.

20) 野中『アメリカ海兵隊』、34頁。阿部『いかにアメリカ海兵隊は、最強となったのか』、73-74頁。

21) 野中『アメリカ海兵隊』、第二章、第三章及び第四章。

ける水陸両用作戦を振り返り、戦後の限定的介入や全面戦争における即応部隊としての海兵隊の意義を強調した²⁸⁾。海兵隊の主張は「1947年国家安全保障法」に反映され、海兵隊が海軍省内の独立軍種であること、水陸両用作戦に関するドクトリン及び兵器の開発を担うこと、航空部隊を含む艦隊海兵隊を保持することが法的に保障された²⁹⁾。しかし、同法案においてもその兵力は保障されておらず、総司令官は統合参謀本部の正式な成員とは認められていなかった。海兵隊の地位は未だ不安定で、政治に直接アクセスする権限を欠いたため実態として陸海空軍に並ぶ独立軍種とは言い難かった³⁰⁾。海兵隊に対し冷淡な海軍長官と海軍作戦部長³¹⁾が就任した場合、削減や廃止を強要されるリスクは残ったままだったのである³²⁾。

また、海兵隊は核の時代においてその実行性が疑問視されていた、第二次世界大戦型の平面的な水陸両用作戦の見直しも積極的に行った。検討が重ねられた後、新兵器であるヘリコプターを活用した垂直包囲の構想が生み出され、1948年、水陸両用作戦マニュアルに反映される³³⁾。しかし、財政状況は依然厳しく、海兵隊は任務に必要な兵力と兵器を確保できておらず、新たな構想である垂直包囲も実践による検証を経てはいなかった³⁴⁾。総じて、戦後の戦略環境において水陸両用作戦が行われ得る領域は狭かったため削減圧力が強まり、海兵隊は第二次世界大戦における実績を梃子に辛うじて存続していたとすることができる(条件①)。他方、海兵隊がこの時期に見直した水陸両用作戦ドクトリンは、新たな技術や戦略環境に適応する組織の柔軟性を示してはいるものの、この時点ではその有効性を発揮しておらず、機能分化や廃止に大きな影響を与えてはいない(条件②)。最後に、フォレストル海軍長官がトルーマンと陸軍の圧力に抵抗したことは、トルーマンのリーダーシップを相対的に減じた(条件③)。この

ため、海兵隊の存続にとって戦略環境が不利であり、かつ変化に応ずるキャパシティが不足していたにも関わらず、廃止または縮小という政治決定は為されず、形式的な独立軍種化という延命措置が採られたとすることができる。しかし、次項で後述するように、海兵隊の存続にかかる米国内の議論はその後も継続した。

2.2.2 ダグラス・マンスフィールド法の制定と海兵隊の実質的独立軍種化

「1947年国家安全保障法」の制定は、新たに国防機構を創設したものの権限の弱い国防長官と陸海空軍の三省から成る体制であり、巨額の予算を必要とする空軍が増額を要望したため軍種間の争いは終了せず、むしろ激化した。1948年、初代国防長官フォレストルは軍の役割と任務の割振りに関する意見を取りまとめようとしたが、各軍種と議会は反発し、合意を得ることはできなかった。フォレストルはノイローゼに苦しみ辞任し、翌1949年3月、新たにジョンソン(Louis A. Johnson)が国防長官に就任し、米軍の舵取りを担うこととなった³⁵⁾。ジョンソンがまとめた国防予算は空軍の戦略爆撃機を優先する反面、海軍の航空戦力を大きく削ぐものであったことから、海軍の将官が公然と反対する事態に発展する。しかし、結果は空軍の勝利に終わり、サリバン海軍長官(John L. Sullivan)は抗議のため辞任し、デンフェルド海軍作戦部長(Louis E. Denfeld)は解任された³⁶⁾。

国防政策を巡る混乱を受けて、1949年、国家安全保障法が改正され、国防機構を発展的に解消し、国防総省が創設された。これにより、国防長官の権限は大幅に強化され、大統領拒否権あるいは議会拒否権が行使されない限り、予算編成権を有した。陸海空軍省は存続したものの、各長官は国家安全保障会議と内閣からは排除され、執行官庁へと格下げされる。また、大統領と国防長官に対する助言者として、新たに統合参謀本部議長のポストが創設された³⁷⁾。各軍種の力が削かれ、米軍を統括する国防長官とこれを補佐する統合参謀本部議長の権力が強化されたことにより、政治指導者が軍に対しリーダーシップを発揮できる制度が整ったといえる。

両者が合一して上院軍事委員会が創設された。上院軍事委員会HP <https://www.armed-services.senate.gov/about/history> 2024年8月30日アクセス。

28) Millet, *Semper Fidelis*, pp.459-460.

29) *Ibid.*, pp.463-464.

30) Hoffman, Colonel Jon T., *USMCR, USMC: A Complete History* (Hong Kong: Hugh Lauter Levin Associates, Inc, 2002), p.433.

31) 海軍作戦部長(Chief of Naval Operations)は、文官である海軍長官を補佐する海軍軍人のトップ。

32) Millet, *Semper Fidelis*, pp.469-470.

33) 阿部『いかにアメリカ海兵隊は、最強となったのか』、80-82頁。Millet, *Semper Fidelis*, pp.455-456.

34) Millet, *Semper Fidelis*, pp.464-466.

35) ミレット、マ스로ウスキー『アメリカ社会と戦争の歴史』、645頁。

36) 同上、645-646頁。

37) 同上、646-647頁。本文中で記述した設立経緯により、国防総省は内部に陸海空軍省を有するという変則的な体制になっている。

海兵隊の存続に関する閉塞状況は依然継続していたが、転機となったのが1950年6月に勃発した朝鮮戦争である。海兵隊が実施した仁川上陸作戦は、不利だった戦局を一気に好転させた³⁸⁾。また、海兵航空団の行った近接航空支援や新兵器であるヘリコプターによる人員輸送は、その有効性を発揮した³⁹⁾。さらに、期せずしてトルーマン大統領も、海兵隊を海軍の警察隊に留める意図を記した私信が暴露され批判が殺到し、海兵隊の政治的立場を強化することに貢献した⁴⁰⁾。

海兵隊の奮闘とトルーマンの失言を追い風に、朝鮮戦争開戦以降、上院ではダグラス議員 (Paul H. Douglas)、下院ではマンズフィールド議員 (Michael J. Mansfield) を中心として、海兵隊の立場を強化するための議員立法に向けた運動は加速した。例によって陸軍は抵抗したが、戦場で示された海兵隊の戦功を前に説得力は薄く、1951年には元々陸軍寄りだったトルーマンでさえも法案への反対を弱めた⁴¹⁾。以前と異なり、上下両院の軍事委員会も好意的な反応を示したが、シャーマン海軍作戦部長 (Forrest P. Sherman) は、海兵隊総司令官が自身と同格になることにより海軍の権限が弱められることから反対した。しかし、軍事委員会が海兵隊は独立軍種であるとの意見を表明したため、最終的にシャーマンも反対を取り下げ、政治的障害はほぼ取り除かれた⁴²⁾。

更なる議論を経て、1952年6月、ダグラス・マンズフィールド法が制定される。その内容には、海兵隊が3個海兵師団と3個海兵航空団を保持するという兵力の保障、平時における総兵力40万人の上限、また海兵隊は海軍省内の独立軍種であることが明記され、立場が強化された。特に、海兵隊総司令官が海軍作戦部長と同格とされ、予算や任務といった海兵隊に関係する事項については統合参謀本部の会議に参加することが認められたことは、海兵隊が海軍種の中の一機能であることを脱し、実質的に独立軍種化したことの現れであるといえる⁴³⁾。

総じて、朝鮮戦争勃発後における戦略環境の変化

は、水陸両用作戦を必要とする戦略的競争が行われる領域を再び生成した (条件①)。また、戦後海兵隊が見直した水陸両用作戦ドクトリンは、新たな技術や戦略環境に適応する組織の柔軟性を示し、実戦においてその有用性を発揮した。さらに、戦争により国防費と軍の総兵力が膨らんだことは、海兵隊が恒久的な兵力を保障される上での資源となり、有利に作用した (条件②)。最後に、海兵隊の独立に際しては、陸軍寄りのトルーマンの影響力を相対的に減ずる形で、ダグラス、マンズフィールド両議員を中心とする議会の軍事委員会がリーダーシップを発揮していた (条件③)。

2.3 小 括

本章を通じ、米国における海兵隊の独立軍種化を分析し、本稿における仮説が妥当であることを確認できた。条件①で示した、戦略的競争が行われる領域の縮小と拡大は、海兵隊に対する削減と機能分化をもたらす力としてそれぞれ作用していた。また、新技術であるヘリコプターの活用は、水陸両用作戦を行う空間を陸上、海上の2次元から空中を含めた3次元へと広げ、海兵隊が担う領域を拡大し、機能分化の必要条件を整備した。これらは、キングダムが定義した「問題の認識」に相当する。条件②に関しては、バンデグリフトが発揮した先見の明は、水陸両用作戦ドクトリンの見直しに繋がって朝鮮戦争勃発後有効に作用し、海兵隊が独立軍種化する上で有効に作用した。他方、平時においてはその有効性が証明されなかったため、議会における独立への支持は広がらなかった。また、資源の面に際しては、第二次世界大戦後における国防費の削減は、海兵隊に対する削減圧力として作用した。同様に、朝鮮戦争後の国防費の増額と軍総兵力の膨張は、機能分化に有効に作用した。これらは、「政策提案の形成」の基礎となったと考えられる。最後に、条件③に関しては、海兵隊の機能分化に決定的な役割を演じたのは、大統領や国防長官といった政府ではなく、議会における海兵隊支持派議員のリーダーシップであり、具体的には朝鮮戦争を契機に「政策の窓」が開き、ダグラスとマンズフィールド議員により、政策決定が行われたと見ることができる。

3. 軍種内の機能廃止が検討された事例 (英国海兵隊)

本章では、軍種内の機能廃止が検討された事例として英国海兵隊 (The Royal Marines) を選定し、水

38) Millet, *Semper Fidelis*, pp.478-479, 野中『アメリカ海兵隊』、114-115頁。

39) 野中『アメリカ海兵隊』、115-119頁。

40) 野中『アメリカ海兵隊』、113-114頁、Millet, *Semper Fidelis*, pp.496-497. <https://www.usmcu.edu/Research/Marine-Corps-History-Division/Frequently-Requested-Topics/Historical-Documents-Orders-and-Speeches/The-Marine-Corps-as-the-Navys-Police-Force/> 2024年8月30日アクセス。

41) Millet, *Semper Fidelis*, p.498.

42) *Ibid.*, pp.499, 506.

43) Hoffman, *USMC: A Complete History*, p.487.

陸両用作戦に関する先行研究⁴⁴⁾を参照しつつ、その史の変遷を振り返る。次いで、第二次世界大戦後における廃止の検討について仮説を適用して分析し、軍の機能分化・廃止をもたらす要因について考察する。

3.1 創設～第二次世界大戦における海兵隊の変遷

英国海兵隊は海軍の中の一兵科であり、独立した軍種ではない。しかし、限定的な水陸両用作戦やコマンドゥ⁴⁵⁾といった任務を担うほか、前述した中間領域軍種としての特性を有していることから、本章では独立軍種に準じて取り扱う。

英国海兵隊の歴史は古く、その起源は1664年まで遡る。当時の英国海兵隊は初期の米国海兵隊同様、各種艦上勤務、接舷戦闘、艦内治安の維持、上陸戦や植民地における権益確保などを任務とする、海の陸兵という位置づけであった⁴⁶⁾。

第一次世界大戦以前の海兵隊は、従来の艦上勤務に加えて、軍事介入の尖兵、艦艇における砲手（海兵隊砲兵）、奴隷商人の摘発や海賊対処といった幅広い任務に従事した⁴⁷⁾。一方で、海軍に蒸気船が導入されたことは、従来の帆船時代から海軍の前提を大きく変化させる可能性のあるものだったが、米国海兵隊が行ったような任務の大きな見直しは為されなかった。当時の英国の海軍力は圧倒的で、米国が太平洋で予期したような島嶼を巡る戦略的競争が行われる可能性は低かったことが、その背景にあると考えられる。

第一次世界大戦において、英国海兵隊はガリポリ上陸作戦とゼールブリュッヘ港襲撃という2つの水陸両用作戦を実施したが、適切なドクトリンや必要な兵器を欠き、いずれも失敗に終わった。戦間期の英国において海兵隊の運用に関する思想は硬直し、

同時期に水陸両用作戦を研究した米国海兵隊とは対照的に、従来の艦上勤務の延長線上にある艦艇の砲手や、固定的な基地防御が主に期待されていた⁴⁸⁾。このため、第二次世界大戦開戦後に水陸両用作戦を行う必要性が生ずると、英国は米国の後塵を拝することとなったのである。

第二次世界大戦開戦後、欧州大陸を打撃するための部隊が必要となり、英国で首相と国防相を兼務するチャーチルは襲撃作戦や破壊活動に任ずるコマンドゥを陸軍と海兵隊に創設することを決定する。さらに、1944年、本格的な大陸への反攻として実施されたノルマンディー上陸作戦では、海兵隊はコマンドゥを上陸させたほか、上陸用舟艇の運用、沿岸部に敷設された障害物の除去、上陸部隊の交通整理や艦艇の砲手としての任務に従事した。しかし、上陸部隊の主力を担ったのはあくまでも陸軍であり、海兵隊の存在感は大きなものではなかった。戦間期～第二次世界大戦中に小幅な改革は行ったものの、英国海兵隊は米国海兵隊と異なり、海軍の一機能に留まった。

3.2 第二次世界大戦後における海兵隊廃止の検討

3.2.1 英国を取り巻く国際環境

第二次世界大戦後の英国は、米国、ソ連と並び戦勝国の座に連なっていたものの、戦前に比し大きく消耗した国力⁴⁹⁾で戦力を造成して本土を防衛しつつ、世界中に広がる帝国を維持するというジレンマに陥っていた。欧州では、西側が復員を進める中、ソ連は東欧及び中欧に巨大な兵力を維持し、陸上における通常戦力の比率は圧倒的に東側優位であった⁵⁰⁾。一方、海上においてはやや状況が異なり、大戦で枢軸国の海軍が壊滅した結果、米国が世界第一の海軍国に浮上し、英国は第二の地位を占めていた。大戦直後のソ連海軍は沿岸海軍に留まっており、英国にとって当面の脅威となり得ず、陸上に比し海上領域の重要性は低下していた⁵¹⁾（条件①）。

欧州の域外では、各地で独立運動が活発化し、1947年8月、「帝国の宝石」と言われたインド、パ

44) Speller, *The Role of Amphibious Warfare in British Defense Policy* (New York: Palgrave, 2001), Richard Harding eds., *The Royal Navy, 1930-2000: Innovation and Defence* (NY: Routledge, 2005), Chapter 9.

45) 清谷信一「英海兵隊に学ぶ陸自水陸両用部隊の在り方」『軍事研究』(2014年1月号)、166-168頁。コマンドゥとは、ボア戦争で初めて用いられた、少数で敵地において敵をかく乱するような部隊のことであり、現在にはほぼ特殊部隊と同義で用いられる。

46) Michael Lewis, *The Navy of Britain: A Historical Portrait*, (London: George Allen and Unwin LTD, 1948), pp.318-321; The Royal Marines Historical Society, *A Short History of the Royal Marines 1664-2002* (Portsmouth: Holbrook Printers, 2002), Chapter 1.

47) The Royal Marines Historical Society, *A Short History of the Royal Marines*, Chapter 2, 3.

48) Murray, Williamson, Allan R. Millet eds., *Military Innovation in the Interwar Period*, (New York: Cambridge University Press, 1996), Chapter 2.

49) 君塚直隆著『物語 イギリスの歴史(下) 清教徒・名誉革命からエリザベス2世まで』(中央公論新社、2015年)、176頁。

50) 西郷従吾著、法眼晋作監修『アメリカと西欧防衛』(読売新聞社、1981年)、20-22頁。

51) Speller, *The Role of Amphibious Warfare in British Defense Policy*, pp.60-61.

キスタンが英国から独立する。また、1948年5月、国連によるパレスチナ分割合意が為され、英国による委任統治が終結した⁵²⁾。しかし、英国が石油権益を有するイランとこれに通ずる経路であるスエズを含む中東は、依然として英国の関心地域であり、ソ連の活動が懸念されていた⁵³⁾。

3.2.2 アトリー労働党政権における国防政策の選好と財政危機への対応

前後するが、1945年7月、第二次世界大戦終結を目前にして行われた英国の総選挙で、保守党のチャーチルを破り労働党のアトリー (Clement R. Attlee) が首相となった。社会福祉政策の充実を謳って勝利したアトリーにとっては、国防の充実よりも経済復興の方が重要であり、何よりも国民は戦争に倦んでいた。アトリーは、アレクサンダー海軍卿⁵⁴⁾ (A. V. Alexander) に対し、「当面戦うべき相手は存在しないため、大規模な即応性ある艦隊は不要である」と述べている。この発言は、大戦直後から2、3年は大戦争が生起せず、有事には米国が英国に味方することを期待でき、かつ近い将来において英国海軍を脅かす艦隊が現れないという仮定の下においては、一定の妥当性があるものだった⁵⁵⁾。1949年4月には北大西洋条約が調印されたが、国防費の抑制に関する圧力は1950年に朝鮮戦争が勃発するまで続いた⁵⁶⁾。

1946年、アトリー政権は立法措置を経て、国防省及び国防相のポストを新設する。しかし、これは前述した米国の「1947年国家安全保障法」同様、3軍種を代表する機構とポストを温存するものであったため、後述するように新設された国防相の権限は第二次世界大戦中のチャーチルに比し弱かった。初代

の国防相には、海軍卿を務めていたアレクサンダーが就任する⁵⁷⁾。

英国の財政状況は依然厳しく、1947年初頭には深刻な財政危機に陥った。ドールトン蔵相 (Hugh John Neale Daulton) は国防費の削減を強く要請するとともに、英軍が当時占領していたギリシャからの撤退を訴えた⁵⁸⁾。共産化の拡大を恐れる米国は、英国の要請に基づきギリシャ・トルコへの援助を「トルーマン・ドクトリン」として行って、両国を支えた。しかし、英国政府において国防費の削減に関する大蔵省からの圧力は依然強く、後述するハーウッド委員会における予算見直しの検討に繋がった (条件②)。また、同年6月、米国が発表した欧州復興計画であるマーシャルプランは西欧からは歓迎されたが、東側が参加せず反発を招いたため、東西対立が以後激化していくこととなる。

3.2.3 海兵隊廃止に関する検討と海軍本部⁵⁹⁾の対応

英国の財政危機は、大蔵省から軍に対する国防費抑制のための圧力へと繋がった。1947年12月、アレクサンダー国防相は国防政策の立案において、1952年までは戦争のリスクが無く、1957年まで徐々にリスクが高まっていくという仮定を強要された。更に、1948年12月、各軍種の参謀総長 (海軍では第1海軍卿) は国防費を700万ポンドまでに抑制する見直しについて、最終的な決定権を持つ内閣の国防委員会 (Defense Committee of the Cabinet)⁶⁰⁾ に報告するための検討を開始した。これは、国防相の権限が相対的に弱く、各軍種の利権を代表する性格の参謀総長等が強い当時の英軍にあっては、軍種間の不毛な縄張り争いの幕開けでもあった⁶¹⁾。長である文官

52) 佐々木雄太、木畑洋一編『イギリス外交史』(有斐閣アルマ、2005年)、158-159頁。

53) 佐々木、木畑『イギリス外交史』、155-157頁。

54) 海軍卿は、諸外国の海軍大臣に相当する海軍のトップであり、内閣の一員であった。アレクサンダーは1945-1946年の間海軍卿を務めた後、1950年まで国防相を務めた。なお、アレクサンダーの後任の海軍卿となったホールは、制度が変更されたため閣僚としては扱われていない。小林幸雄『図説イングランド海軍の歴史』(原書房、2016年)、27-44頁、Eric J. Grove, *Vanguard to Trident: British Naval Policy Since World War Two*, (Maryland: Naval Institute Press, 1987), p.28.

55) Speller, *The Role of Amphibious Warfare in British Defense Policy*, pp.60-61.

56) Philip Darby, *British Defense Policy East of Suez 1947-1968* (London: Oxford University Press, 1973), p.18, B. B. Schofield, *British Sea Power: Naval Policy in the Twentieth Century* (London: B. T. Batford LTD, 1967), p.221.

57) John Baylis, *British Defense Policy: Striking the Right Balance* (London: Macmillan, 1989), pp.12-13, Eric J. Grove, *Vanguard to Trident: British Naval Policy Since World War Two*, (Maryland: Naval Institute Press, 1987), pp.27-28.

58) 細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交 -戦後ヨーロッパの形成 1945年~1951年-』(創文社、2001年)、38頁、佐々木、木畑『イギリス外交史』、154頁。

59) 海軍本部は、諸外国の海軍省に相当する行政機関で、海軍卿を頂点に第1海軍卿以下がこれを補佐する体制である。

60) Baylis, *British Defense Policy*, pp.12-13, Dr Joe Devanny & Josh Harris, *The National Security Council: National Security at the Centre of Government* (Institute for Government, 2014) <https://www.instituteforgovernment.org.uk/sites/default/files/publications/NSC%20final%202022.pdf> 2024年12月13日アクセス。1947年、帝国国防委員会は国防委員会へと改称された。

61) Baylis, *British Defense Policy*, pp.12-13. 各軍種の参謀

の名からハーウッド委員会と名付けられたこの委員会が行った検討は、海軍の大幅な削減を勧告するものであり、海兵隊の廃止を含んでいた⁶²⁾。

当時の海兵隊の任務には伝統的な役割のほか、第二次世界大戦以降は敵地に潜入し破壊活動等を行うコマンドゥと上陸用舟艇の操船を含めた水陸両用作戦の遂行が新たに加わっていた。しかし、水陸両用作戦を専ら担ってきた米国海兵隊と異なり、英軍において水陸両用作戦を実施する際は3軍種全てが協力することとされていたため、英国海兵隊が有する排他的な任務では無かった⁶³⁾。このため、海兵隊が水陸両用作戦の任務を有することは、組織存続の理由になり得なかったのである。

委員会は、海兵隊のコマンドゥは陸軍と役割が重複すると指摘し、部隊を廃止するか、陸軍の部隊として編入するか否かについて勧告した。大幅な人員・予算の削減を迫られていた海軍にとって、海上交通路の保護に任ずる主力艦を運用する海軍士官や水兵に代えて、海兵隊を廃止することは魅力的な選択肢であった。海兵隊は、身内である海軍本部からも一部を除いて廃止を迫られ、窮地に陥っていた⁶⁴⁾。

海兵隊の窮地を救ったのが、1949年5月に海兵隊総司令官⁶⁵⁾に就任したホリス (Leslie Hollis) である。ホリスは、第二次世界大戦中にチャーチルを軍事面で補佐したイズメイ (Hastings Lionel Ismay) の下で秘書官として勤務した経験を有し、政府内に幅広い人脈を築いていた⁶⁶⁾。ホリスは、海兵隊の部分的削減と施設の廃止を申し出て、海軍本部を翻意させた⁶⁷⁾。これを受けて、フレイザー第1海軍卿 (Bruce Fraser) は海軍における海兵隊の貢献、陸軍では実施することができない水陸両用作戦といった価値を挙げ、委員会の勧告を拒絶した。委員会の勧告全体は、平時における帝国の保全と戦時における所要を

満たすためには不適切だとして、1949年7月には最終的に却下された⁶⁸⁾。

3.3 小括

第二次世界大戦後における英国海兵隊廃止の検討は、前述した機能分化に関する仮説で示した条件の一部が作用した結果として見ることができる。当時の英国を取り巻く国際環境は、欧州における東西対立が焦点となる傍ら、大英帝国を構成していた各植民地が次々と独立し、沿岸部において戦略的競争が行われる領域は相対的に縮小していた (条件①)。また、前述したとおり戦後の英国における財政状況は厳しく、海軍削減への圧力は強かった。特に、人的資源が厳しく制限される状況の中で、海軍にとって海上交通路の保護に任ずる艦艇にとって必須の海軍士官や水兵と、優先度の落ちる海兵隊の兵力を両立させることには困難が伴った (条件②)。以上のことから、条件が変化して戦略的競争が行われる領域が縮小し、資源が厳しく制約される中で、海兵隊を廃止する検討が為されたと考えられる。

他方、英国海兵隊は、同時期にソ連海軍歩兵が廃止 (後述) される傍ら、存続することには成功している。これは、第二次世界大戦で消耗しつつも、英国が世界第二位の海軍力を保持し、また第一位の米国を同盟国とする中で、中ソと異なり水陸両用作戦を行い得る領域が、狭まったとはいえ存在し続けたことがその背景にあると考えられる。また、大英帝国は世界各地に植民地や権益を未だ保持しており、遠征し軍事介入を行う必要性は残っていた (条件①)⁶⁹⁾。創設間もない国防相の権限も弱く、海軍内の抵抗を押し切って廃止を強行しうる政治のリーダーシップが不在であったことに加えて、組織内政治の手腕に長けたホリスが海軍本部内における取引に成功したことから、海兵隊を廃止するための政策決定は為されず、結果的に存続を許されたといえる (条件③)。

4. 軍種内の機能廃止後、分化が行われた事例 (ソ連海軍歩兵)

本章では、軍種内の機能廃止が行われた後、分

総長はしばしば国防相を飛ばして相互に、又は直接大蔵省と調整した。このため、英国の国防政策においては全体最適ではなく、部分最適の追求と妥協が頻繁に行われていた。

62) Speller, *The Role of Amphibious Warfare in British Defense Policy*, pp.78-79.

63) Ibid., pp.12-13, Chapter 2.

64) Julian Thompson, *The Royal Marines: From Sea Soldiers to Special Force* (London: Pan Books, 2000), p.417.

65) 英国海兵隊総司令官は、海軍内で海兵隊を代表する役職。Hollis, *One Marine's Tale*, p.161.

66) Thompson, *The Royal Marines*, p.417, W.S. チャーチル『第二次世界大戦 2』佐藤亮一訳 (河出書房新社、1982年) 17頁、富田浩司『危機の指導者チャーチル』(新潮社、2021年)、249頁。

67) James Ladd, *By Sea, By Land, The Royal Marines, 1919-1997*, (London: Haper Collins Publishers, 1998), p.267.

68) Speller, *The Role of Amphibious Warfare in British Defense Policy*, 1945-56, pp.78-83.

69) 第二次世界大戦後、海兵隊は香港、中東、朝鮮、英領マラヤ、キプロス、スエズ、フォークランドなどに派遣され、英国にとって軍事介入のツールとして機能した側面がある。The Royal Marines Historical Society, *A Short History of the Royal Marines*, Appendix T.

化が行われた事例としてソ連海軍歩兵（Morskaya Pekhota）を選定し、その史の変遷を振り返る。次いで、第二次世界大戦後における廃止と1960年代の再編について仮説を適用して分析し、軍事組織の機能分化・廃止をもたらす要因について考察する。

4.1 創設～第二次世界大戦における海軍歩兵の変遷

海軍歩兵は海軍の中の一兵科であり、独立した軍種ではない。しかし、ソ連では伝統的に空挺軍と並ぶ精鋭部隊として目され、米国海兵隊にはやや劣るものの限定的な水陸両用作戦を担っていただけでなく、独自の階級や制服⁷⁰⁾を有するなどの特権的な地位を得ており、後身のロシア海軍歩兵も同様である⁷¹⁾。このため、本章では独立軍種に準じて取り扱う。

ソ連海軍歩兵の歴史は古く、ピョートル大帝時代の1705年まで遡る。海軍歩兵は、オランダ・英国海兵隊を範として創設され、他国同様艦上勤務に任じて接舷戦闘や上陸作戦を任務とし、大北方戦争、露土戦争に従事したが、ナポレオン戦争後廃止される⁷²⁾。当時の海軍歩兵は、臨時に水兵で編成される部隊に過ぎなかった⁷³⁾。

第一次世界大戦直前、初めて恒久的な海軍歩兵部隊が編成されたものの、1917年、ロシア革命により廃止される⁷⁴⁾。1922年、ソビエト連邦が成立するが、戦間期のソ連海軍はロシア帝国から受け継いだ整備不良の艦艇と、老朽化した施設を有する劣悪な状態に置かれ、経済的理由から水陸両用作戦に必要な上陸用舟艇等は調達されず、海軍歩兵も第二次世界大戦勃発直前まで長く廃止されたままだった⁷⁵⁾。

1941年6月、ドイツ軍がソ連に侵攻し、独ソ戦が勃発する。しかし、ソ連海軍は外洋で攻勢的な作戦に従事するのではなく、沿岸部において限定的な作

戦に従事することに主眼が置かれ、水陸両用作戦も同様であった。このため、大戦中に海軍歩兵は159回に及ぶ水陸両用作戦を行ったものの、その殆どは沿岸部における小規模なものであり、大規模なものも陸上作戦の支援としての性格が強かった⁷⁶⁾。

独ソ戦における主要な戦場は陸上だったため、海軍歩兵は陸軍とともに陸戦に従事した。開戦後、海軍の各艦隊は急速に海軍歩兵を新編、拡充し、その総兵力は、一説によると終戦時には約50万人という規模にまで膨れ上がった⁷⁷⁾。一般に、海軍は専門的技能を有する水兵を陸軍へ編入することを嫌う傾向があるが、当時のソ連にとっては陸上領域を巡るドイツとの戦略的競争が死活的に重要で、海上領域は二義的だったため、海軍の一部を陸軍化する現象が生じたと考えられる（条件①）。

4.2 第二次世界大戦後における海軍歩兵の廃止

前述したように、第二次世界大戦を経て海軍歩兵の規模は膨張したが、戦後は急速に縮小した。東西対立の折、軍備の重点は核戦力に置かれ、大戦で占領した東欧の衛星国を支配するためには同時に一定規模の陸軍を維持する必要があった。表面上、スターリンは外洋海軍を志向する姿勢を見せてはおり、海軍力の拡充は進んだ⁷⁸⁾。しかし、戦後の経済復興が急務かつ西側の海軍力が優勢な中で、ソ連が海軍力を整備することには困難⁷⁹⁾があり、その野心的な建艦計画は下方修正を余儀なくされ⁸⁰⁾、あわせて1948年以降、海軍歩兵の改編が進められた⁸¹⁾。

第二次世界大戦後における国防機構の見直しも、海軍政策に影響した。1946年、他国の陸軍省と海軍省に相当する国防人民委員部と海軍人民委員部が統一し、軍事力省が創設され、初代大臣にはスターリンが就任した。1950年、軍事力省から海軍省が独立し、陸海軍省が並列する体制となるが、これは前述した海軍の拡張を決意したものとされている。しかし、海軍省は1953年、スターリンの死とともに再

70) ノーマン・ボルマー『ソ連海軍事典』町屋俊夫訳（原書房、1988年）、132頁、戸塚謹編『世界の海兵隊』（アルゴノート、2018年）、42-57頁。

71) スヴォーロフ『ザ・ソ連軍』、128頁。

72) Bruce W. Watson, Susan M. Watson eds., *The Soviet Navy: Strength and Liabilities* (Colorado: Westview Press, 1986), p.47.

73) David Greentree, *Soviet Naval Infantry 1917-91* (New York: Osprey Publishing, 2023), p.4.

74) ボルマー『ソ連海軍事典』、102頁、Greentree, *Soviet Naval Infantry*, p.4.

75) セルゲイ・ゲオルギエビッチ・ゴルシコフ『ロシア・ソ連海軍戦略』宮内邦子訳（原書房、2010年）、146-148頁、D.W. ミッチェル『ソビエト海軍 その歴史と戦略』妹尾朔太郎監修、秋山信雄訳（海文堂、1981年）、91-94、98-106頁。

76) 藤井『ソ連軍事力の徹底研究』、186-187頁。

77) Greentree, *Soviet Naval Infantry 1917-91*, p.14.

78) スターリンは、1945年7月、海軍記念日の演説で、ソ連海軍が世界各地においてソ連が後押しする革命に援助を提供することについて言及し、世界の海洋に展開する外洋海軍への志向を見せた。ミッチェル『ソビエト海軍』、204-211頁。

79) Robin Higham and Frederick W. Kagan eds., *The Military History of the Soviet Union* (New York: Palgrave, 2002), pp.238-239.

80) 小泉悠『オホーツク核要塞 歴史と画像で読み解くロシアの極東軍事戦略』（朝日新聞出版、2024年）、60頁。

81) Greentree, *Soviet Naval Infantry*, p.41.

統合される⁸²⁾。これは、後述する海軍の地位低下を暗示するものだった。

スターリンの死後、フルシチョフが徐々に台頭すると、ソ連の海軍戦略に転機が訪れる。フルシチョフは、西側のエア・パワーと核戦力の脅威を前に、水上艦艇を中心とした艦隊は容易に発見され撃破されるため、時代遅れになったと考えた。一方、フルシチョフは近代海軍における空母の価値は認めていたものの、コストが高く米国と同じ手段でもって対抗することは現実的でないと思っていた⁸³⁾。

このようなフルシチョフの姿勢に対し、ソ連海軍総司令官⁸⁴⁾ クズネツォフ (Nikolai Gerasimovich Kuznetsov) は1955年頃、巡洋艦や駆逐艦といった水上艦艇を中心とする海軍の増強に関する覚書を、ソ連共産党中央委員会幹部会⁸⁵⁾ に提出した。両者は激しく議論を戦わせたが、多額の資金を投入して海軍を増強しても、米国に追いつくことはできないためソ連の安全保障に寄与しないとフルシチョフの意見に対し、クズネツォフは反論できなかった。最終的に、フルシチョフは海軍の増強を無期延期して空軍とミサイル開発に専心し、対空防衛と反撃手段の改良を考慮すべきだと提案して、幹部会全員の賛成を取り付けた⁸⁶⁾。クズネツォフは反発したが更迭され、1956年、後任としてゴルシコフ (Sergei Georgievich Gorshkov) がソ連海軍総司令官に就任する⁸⁷⁾。

フルシチョフは、スターリンの掲げた外洋海軍路線を転換して、核戦力を重視して潜水艦を主体とした沿岸海軍へと回帰する守勢戦略を選択し、海外基地のいくつかを放棄した⁸⁸⁾。また、帝国主義戦争に反対する立場から、外征のための上陸作戦や兵員輸送

のための輸送船は不要とされた⁸⁹⁾。ゴルシコフは、表面上はフルシチョフに対し忠実な姿勢を見せて海軍の中心を水上艦艇から核戦力を有する潜水艦や巡航ミサイルへと転換する改革を図りつつ⁹⁰⁾、将来的な外洋海軍の復活を見越して、スクラップされるはずだった一部の艦艇を保全し、揚陸艦の開発を認めさせるなどのしたたかな振る舞いを見せた⁹¹⁾。このほか、ソ連が西側との平和共存路線を採り、財政均衡を図る中で海軍力に割ける軍事費は限られ、海軍では約60万人の兵力が50万人以下に減少した⁹²⁾。海軍歩兵もこの流れとは無関係では居られず、水陸両用作戦は陸軍の任務となり、1950年代半ばにはその多くが沿岸守備部隊に編入され、実質的に廃止されることとなった⁹³⁾。

ソ連における海軍歩兵の実質的な廃止は、前述した機能廃止に関する仮説で示した条件が満たされた結果として見る事ができる。戦後、米国の核戦力と、世界第一位、二位の外洋海軍である強力な米英海軍が脅威となったことから、ソ連海軍は劣勢であり、水陸両用作戦を行える領域は元来狭かった。さらに、フルシチョフが沿岸海軍を志向する守勢的な海軍戦略を採用したことにより、上記傾向には一層の拍車がかかった(条件①)。また、軍事組織のキャパシティの観点からは、ゴルシコフは第二次世界大戦において海軍歩兵が実施した水陸両用作戦を指揮した経験を有し、これを高く評価していたことから変化に应付する柔軟性や具体的な運用構想を持っていたと考えられるが、外洋海軍の意義がフルシチョフにより否定される中で発言することは憚られたため、1950年代には具現しなかった⁹⁴⁾。さらに、戦後の財政状況が厳しく、海軍の兵力・予算が制約される中で、海軍歩兵に割ける資源は乏しかった(条件②)。最後に、核戦力と潜水艦を重視するフルシチョフの強いリーダーシップはクズネツォフの抵抗を捻じ伏せ、中央委員会幹部会における決定を経て海軍歩兵を含めた通常戦力の削減や廃止に繋がった(条

82) 乾一字『力の信奉者ロシア その思想と戦略』(JCA出版、2011年)、14頁。

83) ニキータ・フルシチョフ『フルシチョフ 最後の遺言 上巻』(河出書房新社、1975年)、第2章。

84) ソ連海軍総司令官は、国防相の下に置かれる海軍のトップ。ミッチェル『ソビエト海軍』、213頁。

85) ソ連共産党中央委員会幹部会は、フルシチョフ政権期における中央委員会政治局の呼称で、外交、軍事、経済から、国民生活のあらゆる分野に至る最高の政策決定機関である。宇多文雄『ソ連—政治権力の構造』(中央公論社、1989年)、160、171頁。

86) フルシチョフ『フルシチョフ 最後の遺言 上巻』、41-44頁。

87) ソ連海軍のセルゲイ・ゴルシコフは第二次世界大戦に従軍、黒海艦隊司令官、海軍総司令官を歴任し、同国の海軍政策に大きな影響を与えた。ゴルシコフ『ロシア・ソ連海軍戦略』、著者略歴より引用

88) ミッチェル『ソビエト海軍』、211頁。

89) フルシチョフ『フルシチョフ 最後の遺言 上巻』、47頁。

90) Higham and Kagan eds., *The Military History of the Soviet Union*, p.241.

91) ミッチェル『ソビエト海軍』、211頁、Steven J. Zaloga, *Inside the Blue Berets: A Combat History of Soviet & Russian Airborne Forces, 1930-1995* (CA: Presidio Press, 1995), p.212.

92) ミッチェル『ソビエト海軍』、211頁。

93) Greentree, *Soviet Naval Infantry*, p.41, Zaloga, *Inside the Blue Berets*, p.214.

94) ゴルシコフ『ロシア・ソ連海軍戦略』、ボルマー『ソ連海軍事典』、104頁。

件③⁹⁵⁾。以上の理由から、戦後のソ連においては海軍における通常戦力の優先順位が下がり、かつ水陸両用作戦を実施する海軍歩兵を有する必要性と可能性が薄れたことから実質的に廃止されたものと考えられる。

4.3 1960年代における海軍歩兵の再編

前述したとおり、フルシチョフ政権下においては外洋海軍への志向は放棄され、代わって核戦力を運用する潜水艦の整備が進んだ⁹⁶⁾。しかし、沿岸海軍であったソ連海軍は、1956年のスエズ動乱、1958年のレバノン事件において、米英の軍事力が存在感を見せる中で無力であった。また、西側の軍事科学技術が進展し、1950年代後半以降、核攻撃可能な艦載機を搭載した空母や核ミサイル発射可能な原子力潜水艦が配備されたことは、これらを従来よりも遠方の海域で阻止する必要性を生じさせていた⁹⁷⁾。このため、ゴルシコフは1961年から1962年にかけて、海軍歩兵を小規模に再編することを提案し、フルシチョフの同意を得た⁹⁸⁾。

海軍歩兵が本格的に再編されるに当たり、決定的であったのは1962年のキューバ危機である。ソ連海軍について研究したミッチェル (Donald W. Mitchell) は、キューバ危機に際し米国海軍が実施した海上封鎖に対してソ連が無力であり、「戦争か、外交上の大敗北か」のいずれかを強要された上、フルシチョフの退陣にも大きく役立ったと述べ、同危機がソ連の政策に大きく影響したとしている⁹⁹⁾。また、キューバ危機以降、ソ連では従来の見方を覆し、局地戦争の可能性を考慮して通常戦力の価値を見直すべきとの議論が生まれていた¹⁰⁰⁾。このような流れの中で、1963年、バルチック艦隊と黒海艦隊では、陸軍の連隊を改編してそれぞれ海兵連隊を創設するという陸軍の海軍化というべき現象が起こり¹⁰¹⁾、翌1964年7月、ソ連国防省の機関紙『赤い星 (Krasnaya zvezda)』に、海軍歩兵が再編されたとの記事が掲載された¹⁰²⁾。

1964年10月、フルシチョフは突如解任され、ブレジネフ (Leonid Il'ich Brezhnev) が権力を握った。ブレジネフは核戦力に偏重していた前任者に対して通常戦力を併せて重視する姿勢を見せ、国防費の増額に舵を切った¹⁰³⁾。これを受けて、ソ連海軍総司令官のゴルシコフは1966年の海軍記念日に際し「攻勢的で戦略的任務を達成しうる航洋潜水艦およびロケット・ミサイル艦隊を建設する新しい方針」を発表し、フルシチョフ路線からの転換を明確にした。さらに、1968年の海軍記念日において、ソ連海軍は統合上陸作戦を実施したほか、同時期にゴルシコフは海軍の長期目標として、原子力潜水艦、海軍基地航空兵力、及び上陸用艦艇を保有する海兵隊 (原文ママ) を引き続き整備することを発表し¹⁰⁴⁾、外洋海軍を志向する方向性を打ち出した。海軍歩兵は、米国海兵隊と異なり水陸両用作戦を排他的に担う軍種ではなく、陸軍の主力部隊に先駆けて上陸の先陣を切る部隊と位置づけられてはいたものの、ブレジネフ政権下で強化の一途を辿り¹⁰⁵⁾、1973年には、各艦隊が旅団規模を保有するまで成長した¹⁰⁶⁾。

ソ連における海軍歩兵の再編は、前述した機能分化に関する仮説を概ね満たしている。ソ連が海軍戦略を転換し、外洋海軍の建設へと舵を切ったことは、戦略的競争が行われ得る領域を新たに生成した¹⁰⁷⁾。このため、艦隊が外洋に展開し活動する上で必要な海峡の確保や基地警備等を担う機能として、海軍歩兵の再編が求められたものと考えられる (条件①)¹⁰⁸⁾。軍事組織のキャパシティの観点からは、以前の財政均衡政策が見直されて軍事計画に優位性が与えられたことから、海軍歩兵を含む海軍の通常戦力増強が可能となった (条件②)¹⁰⁹⁾。最後に、外洋海軍の整備に消極的だったフルシチョフの権威が弱まり、通常戦力を重視する声が高まったことは海軍戦略の方針転換に影響し、間接的に海軍歩兵の再編に繋がった (条件③)¹¹⁰⁾。以上の理由により、キューバ危機後のソ連において海軍力の優先順位が上がり、

95) 水陸両用作戦を行うためには、海軍歩兵だけではなく、これを輸送する強襲揚陸艦や、火力支援する水上艦艇、海軍航空部隊などが必要となる。このため、海軍力整備に割ける予算が限られている場合、潜水艦や核戦力の整備と競合する可能性が高い。

96) 乾『力の信奉者ロシア』、75-77頁。

97) 藤井『ソ連軍事力の徹底研究』、156-158頁。

98) Zaloga, *Inside the Blue Berets*, p.212.

99) ミッチェル『ソビエト海軍』、253頁。

100) 乾『力の信奉者ロシア』、85-89頁。

101) Greentree, *Soviet Naval Infantry*, p.42.

102) Bruce W. Watson and Susan M. Watson eds., *The*

Soviet Navy, p.48.

103) 乾『力の信奉者ロシア』、93-97, 101-103, 111頁。

104) ミッチェル『ソビエト海軍』、250-251頁。

105) Zaloga, *Inside the Blue Berets*, pp.212-213.

106) Greentree, *Soviet Naval Infantry*, p.42.

107) *Ibid.*, p.42.

108) ボルマー『ソ連海軍事典』、101頁。海軍歩兵の第一の任務は、重要な海峡と水路に隣接する地域の支配権獲得にあり、単独あるいは陸軍、空挺部隊と共同しての水陸両用作戦により実施される。第二の任務は海軍基地と占領沿岸地域の防衛にある。

109) 同上、151頁。

110) Zaloga, *Inside the Blue Berets*, pp.212-213.

外洋海軍を志向する中で水陸両用作戦を実施できる海軍歩兵を保有する必要性と可能性が生じたことから、軍種内での機能分化が行われたものと考えられる。

以上のように、海軍歩兵は廃止から劇的な再編を遂げたが、米国海兵隊のように独立軍種化することはなく、英国海兵隊同様、海軍の一機能に留まった。この背景としては、ソ連にとって欧州大陸が主戦場であり、小規模な海軍歩兵にとって単独で水陸両用作戦を必要とする戦略的競争が行われる領域を単独で担うことは困難だったことが挙げられる。さらに、ソ連海軍は本格的な空母機動部隊を欠いたため、本土や同盟国の基地を離れた外地では航空優勢の確保は厳しかった(条件①)。このため、米英と異なり、海軍歩兵が独自の役割を担うべきであるという発想は生まれず、海軍の一部、かつ陸軍に対する従属的な機能として扱われたということが出来る(条件②)。最後に、ソ連では米国のように、海軍歩兵を独立させるべきだという政治指導者のリーダーシップは確認されていない(条件③)。このため、海軍歩兵は外洋海軍の一部として再編されたものの、軍種内に留まったといえる。

4.4 小 括

ソ連海軍歩兵の変遷は、前述した機能分化と廃止に関する仮説を満たしている。第二次世界大戦後、ソ連近海における海軍力のバランスが変化したことは、既存の軍種では対応困難な戦略的競争が行われる領域を縮小または生成して、海軍歩兵の廃止と再編に繋がった(条件①)。ゴルシコフに代表されるソ連海軍高官の柔軟性は、フルシチョフ政権末期における海軍歩兵の再編に繋がったものと考えられるが、そのみでは機能分化をもたらすには不十分であった。また、海軍が利用できる資源の増減は、海軍歩兵の廃止と再編に繋がったものと考えられる(条件②)。最後に、核戦力と潜水艦を重視するフルシチョフの姿勢は、輸送船を含めた海軍の通常戦力を削減し、海軍歩兵の廃止を促した可能性が高い。一方、1960年代以降はこの力が弱まったため、結果的に軍種内における機能分化を促し、政権交代以降は加速したと考えられる(条件③)。

おわりに

本稿は、軍事組織の機能分化を廃止との間で揺れ動くダイナミックな過程と捉え、特に影響を受けやすい中間領域を担う軍種である米英ソの海兵隊を事例とし、前述した仮説に基づき軍事組織の機能分化・廃止をもたらす要因を考察した。

まず、条件①(戦略環境の変化)で提示した、「地政学的要因または技術的要因により、既存の軍事組織では対応困難な戦略的競争が行われる空間(ドメイン)が新たに生成」されることは、水陸両用作戦という新たな必要性を生じ、軍事組織の機能分化を促す要因として作用していたことを検証することができた。他方、戦略的競争が行われるためには彼我の実力がある程度拮抗していることが必要であり、片方が余りに強い／弱い場合、第二次世界大戦における米国海兵隊や、ソ連海軍歩兵のように廃止を促されることが確認できた。

次いで、条件②(変化に応ずる軍事組織のキャパシティ)で提示した「機能分化を可能とする資源(予算・人員)、運用構想やドクトリンを主導する軍高官、変化を受容する柔軟な組織文化が存在」することは、機能分化する上での可能性を付与していた。水陸両用作戦といった運用構想やドクトリン、または既存の枠組みに囚われない軍事思想家等の発想や平時における新たな運用の検討や研究は、将来的に機能分化をもたらすための種として作用しており、後年花開く上での基礎となっていたことが確認できた。他方、同じく条件②で提示した資源(予算・人員)は、軍事組織が機能分化する上での可能性を付与しており、逆に不足した場合は縮小や機能廃止を促す力として作用していることが確認できた。

さらに、条件③(軍事組織に対する政治指導者のリーダーシップ)で提示した、「抵抗する既存の軍事組織(軍高官)に対し、文民である政治指導者の権力が優越」していることは、各軍種の部分最適を排除して全体最適を追求し、軍事組織の機能分化・廃止をもたらす上で最終的な決定要因として直接的に作用していることが確認できた。例えば、ソ連海軍歩兵の廃止に関しては、核戦力を重視し外洋海軍を軽視するフルシチョフの意向が反映されている¹¹¹⁾。また、戦後の英国において国防政策を巡る強いリーダーシップが不在だったことは、相対的に軍高官の発言権を強め、海兵隊の廃止が検討に留まる要因として作用したものと考えられる。いずれにしても、軍事組織の機能分化・廃止は、条件①で提示した必要性と、条件②で提示した可能性に基づき、条件③で提示した政治指導者による政策決定として能動的に行われる過程であることが、改めて確認できた。このほか、米国、英国といった民主主義体制においては、比較的権力が分散し、国家指導者のみならず国防相、政府の委員会や議会といった複数のアク

111) スヴォーロフ『ザ・ソ連軍』、40 - 53 頁。

ターが意思決定に関与する上、軍事組織内における軍種間の争いも激しいのに対し、全体主義体制であるソ連においては権力が国家指導者に集中し、国防政策に関する意思決定が一元的に行われる傾向があることが確認できた。他方、全体主義体制といえども、政治指導者の権力基盤はその在任期間を通じて一定ではなく、強弱があることが確認できた。ソ連海軍歩兵がフルシチョフ政権の初期において廃止を強要されつつも、政権末期において再編されたことは、政治指導者と軍事組織の力関係が変化したことを表している。

最後に、軍事組織は発展的に機能分化するのみならず、仮説で提示した条件が変化した場合、分化した機能は縮小または廃止を促されることが、各事例研究を通じ確認できた。特に、固有の領域を持たない中間領域を担う軍種が条件の変化に対して敏感に反応することは、本稿が狙いとした軍事組織の機能分化を廃止との間で揺れ動くダイナミックな過程と捉えることと合致し、期待した分析結果を得ることができた。国家が軍事組織に投入することができる人員や予算といった資源は、その大小に関わらず常に有限であることから、本稿で明らかにした機能分化・廃止をもたらす要因を活用して、環境の変化に対し能動的に適応を図っていくことは有益である。このような限りある資源の活用と変化する環境へのダイナミックな適応は、軍事組織やこれに類する公共機関などに共通的な課題であり、かかる観点から本稿で明らかにした事項は、他の組織の変容を論じる上でも有用であろう。他方、本稿では第二次世界大戦後に生じたエア・パワーの高まりや核兵器の登場、東西対立といった大きな流れによる各国の軍事組織の見直しと、海兵隊の変遷との関係性についてはほぼ触れられておらず、今後の課題としたい。

参考文献

○ 書籍 (英語)

- Baylis, John, *British Defense Policy: Striking the Right Balance* (London: Macmillan, 1989)
- Darby, Philip, *British Defense Policy East of Suez 1947-1968* (London: Oxford University Press, 1973)
- Greentree, David, *Soviet Naval Infantry 1917-91* (New York: Osprey Publishing, 2023)
- Grove, Eric J., *Vanguard to Trident: British Naval Policy Since World War Two* (Maryland: Naval Institute Press, 1987)
- Higham, Robin and Frederick W. Kagan eds., *The Military History of the Soviet Union* (New York: Palgrave, 2002)

Hoffman, Colonel Jon T., USMCR, *USMC: A Complete History* (Hong Kong: Hugh Lauter Levin Associates, Inc, 2002)

Hollis, Leslie, *One Marine's Tale* (London: Andre Deutsch, 1956)

Holms, Richard eds., *The Oxford Companion to Military History* (Oxford: Oxford University Press, 2001)

Horowitz, Michael C., *The Diffusion of Military Power* (NJ: Princeton University Press, 2010)

Ladd, James, *By Sea, By Land, The Royal Marines, 1919-1997* (London: Haper Collins Publishers, 1998)

Lewis, Michael, *The Navy of Britain: A Historical Portrait* (London: George Allen and Unwin LTD, 1948)

Millet, Allan R., *Semper Fidelis: The History of the United States Marine Corps, The Revised and Expanded Edition* (New York: The Free Press, 2000)

Murray, Williamson, Allan R. Millet eds., *Military Innovation in the Interwar Period*, (New York: Cambridge University Press, 1996)

The Royal Marines Historical Society, *A Short History of the Royal Marines 1664-2002* (Portsmouth: Holbrook Printers, 2002)

Posen, Barry R., *The Sources of Military Doctrine: France, Britain, and Germany Between the World Wars* (New York: Cornell University Press, 1984)

Rosen, Stephen Peter, *Winning the Next War: Innovation and the Modern Military* (New York: Cornell University Press, 1991)

Thompson, Julian, *The Royal Marines: From Sea Soldiers to a Special Force* (London: Pan Books, 2000)

Schofield, B. B., *British Sea Power: Naval Policy in the Twentieth Century* (London: B. T. Batford LTD, 1967)

Speller, Ian, *The Role of Amphibious Warfare in British Defense Policy, 1945-1956*, (New York: Palgrave, 2001)

Watson, Bruce W. and Susan M. Watson eds., *The Soviet Navy: Strength and Liabilities* (Colorado: Westview Press, 1986)

Zaloga, Steven J., *Inside the Blue Berets: A Combat History of Soviet & Russian Airborne Forces, 1930-1995* (CA: Presidio Press, 1995)

○ 書籍 (日本語)

阿部亮子『いかにアメリカ海兵隊は、最強となったのかー「軍の頭脳」とその改革者たち』(作品社、2020年)

アラン・R・ミレット、ピーター・マスロウスキー『アメリカ社会と戦争の歴史ー連邦防衛のために』(彩

- 流社、2011年)
- アンソニー・ダウンス『官僚制の解剖』渡辺保夫訳(サイマル出版会、1975年)
- 乾一字『力の信奉者ロシア その思想と戦略』(JCA出版、2011年)
- 宇多文雄『ソ連—政治権力の構造』(中央公論社、1989年)
- 片岡徹也編『軍事の事典』(東京堂出版、2009年)
- 河津幸英『図説アメリカ海兵隊のすべて』(三修社、2013年)
- 君塚直隆『物語 イギリスの歴史(下) 清教徒・名誉革命からエリザベス2世まで』(中央公論新社、2015年)
- 小泉悠『オホーツク核要塞 歴史と画像で読み解くロシアの極東軍事戦略』(朝日新聞出版、2024年)
- 小林幸雄『図説 イングランド海軍の歴史』(原書房、2016年)
- 西郷従吾著、法眼晋作監修『アメリカと西欧防衛』(読売新聞社、1981年)
- 佐々木雄太、木畑洋一編『イギリス外交史』(有斐閣アルマ、2005年)
- ジョン・キングダム『アジェンダ・選択肢・公共政策 政策はどのように決まるのか』河野勝、真淵勝監訳、笠京子訳(2017年、勁草書房)
- セルゲイ・ゲオルギエビッチ・ゴルシコフ『ロシア・ソ連海軍戦略』宮内邦子訳(原書房、2010年)
- 高橋秀幸『空軍創設と組織のイノベーション—旧軍ではなぜ独立できなかったのか—』(芙蓉書房出版、2008年)
- 戸塚謹編『世界の海兵隊』(アルゴノート、2018年)
- 富田浩司『危機の指導者チャーチル』(新潮社、2021年)
- ノーマン・ボルマー『ソ連海軍事典』町屋俊夫訳(原書房、1988年)
- ニキータ・フルシチョフ『フルシチョフ最後の遺言上』佐藤亮一訳(河出書房新社、1975年)
- 野中郁次郎『アメリカ海兵隊—非営利型組織の自己革新』(中公新書、1995年)
- 野中郁次郎『知的機動力の本質—アメリカ海兵隊の組織論的研究』(中央公論新社、2017年)
- ハリー・S・トルーマン『トルーマン回顧録Ⅱ』加瀬俊一監修、堀江芳孝訳(恒文社、1992年)
- ビクトル・スヴォーロフ『ザ・ソ連軍』吉本晋一郎訳(原書房、1984年)
- 藤井治夫『最新情報 ソ連軍事力の徹底研究』(光人社、1991年)
- ポール・ケネディ『イギリス海上覇権の盛衰 下—パクス・ブリタニカの終焉』山本文史訳(中央公論新社、2020年)
- 細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交—戦後ヨーロッパの形成 1945年～1951年—』(創文社、2001年)
- D.W. ミッチェル『ソビエト海軍 その歴史と戦略』妹尾朔太郎監修、秋山信雄訳(海文堂、1981年)
- J.D. トンプソン『オーガニゼーション・イン・アクション 管理理論の社会科学的基础』高宮晋監訳、鎌田伸一、新田義則、二宮豊志訳(同文館出版、1987年)
- W.S. チャーチル『第二次世界大戦 2』(河出書房新社、1982年)
- 論文(英語)
- Horowitz, Michael C. & Shira Pindyck, What is a military innovation and why it matters, *Journal of Strategic Studies*, 2023, Vol. 46, No. 1, pp. 85-114.
- 定期刊行物
- 清谷信一「英海兵隊に学ぶ陸自水陸両用部隊の在り方」『軍事研究』(2014年1月号)

[研究ノート]

非自由主義体制下の司法による抵抗をもたらす条件と戦略 ：比較政治学と司法政治学をつなぐ

Factors and Strategies for Judicial Resistance under Illiberal Regimes ： Bridging Comparative Politics and Judicial Politics

久永優吾 HISANAGA Yugo

(上智大学グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻博士後期課程)
Doctor's Program in International Relations, Global Studies, Sophia University.

In recent years, “gray zone” regimes which are neither completely democratic nor authoritarian are on the rise. However, even under these regimes, judges can resist against them. Firstly this paper reviews the literature on judicial politics in democracy and authoritarianism from the perspectives of comparative politics and judicial politics research. I then focuses on how and why judge can do resistance in illiberal regime, and illustrate that 1) while judiciaries are utilized for dispute resolution in authoritarian regimes, illiberal regimes pursue “de-judicialization”, 2) the judiciary does not merely submit to it, but can strategically choose vary means of evasion, punishment or invalidation.

キーワード：司法政治、政治の司法化、民主主義の後退、コート・パッキング、司法の抵抗

はじめに

1980年代後半以降、民主主義体制とも権威主義体制とも明白に位置づけることができない「グレーゾーン」の事例が増加している。そうした体制の特徴は、選挙をはじめとする民主的な制度を有しながらも、実際には権力の集中や自由の制限が常態化しているという点にある。それらは民主主義の枠組みのなかで「委任型民主主義体制」[O'Donnell 1994]や「非自由民主主義体制」[Zakaria 1997]と称されるいっぽう、「半権威主義体制」[Ottaway 2003]や「競争的権威主義体制」[Levitsky & Way 2010]とも評価されてきた。これらの二分法を超えてひとつの共通項となるのが、法の支配、権力分立、少数派の権利擁護といった自由主義的な要素の欠落である[Bogaards 2009; 上谷 2017]。この点から「グレーゾーン」に位置づけられる事例を、本論文では「非自由主義体制 (Illiberal regime)」と再定義する。

比較政治学上の先行研究の多くはそうした体制について、立憲主義的な側面での「民主主義の後退」に関心を払ってきた[Ginsburg 2018; 中田 2022; Haggard & Tiede 2024]。そして多くの事例に共通して見出されてきたのは、従来の法の支配が立法行為をつうじて、法の施行に為政者の恣意性が強く表れる「法による支配 (rule by law)」へと変容していく過程である[Chronowski & Varju 2016; World Justice

Project 2021]。とりわけ独立した司法の存在は、体制維持にとっての最大の障害物として捉えられ、しばしば政治的な介入によって弱体化あるいは無力化が試みられる。

このように比較政治学の視点からは「後退」の現象そのものが注視されるいっぽうで、その「後退」に対する司法の抵抗行動については見逃されてきた。例えば、インドやイスラエルの最高裁判所は政権の司法改革に対して違憲判決を下し、ブラジルの最高裁判所やトルコ憲法裁判所は政権に対して、刑事訴訟や憲法訴訟といった回路をつうじて異議を唱え、戦略的に抵抗してきた[Zambrano, Silva, Miron & Rodríguez 2024; Bogéa 2024; Oder 2024; Šipulová 2025]。そこにはときに権威主義化の歯止めともなりうる、司法と政治の間でのダイナミクスが存在している。

それでは、なぜ非自由主義体制下の司法が政治的な介入のリスクを負いながらも、体制に対して抵抗できるのだろうか。こうした抵抗を政治体制論のなかで、自由民主主義的要素の残余として片づけることもできよう。そもそも比較政治学の領域では、議会や政党といった政治的アクターが主役であり、司法行動が分析の俎上に置かれることは稀であった。いっぽうで司法政治学は司法を政治的アクターとして捉え、司法の権限が強化されてきた理由の解明を目指してきた。2000年代以降、これらの2つの領域

の接合を試みる地域研究的な貢献が蓄積されつつあるものの [Sieder, Schjolden & Angell 2005; Ginsburg & Mustafa 2008; Dressel 2012; 見平 2012; 岡部 2016; 玉田 2017a; 笛田 2025]、特に非自由主義体制下の司法については、地域を超えた体系的な整理が十分になされていないのが現状である。

こうした先行研究の課題から、本論文の目的を比較政治学と司法政治学の知見を接合することで、司法の抵抗と従属を分ける条件の解明に寄与することに位置づける。そして本論文では、司法政治をめぐる近年の研究動向を政治体制と紐づけながら紹介するとともに、①権威主義体制の文脈では司法の「紛争解決」機能が重視されるのに対し、非自由主義体制の文脈では司法の「無力化」が志向されること、②そうした「無力化」に対して、司法は単に従属するだけでなく、回避・懲罰・無効化の手段を選択しうることが提示される。

本論文の構成は以下のとおりである。第1章では、まず司法行動の前提となる「政治の司法化 (Judicialization of Politics)」とは何か、それを取り扱う司法政治学とはいかなる学問分野なのかを概観する。そのうえで民主主義体制では司法の権力抑制機能が重視されること、いっぽうで権威主義体制においては司法をつうじた権力維持が重視されることを指摘する。第2章では非自由主義体制下での司法政治の攻防の様態を整理し、第3章にてこれらの知見が司法の抵抗をもたらし要因をどれほど説明できるのかを考察する。

1. 「政治の司法化」とは何か

まず前提として司法と政治の関係を取り扱ってきたのは、専ら司法政治学である¹⁾。主要な分析対象となるのは、①司法行動を規定する要因、②司法行動の影響、③裁判官人事のメカニズムであり、米司法のケース・スタディを中心に、理論化が進展してきた [見平 2017]。そのいっぽうでアメリカ以外の地域でも、それぞれの法制度に応じた司法政治の展開が目目され、地域研究の視座から「権威にとって制約条件となるにもかかわらず、なぜ自律的な司法が創設・維持されるのか」という問いの解明が目指されてきた。

そこでは法学的なアプローチだけでなく、政治学

による比較分析・実証研究もまた求められている [玉田 2017a]。非欧米圏の司法政治研究の嚆矢である Hirschl は、国内外での政治的変動を主要因とみなすアプローチと、司法ないし裁判官の判決行動を分析の中心に据えるアプローチに大別する [Hirschl 2008]。前者は政治学の視座から、司法行動を規定する政治的「条件」を探るものであり、後者は法社会学的な視座から、裁判官による「戦略」を重視するものといえよう。こうした整理をもとに、本論文は法廷外の政治的「条件」を外生変数として、司法の「戦略」を内生変数として、以下の議論を進める。

そして司法政治学の主眼に置かれてきたのが、「政治の司法化」の現象である。それは政策決定の重心が政治から司法へと移り変わることを [Tate & Vallinder 1995] を指し、より狭義には「裁判官による違憲審査が政策に寄与したり影響を与えたりする」 [Dressel 2012: 4] ことであると定義づけられる。さらに *The Oxford Handbook of Political Science* の「政治の司法化」によれば、それは①政治領域に法律用語や法的手続きが浸透する「法化 (juridification)」現象、②行政に対する異議申し立てなどの一般的な法的手続きをつうじた、公共政策への影響、③国家にとって中核的な政治的論争の解決を、司法へと頼ろうとする傾向の強まりの3段階に区別される [Hirschl 2009]。

とりわけ Dressel の定義に明示されているように、政治の司法化の主たる源泉となるのが、司法による違憲審査権である。その制度はアメリカの最高裁判所型や大陸ヨーロッパの憲法裁判所型の導入を皮切りに、民主化の潮流とともに世界各地へと広がっていった [Ginsburg 2009; Ginsburg & Versteeg 2014]。Hirschl によれば、2020年には世界全体の8割以上の171ヶ国が、司法による違憲審査権を憲法で明文化している [Hirschl 2023: 70] という。

その結果、司法の存在は政治体制にかかわらず、ほとんどの国で政治や社会へと組み込まれており、一定の重要性を有している。このように政治の司法化の基盤となる前提条件が広がっていくなか、民主主義体制と権威主義体制との間では、司法による権力抑制と司法をつうじた権力維持という、性質の異なる議論が展開されてきた。

1.1. 権力抑制としての司法

一般に民主主義体制においては、司法による権力抑制の機能が重視される。同時に独立した司法の存在は、各国の政治的文脈による制度的多様性を有しながらも [網谷 2021; 井関 2022a; 笛田 2025]、民主主義の質を測る指標のひとつとして受け入れられて

1) 司法政治学は政治学の下位分野のひとつに位置づけられるいっぽうで、法社会学や比較憲法学といった法学分野とも重なる学際的領域である。本論文では政治学的なアプローチを用いる研究を中心に扱う。

きた。とりわけ O'Donnell は、独立した司法を「違法とされる他の機関の行動に対して、監視や制裁といった行動が可能かつ、その意志と能力を持つ機関」[O'Donnell 2004:38] として、水平的アカウントビリティ (horizontal accountability) の中核へと位置づける。また新興民主主義国家においても、多数派民主主義がいわゆる「多数派の暴政」へとつながるリスクから、司法による権力抑制が正当化されてきた [Ginsburg 2009; Issacharoff 2015]。

このように比較政治学の観点からは、司法による権力抑制が前提とされるいっぽうで、司法政治学はその仮定を問い直す。なぜならその仮定は、司法の役割を性善説の立場から捉えており、「国民に選ばれたわけではない裁判官が、民意を反映する多数派の意見を否定していいのか」という問いかけが残されているからである [玉田 2017a: 4-5]。この疑問を出発点に Ginsburg や Hirschl を筆頭とする先行研究の多くは、新興民主主義国家の事例を主な分析対象とし、前述の「政権にとって制約条件となるにもかかわらず、なぜ自律的な司法が創設・維持されるのか」という条件の特定に着目してきた。

Hilbink [2009] は政治の司法化が許容される背景として、権利擁護や権力分立を求める社会からの圧力の高まりや、統治機構内部での規律を調整する必要性といった政治的条件にくわえ、多数派民主主義を統制しようとする国家エリートの戦略的計算というアクターの要因を指摘する。特に後者に関する代表的な理論として Ginsburg [2003] は、憲法制定を担った政治勢力が政治的競争により下野する可能性を考慮するため、司法の違憲審査が政権交代後の新政権を制約する「政治的保険」として存続しようと論ずる。他方で Hirschl [2004] は過度な権力抑制の装置として、司法の違憲審査が政権による統治を妨害することにより、国家エリートの「覇権維持」に寄与すると説明する。実際にトルコやタイの憲法裁判所は非民選エリートである軍部と結びつき、違憲審査をつうじて選挙結果や政権にとって肝煎りの政策を否定し、国家エリートの権益を守ろうとしてきた [Belge 2006; 玉田 2017b] と評される。

こうした政治的条件に注目する説明については、以下の点が課題として挙げられよう。第一に、これらの先行研究は司法制度の変更という極めて特殊な事象に焦点を当てたものであり [井関 2022a: 65-66]、司法の独立性を持続的に担保する条件を十分に捉えきれていない。むしろ「保険」理論の前提である政治的競争の存在は、先進民主主義国家では司法の独立性の維持に寄与するものの、新興民主主義国家では司法の独立性を損なうという逆説的な相関が

指摘されている [Aydn 2013]。

第二に「民主主義の後退」の結果、これらの理論が想定する前提条件が崩れつつあることである。前述のように自由主義的な要素が軽視されるようになり、司法の存在は「政治的保険」でも「覇権維持」の装置でもなく、多数派の意志を阻害する「敵」として位置づけられるようになった。このような課題ゆえに、外生変数に注目する理論の再考が迫られている。

そこで井関 [2022b] は裁判官個人と判決行動の関係に焦点を当て、「戦略的行動論 (strategic model)」[Epstein & Knight 1997] を提示する。それは「自らの判決が覆されるリスクに直面した司法部門が、判決が覆されることを回避しつつ可能な限り自らの政策目的を追求しようと戦略的に行動する」[井関 2022b: 99] という考え方である。くわえて司法が世論や一般司法からの「評判」を気かけるといふ相互作用のなかでの戦略性 [Garoupa & Ginsburg 2015] について注目されており、「司法ポピュリズム (judicial populism)」という新たな概念も提唱されている [Bernstein & Staszewski 2021; Hilbink 2024]。こうした内生変数である「戦略」に注目することは、後述する非自由主義体制下の司法行動の説明にも有効な手がかりとなろう。

1.2. 紛争解決としての司法

ここまで見てきたとおり、民主主義体制では司法による「権力抑制」の役割が期待される。それに対し権威主義体制においては、司法をつうじた「紛争解決」の機能がより重視される。

政治体制論は、権威主義体制に共通する統治手法として①抑圧、②正当化、③取り込みの三点を挙げる [Gerszewski 2013; フランツ 2021]。司法はそのなかで、反体制派への逮捕・訴訟をつうじた抑圧や、体制の合法性を担保する正当化の装置として中心的な役割を果たしうる [Edel & Josua 2018; Hanelt & Vincze 2024]。

しかし権威主義体制の司法政治研究の金字塔である Ginsburg と Mustafa [2008] は、司法は為政者の単なる使い走りやラバースタンプではないと主張する。そして司法は政治的統制の道具でありながらも、体制への限定的な異議申し立てとしても機能する [Mustafa 2014] と論ずる。より具体的には、市場経済や投資環境の法的な整備、政治的論争を招く政策決定の委託といった紛争解決的な役割を提示する。前者の経済的な領域については、閉鎖的な権威主義体制であっても「司法化」が進められていることが観察されている [Li 2025]。

このように権威主義体制下で司法が異議申し立てとして機能する条件としては、前提としての民主主義的制度の模倣や、権力の分断による不確実性の高まりが指摘されている。まず現代の権威主義体制の憲法の多くは、立憲民主主義体制の憲法と類似しており、司法の独立や基本的人権に関する同様の条項を形式上有している [Law & Versteeg 2013]。

次に Ip [2014] は分断された権威主義体制では、司法による判断を強く求める余地があることを指摘する。例えば、中国の最高人民法院は分権化を背景に、行政訴訟をつうじて地方行政を監視する役割を担い、行政機関の不作为や遅延行為に対して被害者への補償などを義務づけてきた [Ip 2012]。くわえて Epperly [2019] は、選挙によって最低限の競争がある権威主義体制のほうが、完全に閉鎖的な体制よりも司法が高い自律性を有するという傾向を示している。

ここまで政治的条件について確認してきたいっぽうで、多くの権威主義体制下では体制によって司法の人事権が掌握されているために、司法が有する戦略性は不明瞭である。それでもロシア憲法裁判所の事例研究 [Trochev & Solomon 2018] が示すように、権威主義体制下の司法は政治的意志に沿った判決行動を示すいっぽうで、非政治的な領域においてはより実利主義的なアプローチをとりうる。

こうした研究の成果によって、権威主義体制において司法を取り巻く政治的構図によっては自律的な判断を下す余地がある [Frankenberg 2018] ことは確認されるも、その役割は非政治的領域での紛争解決に限定されており、体制変動には結びつきづらい。

1.3. 小括

以上のように、本章では比較政治学と司法政治学がどのように司法を捉えてきたかを確認した。比較政治学は外生変数である政治的「条件」に注目しながら、民主主義体制下の司法は権力抑制へと、権威主義体制下の司法は権力維持へと結びつく想定してきた。いっぽうで司法政治学はそれらの想定を問い直すとともに、司法の「戦略」についての分析を行ってきた。そして次章では、非自由主義体制を分析対象とする司法政治研究について検討する。

2. 非自由主義体制の司法政治の攻防 ：司法の抵抗をもたらす条件と戦略

前章では、民主主義体制と権威主義体制それぞれについての先行研究を整理し、司法の性質とそれを規定する要因を示した。それではこうした議論において、非自由主義体制下の司法はどのように位置づけられるだろうか。まず立憲民主主義体制との相違として、非自由主義体制では司法による権力抑制の機能が軽視される。いっぽうで非自由主義体制は従来の閉鎖的な権威主義体制とも異なる。Li [2025] は、閉鎖的な権威主義体制を「再構築する国家 (Rebuilt States)」、非自由主義体制を「継承された国家 (Inherited States)」に区別する。そして前者では、政治的な介入によって司法の自制を求めながらも、主に経済的領域における紛争を解決するため、専門裁判所をつうじた司法化が促される。後者では、政治的領域における専門裁判所を再構築し、主要な裁判所に対して「コート・パッキング (court-packing)」を行うことで「脱司法化 (de-judicialization)」 [Petrov 2021] が進められる。それでも後者は立憲民主主義体制の経験があるため、後述するようにそれが司法による抵抗の可能性へとつながる。その位置づけを踏まえ、本章では非自由主義体制下での司法と政治の攻防の様相を明らかにし、司法の抵抗をもたらす要因の考察へと接続する。

2.1. 体制による政治的介入

まず政治学が注目してきたのは、非自由主義体制の常套手段としての「コート・パッキング」である (表 1 参照)。Kosar と Sipulova の定義によれば、それは「裁判所の構成を恣意的かつ不規則に変更し、裁判所に新たな多数派を生み出したり、既存の多数派を抑制したりすること」 [Kosar & Sipulova 2020: 135] と定義され、①拡大戦略、②欠員戦略、③入替戦略へと類型化される [Kosar & Sipulova 2023]。たとえば、ハンガリーのオルバーン政権は 2011 年の新憲法制定によって、憲法裁判所の人事権を事実上掌握するとともに、その裁判官の数を 8 名から 15 名へと「拡大」し、親政権的な裁判官が多数派になるよう変更した。またポーランドの法と正義政権は、前政権が任命した 5 名の裁判官の宣誓をドゥダ大統領が拒否し、自政権下で新たな裁判官を任命するという法的には疑わしい「入替」手法に出た。

表1 コート・パッキングの類型化

戦略	手法	事例
拡大戦略	裁判官の定員増加	アメリカ (1937年) アルゼンチン (1957, 1987, 1990年) ブラジル (1965年) ボリビア (1967年) ロシア (1993年) チリ (1984, 1998, 2004年) ホンジュラス (2001年) ジンバブエ (2001年) ベネズエラ (2004年) トルコ (2012年) ハンガリー (2012年) 米ノースカロライナ州 (2013, 2016年) 米アリゾナ州 (2016年)、 米ジョージア州 (2016年) 米ポーランド (2017年)
	欠員戦略	アルゼンチン (1950, 1966年) ブラジル (1968年) メキシコ (1994年) エクアドル (2004年)
欠員戦略	任命の妨害	セルビア (2002-2010年) ウクライナ (2005, 2006年) チェコ (2003-05, 2011-13年) ポーランド (2015, 2016年) アメリカ (2016年) アルバニア (2018年) スロヴァキア (2007年)
	強制的な休職	ポーランド (2017年)

戦略	手法	事例
欠員戦略	実務からの除外	ベネズエラ (2004年) パキスタン (2007年) ポーランド (2015年)
入替戦略	退職年齢の引き下げもしくは導入	ペルー (1973-77年) バングラデシュ (1977年) ハンガリー (2012年) ポーランド (2016年) ブラジル (2019年)
	テニユアの剥奪もしくは任期の短縮	エルサルバドル (1950, 1966年) ブラジル (1968年) ベネズエラ (1999年)
	裁判官個人への調査	チェコスロヴァキア (1991年) メキシコ (1994年) ボリビア (2009年) マケドニア (2011年) ウクライナ (2014年) アルバニア (2016年) スロヴァキア (2019年)
	恣意的な懲罰	スロヴァキア (2002年) ポーランド (2020年)

戦略	手法	事例
	恣意的な弾劾	アルゼンチン (1947年) ボリビア (1992年) チリ (1992-93年) アルゼンチン (1990-98, 2003年) ペルー (1997年) チリ (2004年) スリランカ (2013年) フィリピン (2018年) エルサルバドル (2021年)
	恣意的な刑事訴訟	マレーシア (1988年) ウクライナ (2002年) チリ (2004年) トルコ (2016年) ポーランド (2016年)
	恣意的な免職	エジプト (1955, 1969年) ペルー (1969, 1973年) アルゼンチン (1976年) エルサルバドル (1979年) チリ (1988, 2004年) グアテマラ (1993年) メキシコ (1993, 1994年) エクアドル (2004, 2007年) ハイチ (2005年) ニジェール (2009年) ベネズエラ (1999, 2013年) トルコ (2016年) ウクライナ (2020-21年)

戦略	手法	事例
	高額な退職金による退職勧告 (Golden parachute)	アルゼンチン (1958年) アメリカ (1965年) ポーランド (2016年)
	指名権の先取り	ポーランド (2015年)
	身体的攻撃、直接的暴力の使用	コロンビア (1985, 1979-91年) エルサルバドル (1988年) グアテマラ (1988年) セネガル (1993年) ベニン (1996年) マダガスカル (2001年)

(出所) [Kosar & Sipulova 2023] 参照。

さらに Yam [2024] は政治による司法への介入を影響力が強い順に、①裁判官に対する直接的な暴力、②司法制度の変更、③判決の非遵守、④司法に対する否定的な言説の構築へと整理する。第二の司法制度の変更についても、司法の権限範囲の縮小、任命プロセスの変更、予算の削減といった行為があり [Haggard & Tiede 2024]、その介入手段は多様である。こうしたコート・パッキングをはじめとする政治的介入によって、裁判所内の多数派を掌握できるかどうか、司法行動を左右する主因となる。

2.2. 司法による抵抗と戦略的行動：従属・回避・懲罰・無効化

こうした政治的介入に対し、非自由主義体制下の司法はどのような行動をとることができるのだろうか。従来の研究では、司法の独立性と政治の司法化の度合いの観点から、政治の司法化の程度が低い領域として①沈黙、②自己抑制、高い領域として③覇権維持、④司法積極主義の4つに類型化されてきた [Dressel 2012: 4]。しかしこうした分析枠組みは司法の独立性を静的なものとして捉えており、政権側による介入とそれに対する司法側の応酬という、非自由主義体制下における司法政治の動的な攻防を捉えきれない。そのため Šipulová は政治的な介入を前提としつつ、①従属、②回避 (averting)、③懲罰 (punishing)、④無効化 (invalidating) という4つの行動へと類型化を試みる [Šipulová 2024]。

第一の従属は前述の「脱司法化」につながる行動

であり、司法が体制への異議申し立てとして果たす役割は極めて限定的である。司法の構成については、親政権派の裁判官が多数派を占めており、間接的に司法行動をコントロールできる状態が想定される。

第二の回避とは、体制への忠誠心を示すことでこれ以上の政治的介入を回避しようとする行動であり、政権のラバースタンプとしての役割を果たす。例えば、エルサルバドルのブケレ政権下の最高裁判所は、大統領の再選を可能とする法解釈を提示した〔笛田 2022〕。またポーランドの法と正義政権下の憲法裁判所は、EU 法が加盟国の国内法より優先されるとする原則を否定する判断を下した。

しかし司法が十分な権限を有している場合、介入にかかる政治的コストを引き上げることによって、回避から第三の懲罰へと転じうる。そこでは判決公表のタイミングの遅延や判例法からの逸脱、政権に対する汚職調査の開始、重要な政策への違憲判決といった多岐にわたる戦略的な判決行動が例示されている〔Šipulová 2024〕。これはブラジル最高裁判所のボルソナロ政権に対する捜査や、トルコのエルドアン政権下での憲法裁判所による野党議員の釈放命令、メキシコの AMLO 政権下の選挙改革に対する違憲判決といった司法行動が該当するだろう。

そして第四の無力化は、司法が違憲審査権の行使によって違憲判決を下す行動であり、司法による抵抗の中核的な手段となる。特に Šipulová [2024] は違憲審査のなかでも、憲法改正や司法改革に対する司法の「自衛」的な判決行動を、この手段内に位置づけている (表 2 参照)。さらに司法の抵抗は法廷内にとどまらず、裁判官の戦略的な辞任、司法間対話による連携〔Puleo & Coman 2024〕〔Matthes 2022〕、街頭での抗議運動なども含まれる。

表 2 非自由主義体制における司法行動

司法行動	手法	事例
回避	・大統領の再選を認める法解釈の提示 ・EU 法の優位性の否定	エルサルバドル (2021 年) ポーランド (2021 年)
懲罰	・野党議員の釈放・再審を求める憲法異議 ・政権に対する刑事訴訟 ・選挙制度改革への違憲判決	トルコ (2023 年) ブラジル (2023 年) メキシコ (2023 年)
無効化	・司法改革に対する違憲判決	イスラエル (2024 年)

(出所) 筆者作成。

2.3. 司法の抵抗をもたらす条件

ここで司法政治をめぐる攻防をまとめると、以下のように類型化することができよう。第一に憲法制定によって司法の従属が制度化されるパターンであり、ベネズエラのチャベス政権やハンガリーのオルバーン政権が好例である。

第二に、体制に対して司法の「懲罰」や「無効化」による抵抗がなされたものの、結果としてより強い政治的介入を招いてしまうパターンである。ブケレ政権は自身の政策を「無効化」する判決を度々下す最高裁判所に対し、裁判官の恣意的な罷免を行うことで、その人事を掌握した。またメキシコの最高裁判所も、長官主導で「懲罰」的な司法行動を示してきたものの、2025 年には司法改革を認める結果となった。

第三に、司法による「懲罰」が持続しているパターンも存在する。ブラジルのボルソナロ政権に対する司法の「懲罰」は彼の退任後も、刑事訴訟というかたちで続いている。またトルコの憲法裁判所はエルドアン政権に批判されながらも、野党議員や独立系メディアの権利を擁護する判決を下している。こうした司法行動は長期的な視座に基づく戦略性を考慮すれば、司法の戦略的抑制としても捉えられる〔Oder 2024〕。

そして第四に挙げるのは、体制による「民主主義の後退」が進行しているにもかかわらず、司法による「無効化」が遵守されているパターンである。これには前述のイスラエルやインドの最高裁判所による司法改革への違憲判決が当てはまるだろう。

これらの議論をふまえ、非自由主義体制下の司法が自律的な判断を下す条件となりうるのは①建前としての「法の支配」の存在、②「コート・パッキング」の試みの成否、③裁判官の意志である。

第一に「民主主義の後退」を経験していても、多くの体制は正当性を確保するために、立憲民主主義的な制度設計を模倣しているということである。その制度は抵抗のための制度的回路を存続させる前提条件となりうる〔Šipulová 2024〕。

しかしその制度を司法が全く遵守しなければ、抵抗も発生し得ない。そのため第二に体制側による「コート・パッキング」が成功を収め、最高司法内での多数派を掌握しているかどうか焦点となる。非自由主義体制においても、あまりにも露骨な「コート・パッキング」は司法内部や市民社会からの反発を招きかねないため、多くの体制は「コート・パッキング」を制度的かつ漸次的に推し進めると推察される。

そして第三に裁判官の意志が最終的な鍵となる。

その前提としては、裁判官が職業的プロフェッショナルリズムを内面化しており、政治的介入を脅威として認識することが求められる。さらに司法間の組織的な連帯によって、その意志が後押しされることも考えられる。こうした条件下において、司法は非自由主義体制においても自律的な判断を下し、体制へと抵抗することができるかと考察される。

おわりに

以上、本論は司法政治研究の系譜を辿りながら、非自由主義体制下での司法に抵抗をもたらす条件を検討した。民主主義体制下では、司法の権力抑制が必要不可欠な要素とされるいっぽうで、権威主義体制下においても、制度設計や政治的分断によって、司法が「紛争解決」機関として自律的な判断を下しうる可能性を指摘した。そして非自由主義体制において、司法は体制からの政治的介入を受けながらも、単に従属するだけではなく、形式上の制度の存続、体制による「コート・パッキング」の不徹底といった条件下で、裁判官は法廷内外で抵抗しうることを論じた。

しかし本論の課題となるのは、司法への政治的介入と司法による抵抗の因果関係が十分に明らかになっていないことである。本論文で提示したのは、あくまで時系列的な整理であり、それぞれの事例でどの程度「コート・パッキング」が進行したのか、司法の従属と抵抗を分ける閾値については今後も検討を続けていく必要がある。また前述のように司法による抵抗の結果、さらなる司法への政治的介入が誘発される事例も観察されている。そのため中長期的な影響も含めて、抵抗の成否を評価し、司法と政治の因果関係をつなぐ学際的な実証研究が求められている。

参考文献

日本語文献

- 網谷龍介 (2021) 「司法制度・憲法裁判所」伊藤武・網谷龍介編『ヨーロッパ・デモクラシーの論点』ナカニシヤ出版。
- 井関竜也 (2022a) 「政治学における司法部門研究の現状と課題 (一)」『法学論叢』第 191 巻 2 号、50-75 頁。
- 井関竜也 (2022b) 「政治学における司法部門研究の現状と課題 (二)・完」『法学論叢』第 191 巻 4 号、99-121 頁。
- 上谷直克 (2017) 「『競争的権威主義』と『委任型民主主義』の狭間で：ラテンアメリカの事例から考

- える」日本比較政治学会編『競争的権威主義体制の安定性と不安定性』ミネルヴァ書房。
- 岡部恭宜 (2016) 「新興民主主義国における執政府の抑制」日本比較政治学会編『執政制度の比較政治学』ミネルヴァ書房。
- 川中豪 (2022) 『競争と秩序：東南アジアにみる民主主義のジレンマ』白水社。
- 玉田芳史 (2017a) 「なぜ司法化なのか」玉田芳史編『政治の司法化と民主化』晃洋書房。
- 玉田芳史 (2017b) 「タイにおける司法化と君主制」玉田芳史編『政治の司法化と民主化』晃洋書房。
- 中田瑞穂 (2020) 「東中欧における『民主主義の後退』：『民主主義』と立憲主義の分断と接合」日本比較政治学会編『民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性』ミネルヴァ書房。
- 笹田千容 (2022) 「エルサルバドルにおける司法の危機と専制化の予兆」『ラテンアメリカ・レポート』第 38 巻 2 号、35-47 頁。
- 笹田千容 (2025) 「司法：『政治の司法化』は民主政治にいかなる影響を及ぼすのか」上谷直克、菊池啓一、三浦航太編『現代ラテンアメリカ政治を読み解く』日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- フランツ、エリカ (2021) 『権威主義：独裁政治の歴史と変貌』上谷直克・今井宏平・中井遼訳、白水社。
- 見平典 (2012) 『違憲審査制をめぐるポリティクス』成文社。
- 見平典 (2017) 「政治学は《法》をどのように見るのか」『法社会学』第 83 巻、99-109 頁。

外国語文献

- Aydın, A. (2013). Judicial Independence across Democratic Regimes. *Law & Society Review*, 47, 105-134.
- Belge, C. (2006). Friends of the Court: The Republican Alliance and Selective Activism of the Constitutional Court of Turkey. *Law & Society Review*, 40(3), 653-692.
- Bernstein, A., & Staszewski, G. (2021). Judicial Populism. *Minnesota Law Review*, 106(1), 283-352.
- Bogaards, M. (2009). How to classify hybrid regimes? Defective democracy and electoral authoritarianism. *Democratization*, 16(2), 399-423.
- Bogéa, D. (2024). 'Dialogue' as strategic judicial resistance? The rise and fall of 'preemptive dialogue' by the Brazilian Supreme Court. *European Politics and Society*, 25(3), 574-596.
- Chronowski, N., & Varju, M. (2016). Two Eras of Hungarian Constitutionalism: From the Rule of Law to

- Rule by Law. *Hague Journal on the Rule of Law*, 8(2), 271–289.
- Domingo, P. (2004). Judicialization of Politics or Politicization of Judiciary? Recent Trends in Latin America. *Democratization* 11(1), 104–126.
- Dressel, B. (2012). The Judicialization of Politics in Asia: Towards a framework of analysis. in Dressel, B. (ed.), *The Judicialization of Politics in Asia*. Routledge.
- Edel, M., & Josua, M. (2018). How authoritarian rulers seek to legitimize repression: framing mass killings in Egypt and Uzbekistan. *Democratization*, 25(5), 882–900.
- Epperly, B. (2019). *The Political Foundations of Judicial Independence in Dictatorship and Democracy*. Oxford University Press.
- Epstein, L. & Knight, J. (2017). The Economic Analysis of Judicial Behavior. Epstein, L. & Lindquist, S. (eds.), *The Oxford Handbook on U.S. Judicial Behavior*. Oxford University Press.
- Frankenberg, G. (2018). *Comparative Constitutional Studies*, Edward Elgar Publishing.
- Garoupa, N., & Ginsburg, T. (2017). *Judicial Reputation: A Comparative Theory*. University of Chicago Press.
- Gerschewski, J. (2013). The three pillars of stability: Legitimation, repression, and co-optation in autocratic regimes. *Democratization*, 20(1), 13–38.
- Ginsburg, T. (2003). *Judicial Review in New Democracies: Constitutional Courts in Asian Cases*. Cambridge University Press.
- Ginsburg, T., & Moustafa, T. (2008). Introduction: The Functions of Courts in Authoritarian Politics, in Ginsburg, T., & Moustafa, T. (eds.), *Rule by law: The politics of courts in authoritarian regimes*, Cambridge University Press.
- Ginsburg, T. (2009). The Global Spread of Constitutional Review. in Caldeira, G., Kelemen, R. & Whittington, K. (eds.), *The Oxford Handbook of Law and Politics*. Oxford Academic.
- Ginsburg, T. (2018). Democratic Backsliding and the Rule of Law. *Ohio Northern University Law Review*, 44(3), 351–369.
- Ginsburg, T., & Versteeg, M. (2014). Why Do Countries Adopt Constitutional Review? *The Journal of Law, Economics, and Organization*, 30(3), 587–622.
- Haggard, S., & Tiede, L. (2024). Judicial backsliding: a guide to collapsing the separation of powers. *Democratization*, 32(2), 513–537.
- Hanelt, E., & Vincze, A. (2024). Managing courts in competitive authoritarian regimes: Co-optation, repression and resistance in Hungary. *Zeitschrift für vergleichende politikwissenschaft*, 18(3), 381–400.
- Hilbink, L. (2009). The Constituted Nature of Constituents’ Interests: Historical and Ideational Factors in Judicial Empowerment. *Political Research Quarterly*, 62(4), 781–797.
- Hilbink, L. (2024). Judicial Populism: A Conceptual and Normative Inquiry. *Law & Social Inquiry*, 1–33.
- Hirschl, R. (2004). *Towards Juristocracy: The Origins and Consequences of the New Constitutionalism*. Harvard University Press.
- Hirschl, R. (2008). The Judicialization of Mega-Politics and the Rise of Political Courts. *Annual Review of Political Science*, 11, 93–118.
- Hirschl, R. (2009). The Judicialization of Politics, in Goodin (ed.), *The Oxford Handbook of Political Science*. Oxford Academic.
- Hirschl, R. (2023). The Global Expansion of Judicial Power, in Epstein, L., Grendstad, G., Šadl, U., & Weinsall, K. (eds.), *Oxford Handbook of Comparative Judicial Behavior*. Oxford University Press.
- Ip, E. C. (2012). Judicial Review in China: A Positive Political Economy Analysis. *Review of Law and Economics*, 8(2), 331–366.
- Issacharoff, S. (2015). *Fragile Democracies: Contested Power in the Era of Constitutional Courts*, Cambridge University Press.
- Kosar, D., & Sipulova, K. (2020). How to Fight Court-Packing? *Constitutional Studies*, 6(1), 133–164.
- Kosar, D., & Sipulova, K. (2023). Comparative court-packing. *International Journal of Constitutional Law*, 21(1), 80–126.
- Law, D. S., & Versteeg, M. (2013). Constitutional Variation among Strains of Authoritarianism. in T. Ginsburg & A. Simpsen (Eds.), *Constitutions in Authoritarian Regimes*. Cambridge University Press.
- Levitsky, S., & Way, L. A. (2010). *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*. Cambridge University Press.
- Li, Z. (2025). Two Kinds of Dual States: Judicial Empowerment and Disempowerment in Authoritarian Politics. *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, 58(3), 609–660.
- Matthes, C. Y. (2022). Judges as activists: how Polish judges mobilise to defend the rule of law. *East European Politics*, 38(3), 468–487.
- Moustafa, T. (2014). *Law and Courts in Authoritarian*

- Regimes. *Annual Review of Law and Social Science*, 10(2014), 281-299.
- Oder, B. E. (2024). The Turkish Constitutional Court and Turkey's Democratic Breakdown: Judicial Politics Under Pressure. *ICL Journal* 18(1), 127-63.
- O'Donnell, G. (1994). Delegative Democracy. *Journal of Democracy*, 5(1), 55-69.
- O'Donnell, G. (2004). The Quality of Democracy: Why the Rule of Law Matters. *Journal of Democracy*, 15(4), 32-46.
- Ottaway, M. (2003). *Democracy Challenged: The Rise of Semi-Authoritarianism*. Carnegie Endowment for International Peace.
- Petrov, J. (2021). (De-)judicialization of politics in the era of populism: lessons from Central and Eastern Europe. *The International Journal of Human Rights*, 26(7), 1181-1206.
- Puleo, L., & Coman, R. (2023). Explaining judges' opposition when judicial independence is undermined: insights from Poland, Romania, and Hungary. *Democratization*, 31(1), 47-69.
- Sieder, R., Schjolden, L., & Angell, A. (2005). *The Judicialization of Politics in Latin America*. Palgrave Macmillan.
- Šipulová, K. (2025). The Light and the Dark Side of Judicial Resistance. *Law & Policy*, 47(1), 1-25.
- Tate, C. N., & Vallinder, T. (1995). *The Global Expansion of Judicial Power*. New York University.
- Trochev, A., & Solomon, P. H. (2018). Authoritarian constitutionalism in Putin's Russia: A pragmatic constitutional court in a dual state. *Communist and Post-Communist Studies*, 51(3), 201-214.
- Vallinder, T. (1994). The Judicialization of Politics. A World-Wide Phenomenon: Introduction. *International Political Science Review*, 15(2), 91-99.
- Zakaria, F. (1997). The Rise of Illiberal Democracy. *Foreign Affairs*, 76(6), 22-43.
- Zambrano, D.A., da Silva, L.M., Miron, R.G., & Rodríguez, S.P. (2024). How Latin America's Judges are Defending Democracy. *Journal of Democracy* 35(1), 118-133.

Web サイト

- World Justice Project. (2021). *World Justice Project Rule of Law Index 2021 Insights*, World Justice Project. <https://worldjusticeproject.org/our-work/publications/world-justice-project-rule-law-index-2021-insights>. (2026年1月28日参照)

[書評]

若林正文著『台湾の半世紀：民主化と台湾化の現場』
筑摩書房、2023年、334頁

Taiwan's Half Century: The Frontlines of Democratization and
Taiwanization

中田実花 NAKATA Mika

(上智大学グローバルスタディーズ研究科 国際関係論専攻修士1年)

Sophia University

はじめに

近年、日本において台湾への関心は、以前に比べて目に見える形で高まっている。観光や修学旅行を通じた日台交流、地震などの災害時に見られた寄付や支援、さらには「台湾有事」をめぐる安全保障上の議論など、台湾は日本社会でさまざまな文脈で語られている。2024年の台湾総統選挙が、日本のメディアでも比較的多く報じられたことは、こうした関心の広がりを示す一例であろう。

こうした状況を背景に、日本において台湾研究への関心もあらためて高まりつつあるように思われる。ただし、それは「台湾研究」という新しい研究分野が突然生まれたということではない。これまで日本で積み重ねられてきた台湾研究が、現在の台湾への関心の高まりを受けて、あらためて注目されていると理解する方が適切であろう。その意味で、台湾研究を行う上で参照すべき先行研究は、今あらためて重要性を増している。

その中心に位置してきた研究者の一人が、本書の著者である若林正文である。著者は、1970年代以降、台湾が国際社会において十分に承認されず、日本社会においても関心が限定的であった時代から、台湾政治を正面から研究対象としてきた研究者である。権威主義体制下の政治構造、民主化の進展、そして民主化後の政治変動に至るまで、台湾政治を一貫して追いつけてきた著者の研究は、日本における台湾現代政治研究の形成と発展の過程と重なっている。『台湾の半世紀』は、こうした著者の台湾研究の歩みを台湾現代史の展開と重ね合わせながら振り返る著作である。

本書は、プロローグ、第I部、第II部、エピローグという構成をとっている。第I部(第1章～第6章)では、著者が台湾の民主化の現場に立ち会ってきた

経験を軸に、大学院入学の研究事始めから日本台湾学会の設立に至るまでの過程が、当時の社会・政治状況とともに描かれている。これに対し、第II部(第7章～第10章)では、民主化後の台湾政治がどのような構造的変化を経験してきたのかが、より分析的に論じられる。本書は、著者自身が台湾社会とどのように向き合い、理解を深めてきたのかを示すことで、台湾政治史への理解をより立体的なものにしている。現在、日本において台湾がさまざまな形で語られる中で、本書は著者の台湾研究がどのような問題意識と姿勢のもとで積み重ねられてきたのかを知るための重要な手がかりを与えてくれるだろう。以下では、著者の代表的な著作を取り上げ、その台湾政治研究の射程と特徴を確認したい。

著者の功績

著者の研究史と現代台湾政治研究を理解するうえで中核をなすのが、『台湾：分裂国家と民主化』（1992年）と、『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史』（2008年）の二冊である。前者は台湾民主化が進行中であった時代に書かれた現代台湾政治の変遷を論じた研究書であり、後者は民主化後の展開を含めて戦後台湾政治を通史的に分析した集大成的な著作である。

『台湾：分裂国家と民主化』（1992）は、戦後台湾政治を単なる体制移行史として描くのではなく、「分裂国家」という国家形態のもとで成立した政治体制として捉え直した研究である。本書では「台湾型権威主義体制」という分析枠組みが提示されている。この体制は国民党政府がアメリカの支持という外部正当性と、地方エリートを利権で取り込むクライアンティズムによって存続してきたことを「擬似レーニン主義パティーステイト」と定義する。本書の重要な貢献は、国際的孤立の進行という外部環境の

変化の中で、体制が内部正統性を獲得しようとした結果として生じた段階的変容として描き出した点にある。著者はこの過程を「分割払いの民主化」として捉え、台湾民主化の特質を構造的に説明する視角を提示している。

この分析枠組みを、民主化後の政治過程まで射程に収めて発展させたのが、『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史』（2008年）である。本書は、第Ⅰ部「前提・初期条件・起動（1945-1987）」と、第Ⅱ部「中華民国台湾化の展開（1988-2008）」から構成され、膨大な先行研究と長年の現地観察に基づいて戦後台湾政治の変容を理論的かつ歴史的に整理している。本書の中核をなす概念は「中華民国台湾化」である。著者は、1949年以降「正統中国国家」として存続してきた中華民国が、実際には台湾のみを統治する存在であるという現実との乖離を抱えながら、国家体制・政治体制・国民統合の枠組みを、次第に台湾の実態に即したものと変化させてきた過程を分析している。特に重要なのは、著者がこの変化を手続きとしての民主化と、政治共同体そのものの再編としての台湾化という、二重の構造変動として捉えている点である。

このように、『台湾：分裂国家と民主化』が台湾が現在の民主主義に至るまでの出発点を明らかにした著作であるとすれば、『台湾の政治』はその基盤の上で展開してきた民主化後台湾政治の全体像を示した著作である。『台湾の半世紀』は、これら二冊に共通する問題意識が著者自身の研究の歩みの中でどのように形づくられ、深められてきたのかを理解するための手がかりを与えている。

著者は、『台湾：分裂国家と民主化』（1992年）や『台湾の政治』（2008年）を通じて日本における台湾政治研究の基礎を築いてきた。著者はこのほかにも、訳書や個別のテーマに焦点を当てた著作、台湾研究導入的な書物を通じて、台湾政治を多面的に論じてきた。

その一例が陳明通¹⁾の研究を著者が監訳した『台湾現代政治と派閥主義』（1998年）である。本書は国民党政府による台湾接收期から1980年代以降の民主化過程に至るまでの台湾政治を「派閥」という視点から検討し、国民党の長期統治や権力継承がどのように維持されてきたのかを明らかにしている。

これと並ぶ著作が『蔣経国と李登輝』（1997年）である。本書は蔣経国と李登輝という出自や経歴を

異にする二人の指導者に着目し、台湾民主化の過程を描いている。蔣経国による体制内部からの自由化と、李登輝による憲政改革や政治運営は、いずれも国際環境や党内の力関係と結びついており、民主化が急激な転換ではなく、制約の中で段階的に進んだ過程であったことが示される。

これらとは異なる形で台湾民主化を捉えた著作が、『台湾の台湾語人、中国語人、日本語人』（1997年）である。本書は、1995年から96年に著者がサバティカルで台湾に滞在し、台湾社会が初の民主的総統選挙へと向かう過程を、現地の人々との対話を通じて記録した日記形式の著作である。李登輝の訪米や選挙キャンペーンをめぐる緊張の中で、民主化が制度としてではなく、進行中の出来事として経験されていた様子が描かれている。

研究人生の後半に著者はそれまでに行ってきた個別研究を踏まえながら、台湾政治研究をより広く共有する役割を担うようになる。その成果が、『現代台湾政治を読み解く』（2014年）と『台湾研究入門』（2020年）である。

前者は早稲田大学台湾研究所が主催した連続ワークショップの成果をまとめた論集であり、内政や政党政治から外交・国際関係に至るまで、民主化後台湾政治の現状を多角的に示している。後者は台湾研究を初めて学ぶ読者を意識し、「台湾研究とは何を扱う研究なのか」という問いから出発して、さまざまな分野を横断しながら台湾を理解するための基本的な視点を示した入門書である。

これらの著作群は、『台湾：分裂国家と民主化』や『台湾の政治』のような理論的な専門書とは異なる役割を担いながらも、翻訳や入門書を通じて日本の台湾研究を多角的に牽引してきた。こうした著者の研究蓄積を踏まえることで、『台湾の半世紀』は個人の研究史にとどまらず、日本における台湾研究の現在地と将来を同時に見渡す書として位置づけられるのである。

台湾の半世紀

若林正文のこれまでの著作を踏まえると、『台湾の半世紀：民主化と台湾化の現場』は、研究の成果をまとめ直した概説書でもなければ私的な回想録でもない。本書は、著者自身が台湾研究を始めてから今日に至るまでの時間の流れに沿って、研究の対象であった台湾の政治変動と、研究者としての立ち位置の変化とを並行して描いた書物である。構成は大きく二部に分かれている。第Ⅰ部（第1章～第6章）は、戒厳令体制下から民主化に至る台湾を、著者が

1) 陳明通:中華民国の政治家(民進党)、政治学者。国立台湾大学国家發展研究所で長年教鞭を取っていた。

実際に現場で見聞きしてきた経験を軸に描く部分である。これに対して第Ⅱ部（第7章～第10章）は、民主化後の台湾政治を対象に著者が長年の研究を通じて形成してきた分析枠組みを用いて、その構造的変化を整理・検討する部分となっている。前半が「民主化の現場と研究の形成」、後半が「民主化後の政治構造の分析」という役割分担が明確な構成である。

第Ⅰ部 民主化の現場を歩く

第Ⅰ部では、1970年代初頭に台湾研究を始めた著者が戒厳令下の台湾社会とどのように向き合い、何を手がかりに政治変動を捉えようとしてきたのかを時系列に沿って描かれている。第1章では、著者が台湾研究に足を踏み入れた1970年代初頭の状況が語られる。日中国交正常化によって日本と台湾が断交した1972年という時代背景のもとで、台湾が日本社会の視野から急速に消えていく一方、著者自身は台湾文学との出会いを通じて、自らの台湾理解の乏しさに直面する。ここで提示されるのは、台湾を「知っているつもりで何も知らなかった」という感覚であり、この自覚がその後の研究姿勢の出発点となっている。

第2章・第3章では、1980年代初頭の台湾社会が具体的に描かれる。美麗島事件後の緊張した空気、林義雄一家殺害事件の衝撃、そして戒厳令体制のもとでも行われていた地方選挙の現場が、著者の体験を通じて語られる。特に1983年の「増加定員選挙」の観察は著者にとって台湾政治を理解する重要なきっかけとなった。形式的には権威主義体制の一部である選挙が、実際には体制への異議申し立ての場として機能していたこと、そこに「住民自決」という言葉が登場し始めていたことが強調される。

第4章では、国民党一党支配が明確に揺らぎ始める1980年代半ばの状況が扱われる。江南事件や蔣経国体制の行き詰まり、後継問題をめぐる不透明感の中で、体制内からの自由化が進められていく過程が描かれる。著者はこの時期を民主化が突然訪れたのではなく、体制の内部矛盾が積み重なった結果として現れたものとして捉えている。

第5章では、李登輝政権期の民主化が中心的に論じられる。民進党結成後の政党政治、憲法改正を通じた制度改革、そして1996年の総統直接選挙に至るまでの過程が、著者自身の現地滞在経験とともに記述される。ここでの特徴は、李登輝を単なる民主化の象徴として描くのではなく、党内外の力関係を調整しながら改革を進めた政治指導者として捉えている点にある。

第6章は、日本側の文脈に視点を移し日本台湾学会の設立過程が語られる。台湾の民主化が進む一方で、日本では台湾研究が必ずしも制度的に確立していなかったという状況の中で、著者が「普通の学会」を作ることを目指した経緯が描かれる。本章は日本における台湾研究の条件や制約を考えるうえでも重要な位置を占めている。

第1章から第6章を通して明らかになるのは、著者の台湾研究が理論を先に立てて事例を当てはめるのではなく、現場で起きている変化に導かれる形で問いを更新してきたという点である。民主化を「成功例」として固定化するのではなく、その過程で生じる矛盾や未解決の問題に目を向け続ける姿勢が一貫している。本書前半は台湾民主化の歴史を知るための記述であると同時に、地域研究者がどのように政治変動と向き合い、思考を鍛え直してきたのかを示すものでもある。

本書前半が描き出す民主化の現場経験とアイデンティティの揺らぎは、やがて「民主化は民主化に止まらない」という著者の確信へと収斂していく。第7章以降では、この確信を理論化した「中華民国台湾化」論を軸に、民主化後台湾政治が直面する国際環境・国家再編・国民再編の問題がより構造的に分析される。

第Ⅱ部 台湾化の脈動を見出す

第Ⅱ部では、1996年以降の台湾政治が扱われる。ここでの関心は、民主化が制度として成立した「その後」に台湾の政治がどのように動き、どのような課題を抱えるようになったのかという点にある。民主化を一つの到達点として閉じるのではなく、その先に続く政治過程をどう捉えるかが、本部全体を貫く問題意識となっている。

第7章では、総統直接選挙を軸に民主化後の台湾政治のリズムが描かれる。4年ごとに行われる総統選挙が、高い投票率を伴う政治的節目として定着してきたこと、また政権交代が繰り返される中で、民主主義が一時的な現象ではなく制度として受け止められるようになっていった過程が整理されている。

第8章では、こうした国内政治を取り巻く国際環境に焦点が移る。1972年以降の米中関係、いわゆる「七二年体制」のもとで台湾がどのような制約を受けてきたのか、さらに中国との経済関係が台湾内部の政治にどのような影響を及ぼしてきたかが検討される。ひまわり学生運動や韓国瑜現象といった比較的最近の出来事も個別の事件としてではなく、この長期的な文脈の中に位置づけられている。

第9章では、著者の研究を貫く概念である「中華民国台湾化」があらためて体系的に示される。戦後台湾国家が掲げてきた「全中国の代表」という建前が、民主化と国際環境の変化の中で次第に現実とのずれを大きくし、政治権力の正統性や国民意識が台湾を基準に再編されていく過程が整理されている。

第10章では、この中華民国台湾化が「不均衡な展開」を示していることが論じられる。著者は国家再編と国民再編を区別し、前者は停滞している一方で、後者は着実に進行していると指摘する。憲法体制の再編や国家の法的定義の変更は、李登輝の「二国論」改憲や陳水扁の「公投制憲」が挫折したことに象徴されるように、政治的制約の下で前進していない。他方で、総統選挙を中心とする選挙政治の回復を通じて台湾ナショナル・アイデンティティは強化され、台湾社会は「選挙共同体」として自己理解を深めてきた。

この不均衡を端的に示すのが、「現状維持」が構造化された台湾世論である。各種調査が示すように、台湾人としての自己認識は拡大し続けている一方で、独立や統一を明確に選択する意思は抑制され、「現状維持」が圧倒的多数を占めている。著者はこれを、七二年体制という国際政治的制約を台湾の有権者が内面化した結果であると著者は指摘する。

以上のように第II部は民主化を一つの到達点として描くのではなく、その後の台湾政治がどのような構造のもとで動き続けてきたのかを整理する部分である。ここで示される「中華民国台湾化」は完成された結論ではなく、制約の中で進み、同時に行き詰まりも抱える過程として描かれている。その意味で第II部は、民主化後の台湾政治を揺れ動き続ける政治過程として捉え直している。

おわりに

本書『台湾の半世紀』が提示する最大の意義は、半世紀にわたる台湾研究の研究史を台湾現代史そのものと重ね合わせて描き出している点にある。評者自身は台湾総統選挙を見に2024年1月と、学部の卒業論文執筆のために2024年11月に台湾を訪れフィールドワークを行ったが、そこで経験したのは来訪者をオープンに受け入れる民主的な台湾社会であった。自由な言論空間、積極的な政治参加、研究者への協力的な姿勢、豊富な資料環境、これらは民主化後の台湾を前提とした経験である。

これに対し、著者が台湾研究を本格的に始めたのは戒厳令体制下にあった1970年代であった。政治的自由が厳しく制限され発言や人との接触そのもの

がリスクを伴っていた時代に、著者は「オポジション」と呼ばれた民主化運動の担い手たちと対話を重ねながら台湾政治の変化を現場で見続けてきた。本書の中で触れられている、調査の際には記録を残さず記憶に刻むよう助言されたという経験は、当時の緊張した状況を端的に示している。

こうした研究の出発点を踏まえると、本書が一般的な学術書の形式をとっていないことは自然である。先行研究を体系的に整理したり理論枠組みによって分析を行ったりすることよりも、研究者自身の経験や出会い、対話の積み重ねを通じて台湾政治を描くことが本書の中心的な構成原理となっている。そして、本書はその形式にもかかわらず、あるいはその形式だからこそ、著者の膨大な学術的成果を理解するための重要な手がかりを与えている。すなわち、どのような問題関心がどのような現場経験から生まれたのか、またなぜその問いが著者にとって重要なものとして保持され続けたのかという、研究成果の背後にある思考の形成過程が、本書を通じて具体的に示されているのである。

本書が一貫して「オポジションから入る」視点、すなわち党外運動や民主化勢力の側から台湾政治を捉えてきたことは、戒厳令期から民主化期にかけての台湾を理解するうえで決定的に重要であった。一方で、読後に残る課題として、本書では相対的に、当時の権力の側にあった人々や外省人の視点が十分には掘り取られていないのではないかとこの点を指摘することもできる。

戒厳令期から民主化、さらに民主化後に至る半世紀は、多くの台湾人にとって自由と主体性を回復していく過程であったが、別の視点から見れば、外省人の立場にあった人々にとっては政治的・社会的に生きづらさが増していく半世紀でもあった。李登輝期に進められた国民党既得権益の切り崩し²⁾、蔡英文政権下での退役軍人年金改革³⁾、そして史上初の三期連続民進党政権の成立は、台湾社会の主流的価値が「中華民国」から「台湾」へと大きく傾斜していく過程を象徴している。

2) 李登輝は「民主化の父」と評価される一方国民党や外省人からは既得権益を解体した存在でもあった。万年国会の終結や本省人登用、「新台湾人」概念の導入は、彼らの政治的地位と中国人アイデンティティを揺るがす改革として受け止められた。

3) 蔡英文政権は、国民党の不当取得資産処理や移行期正義、原住民族への謝罪、年金改革など、長年放置されてきた構造的課題に踏み込んだ。一方で軍公教を中心とする強い反発を招き、2018年統一地方選挙での民進党惨敗や大規模抗議デモにつながった。

こうした変化のなかで、政治的にも人口比的にもマイノリティ化していく外省人層や、中国に文化的・政治的ルーツを持つ人々が、「自分たちを代弁してくれる存在」を求めるのは必ずしも不自然な現象ではない。昨年(2022)の10月に行われた国民党主席選挙で親中のとされる鄭麗文が一定の支持を集め主席に当選した動き⁴⁾は、一見すると時代錯誤に映るかもしれない。多数派としての台湾アイデンティティが社会に定着する一方で、こうした少数派の存在と感情をどう位置づけるのか。本書が描いてきた台湾理解の射程をさらに広げるためには、「民主化の勝者」だけでなく、「民主化によって相対的に周縁化された人々」の視線をも含めた分析が、今後の課題として考えられるだろう。

もっともこうした要求は本書や著者の業績の大きさを損なうものではない。むしろそれは、著者が築き上げてきた台湾研究の射程が、次の世代による再検討や拡張を可能にする段階に到達していることの裏返しである。また、著者が台湾研究において長年担ってきた役割を考えるならば、ここで改めて評価されるべきは日本における台湾研究そのものを成立させ、持続させてきた学術的実践にもある。

1990年代後半の日本における台湾研究は、「発展」「民主化」「アイデンティティ」という三つのテーマを軸に展開していた。当時とくに重視されていたのは台湾研究が特定の政治的立場の「応援」に見なされることを避け、学術研究としての基準と自律性をいかに確立するかという点であった。この問題意識は、日本台湾学会報第11号などにも明確に示されている。その後、中堅・若手研究者による博士論文が相次いで単著として刊行され、それらを土台に新たな研究が生まれるという循環が形成され、日本における台湾研究は次第に安定した学術的地位を得るに至った。

著者の最大の功績は、まさにこの過程の中心において、台湾を中国研究の一部として扱うのではなく、独立した研究対象として位置づけ続けてきた点にある。政治学、歴史学、社会学、人類学、文学などといった異なる分野の研究が、「台湾」という共通の対象のもとで結びついてきたことは決して当然のことではない。世界的に重要とされる地域であっても、日本では一国研究として制度化されていない例が少なくないことを考えれば、台湾研究が学会、研究会、

学会報を通じて一つの研究分野として発展してきた意義は大きい。そうした意味で本書が示す著者の台湾研究の成果とは、特定の理論や結論以上に、台湾を一つの研究対象として持続的に成立させてきた学術的な実践そのものにあると言えるだろう。

以上の点から、本書は単なる回顧録でも純粋な学術書でもない。台湾研究とは何か、どのように問いを立て、現場と向き合いながら、長期にわたって研究を続けていくのかを示す一冊である。台湾研究を志す若手研究者にとっては、入門書的な意味合いすら持ちうるだろう。評者自身、第一人者の研究成果を「評する」立場にはないと自覚しつつも、本書を通じて台湾研究の魅力と同時に、その重さと向き合う覚悟をあらためて学ばされたことを最後に記しておきたい。

参考文献

- 若林正文 1992『台湾：分裂国家と民主化』東京大学出版会。
- 若林正文 1997『台湾の台湾語人・中国語人・日本語人：台湾人の夢と現実』朝日新聞出版。
- 若林正文編 2014『現代台湾政治を読み解く』研文出版。
- 若林正文 2020『台湾研究入門』東京大学出版会。
- 若林正文 2021『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史 [増補新装版]』東京大学出版会。
- 若林正文 2023『蔣経国と李登輝：「大陸国家」からの離陸?』岩波書店。
- 若林正文 2023『台湾の半世紀：民主化と台湾化の現場』筑摩書房。
- 若林正文 1999「台湾研究とは何か?」『日本台湾学会報』創刊号、1-20頁。
- 若林正文 2003「現代台湾における台湾ナショナリズムの展開とその現代的帰結」『日本台湾学会報』5、142-160頁。
- 若林正文 2009「台湾研究この10年、これからの10年」『日本台湾学会報』11、1-34頁。
- 若林正文 2018「私の台湾研究事始めの頃」『日本台湾学会報』20、1-14頁。
- 若林正文 2021「歴史のなかの総統選挙：『台湾のあり方』を問うてきた一世紀」『日本台湾学会報』23、1-54頁。

4) 2025年10月18日に行われた国民党主席選挙で6人の候補者のうち、中国との関係を重視することを訴えていた鄭麗文が郝竜斌(郝柏村の長男)に大差をつけ約50%の得票で選出された。

『コスモポリス』投稿規定

(2026年1月30日改訂)

1. 本誌は年1回発行される。論文内容は国際関係論・国際比較の分野で、国際政治、国際政治経済、国際経済、開発経済、国際法、国際関係史、国際社会などの理論、実証を主とし、未公開のものに限る。(多重投稿を禁ずる)。本誌の論文としては、原著論文のほかに、研究ノート・資料紹介・書評なども受け付ける。原著論文は、国際関係論における独創性のある理論的または実証的な本格論文とする。研究ノートは、理論的な発展が有望視される分野や問題の提起、既存の理論の小規模な発展など、主として理論的、実証的な観点からの定式化と解析に新しい視点をいれる小論文とする。資料紹介は、国際関係論の分野における、主として理論的、実証的な視点から重要な意義を有するものとする。また、書評は書籍の単なる紹介ではなく、関連分野のレビューの中で当該の書籍の位置づけを明らかにする論考とする。論文は原則として邦文、英文とし、和英両語の表題および和英いずれかの要約を付ける。締切期日は毎年9月30日とする。
2. 論文投稿者は原則として国際関係論専攻に所属する者、もしくは所属していた者とする。その他、外部からの投稿については、編集委員会において適当と認めた者とする。
3. 投稿原稿は、別に定める執筆要領に従って作成する。
4. 原稿は、ファイル（WordやPdf形式など）を編集委員会へ電子メール（gdintrel@sophia.ac.jp）で送付する。
5. 論文は二人以上の査読者によって独立に審査され、その結果によって採否、一部書き直し等の決定を、編集委員会が行う。なお、表記等は統一のために編集委員会で一部改める場合がある。
6. 掲載論文の著作権は上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻に帰属する。掲載された論文は、当専攻のホームページ、あるいは当専攻が委託する機関において電子化された電子媒体で公開される。

執筆要領

1. 投稿原稿は、ワープロを利用する場合には用紙サイズはA4版、900字（=36字×25行、英文にあっては語間スペースを含め概ね2000字=80字×25行）詰めを用い、原著論文は25ページ程度（図表を含めて刷り上がり10ページ程度）、研究ノート・資料は15枚、書評は10枚程度を一応の目安とする。但し、長さの適否は論文の内容やジャンルを勘案して判断する。原稿には、(1) 表題・英文表題、著者名とそのローマ字名を付して、連絡先、所属名と（ ）内にその正式英語名、(2) 本文が英文、和文に応じて、和文、英文要約（155語以内）、(3) キーワード5語を付すること。
2. 記述は簡潔、明確にして現代かなづかい、常用漢字によることを原則とする。

3. 本文において章・節等の記号をつける場合には、章にあたるものは1、2、…とし、第1章第1節にあたるものは1.1のようにする。以下これに準ずる。
4. 本文中における外国人名等の固有名詞は、現地綴りあるいは英語綴りを原則とするが、公式の名称等として著名なものはカタカナでもよい。
5. 脚注は一連番号を参照箇所の右肩に(1)(2)と表し、内容文は原稿末尾にまとめる。
6. 図・表のトレースが必要な場合、制作実費は著者負担とする。
7. 図・表が原稿本文にない場合、挿入箇所は原稿本文の右横欄外に赤字で指定する。

脚注(例)

和書・和雑誌論文

- ・単行本 武者小路公秀『行動科学と国際政治』東大出版会、1972年、201-202頁。
- ・雑誌論文 杉正夫「日本における統治の効率」『中央公論』1958年4月、143頁。
- ・講座・論文集所収論文 高橋徹「イデオロギー」『講座社会学』第3巻(社会と文化)所収、東大出版会、1958年、26頁。
- ・翻訳書 D. ベル編、斉藤真・泉昌一訳『保守と反動』(Daniel Bell ed., *The American Rights*, New York, Criterion Books, 1955) みすず書房、1958年、212項。
- ・翻訳論文集所収論文 ルシアン・W・パイ「新興諸国の形成」I・デ・ソラ・プール編、内山秀夫ほか訳『現代政治学の思想と方法』(Ithiel de Sola pool ed., *Contemporary Political Science: Toward Empirical Theory*, New York: McGraw-Hill, 1967) 勁草書房、1970年、285頁。

外国書・外国雑誌論文

- ・単行本 Daniel Aaron, *Men of Good Hope: A Story of American People*, New York, Oxford University Press, 1951, p.38, pp. 51-68.
- ・論文集 J. N. D. Anderson ed., *The World's Religions*, London, Inter Varsity Fellowship, 1950, pp. 143-162, 257.
- ・雑誌論文 L. A. Weissberger, "Machiavelli and Tudor England," *Journal of Political Economy*, Vol. XLIII. No. 2 (Feb. 1927), p. 589.
- ・論文集所収論文 Roger Hilsman, "Strategic Doctrines for Nuclear War," in William W. Kaufmann ed., *Military Policy and National Security*, Princeton, N. J., Princeton University Press, 1956, pp. 39-74.

『コスモポリス』20号執筆者紹介

柯燁佳（上智大学 グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻博士後期課程）

白山彩（ハワイ大学院マノア校 社会学部博士課程）

山田雄一郎（陸上自衛隊教育訓練研究本部）

久永優吾（上智大学 グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻博士後期課程）

中田実花（上智大学 グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻博士前期課程）

編集後記

今号から『コスモポリス』は基本的にデジタル版のみの発行となりました。専攻ホームページ及び上智大学学術情報レポジトリからダウンロードできます。紙の論文に慣れ親しんだ世代には残念な気持ちもありますが、紙で大量に刷るという形が時代に合わなくなり、デジタル化で研究成果の流通が活発になっていることに疑いありません。今号では、国境を越えた人の移動、軍隊組織の歴史の変遷、比較政治の分析枠組みと国際関係論専攻の柱となる諸分野の論考が揃いました。今後もますます活発な投稿を期待します。

（編集委員長）

COSMOPOLIS No. 20 2026

2026年3月20日 発行

上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻
『コスモポリス』編集委員会

委員長 岸川 毅
委員 MUKHINA Ververa
委員 中内 政貴

Graduate Program in International Relations, Sophia University

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1

TEL 03-3238-3562

gdintrel@sophia.ac.jp

COSMOPOLIS

NO.20 **2026**

Reconstructing Nation-State Identity of Cross-Border Ethnic Groups through Tourism

KE Yejia

Transmission of Okinawan Cultural Practices in Hawai'i and Los Angeles:
Individual Narratives on Ryukyuan Dance

SHIRAYAMA Aya

The Causes of Functional Differentiation and Abolition of Military Organizations:
Study of U.S. Marines, Royal Marines and Soviet Naval Infantry

YAMADA Yuichiro

Factors and Strategies for Judicial Resistance under Illiberal Regimes
: Bridging Comparative Politics and Judicial Politics

HISANAGA Yugo

Taiwan's Half Century: The Frontlines of Democratization and Taiwanization

NAKATA Mika

Graduate Program in International Relations, Sophia University
March 2026

COSMOPOLIS
